

# 会報

第52号

国立大学協会

昭和46年6月

# 会 報

(第 52 号)

## 目 次

- 随想 環境とエコシステム……………(1)
- 収蔵品……………(5)

### A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(7)
  - (1) 理事会 (46. 2. 19)……………(7)
  - (2) 理事会・大学運営協議会合同会議  
(46. 3. 26)……………(13)
  - (3) 理事会・大学運営協議会合同会議  
(46. 3. 27)……………(18)
  - (4) 理事会 (46. 3. 26)……………(18)
  - (5) 第1常置委員会 (46. 3. 17)……………(19)
  - (6) 第2常置委員会 (46. 2. 15)……………(20)
  - (7) 第2常置委員会 (46. 4. 17)……………(23)
  - (8) 大学卒業予定者就職問題懇談会  
(文部省主催) (46. 2. 16)……………(25)
  - (9) 第4常置委員会 (46. 4. 5) ……(26)
  - (10) 第5常置委員会 (46. 2. 20)……………(28)
  - (11) 第7常置委員会 (46. 2. 9) ……(33)
  - (12) 医学教育に関する特別委員会  
(46. 3. 11)……………(34)
  - (13) 教養課程に関する特別委員会  
(46. 4. 7) ……(37)
  - (14) 教職員の厚生等に関する特別委員会  
(46. 2. 25)……………(38)
  - (15) 入試調査特別委員会 (46. 3. 10)……………(40)
  - (16) 入試調査特別委員会 (46. 4. 2) ……(43)
  - (17) 入試調査特別委員会 (46. 5. 1) ……(46)
  - (18) 大学運営協議会合同研究部会  
(46. 2. 21)……………(48)
  - (19) 大学運営協議会各研究部会連絡会議  
(46. 3. 7) ……(49)
  - (20) 特別会計制度協議会 (46. 3. 25)……………(51)
2. 諸会合……………(56)

### B 要望書等

1. 公務員宿舍増設等の要望について  
(46. 3. 11)……………(58)
2. 「高等教育の改革に関する基本構想」  
に対する見解について  
(46. 4. 14)……………(58)

### C 予算・決算

1. 昭和45年度 国立大学協会歳入歳出決算  
(付 財産目録) (46. 5. 14) 理事会 ……(60)
2. 昭和45年度 国立大学協会歳入歳出追加  
予算(案) (46. 2. 19) 理事会 ……(62)
3. 昭和46年度 国立大学協会歳入歳出予  
算(案) (45. 3. 26) 理事会 ……(63)

### D 資 料

1. 大学改革の現時点(西田亀久夫) ……(64)
2. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開  
始時期等について (46. 3. 1) ……(72)
3. 視力障害者の大学進学について  
(46. 3. 19)……………(73)
4. スポーツ安全協会傷害保険の趣旨周知方  
について (46. 4. 9) ……(74)
5. 「大学問題に関する調査研究報告書(案)」  
に対する各大学の意見照会について  
(46. 4. 16)……………(74)

### E その他

1. 学長・役員等の異動について……………(79)
2. 大学設置審議会分科会委員候補者の推薦  
について……………(79)
3. 寄贈図書……………(80)
4. 窓
  - 脳研究の重要性……………(57)
  - 特別名勝松島の若返り手術……………(59)
  - 「学生との対話」学生実験室にて…(81)

# 随 想

## 環境とエコシステム

後 藤 正 夫

入学式で新入生に対して、学内を清潔にして不衛生を追放するよう、教職員とともに協力してほしい、とうたえた。雄大な久住の山々とみどりの大自然を背に、鶯や小綬鶏の声をきかない日はないキャンパスは、すべてが新しいものづくめである。大分大学はこの環境を保護して、学内を清潔に保持するよう努力してはいるが、施設の内部に衛生上心配な状態がしばしばおこっているのも、その改善について協力を求めたつもりである。しかし、入学式の式辞の中で、たとえば寮のトイレがきたないともいえないので、環境の保護と不衛生の追放という表現を用いたのであったが、まだ学内をよく見ていない新入生や父兄の中には、私の真意がわからない者もあったらしく、新聞の報道によれば、過激な学生とその影響のことをいっているのだろうか、くびをかしげている者があったそうである。

学内から、環境汚染を兆のうちに追放しなければならないのは当たりまえのことであるが、私が特にそのことをうたえたのは、私自身が県の公害対策審議会の活動に関与していることと、県下の公害追放の市民運動の推進役を、私のいる大学の教官がつとめていることにもよる。さらに私の未来研究の分野で、環境保護が当面の大きな課題で、他をいうまえにまず自分の周辺から始めなければならないと思っているからである。

昨年大阪で開催された万国博覧会の、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、アイスランドの北欧五ヶ国の共同パビリオンでは、7,400枚のスライドを使って環境保護の重要なことだけ観衆にうたえていた。“地球全体汚濁のときだ。人類全部の問題だ”、“汚濁防止、工場規制、一国だけでは不公平”等々のアピールのことばは、観衆に強烈な印象を与えていたのである。

万博が終って間もない昨年10月に、私は欧州産業予測調査団の副団長として日本とヨーロッパ産業界のトップの人びとが討論する旅行をしたが、たまたまスウェーデンで環境保護庁のウルフ・ヘルニンゲン氏から、環境保護についての政府の施策を詳細にわたってきくことができた。そのときの話によると、この国が最初に環境保護について関心をもったのは、生物がDDTなどの農薬による汚染の危機にさらされていることをうたえたアメリカのレーチェル・カーソン女史の著書“サイレント・スプリング”によるものであったが、スウェーデンの河川や湖沼が実際に汚染しつつあることを知ったのは、日本の学者が発表したスウェーデンの水質汚染の研究であつたらしい。非同盟中立の政策をとっている政府は、社会保障制度とともに環境保護に、努力を傾けた。環境保護を国土防衛の一環と考えるほど力を入れているが、それにもかかわらず主要産業の一つであるパルプ工場の廃液による汚染の問題はまだ解決していない。一方バルト海は回復が困難といわれるほど汚染が進んでいるので、この国

では環境問題についての危機感が深刻になっている。“汚濁防止、工場規制、一国だけでは不公平”という万博でのうったえは、スウェーデンの切実な叫びであることを、ヘルニンゲン氏の話からよく理解することができた。このようにスウェーデンが環境保護のために国をあげて努力している姿は、アメリカ合衆国においてニクソン大統領が公害教書を発表して、みずから先頭に立って、テクノロジー・アセスメントの運動を進めて、科学技術の不均衡発展の結果おこりつつある公害を撲滅する努力を続けているのと、まさに対照的であろう。

ヨーロッパ各国の環境保護への関心には、かなりの違いがある。イギリスを訪れたとき、ロンドンでは清掃労働者のゼネストが行なわれていた。町かどにはゴミの山が築かれ、沢山の紙くずが路上を舞い、市民はみんな顔をしかめていた。なかでも深刻だったのは、公共下水道の終末処理がストップしたことで、汚水はテムズ川にどんどん流れ込んでいたのである。全市民の排泄物が公共下水道に流されているから、かつて北九州でおこった清掃ストで、トイレがあちこちで溢れて不潔な事態が発生したがそれにくらべてはるかに重大であった。新聞は、テムズ川は永久に元のとうりにならないであろうと報道していたが、このストは管理社会において、社会のシステムに合わないような集団的行動がおきると、その結果はたちまち社会全体を図り知れない危険に陥れることを警告しているように思われた。かつて1952年に家庭で使用した暖房や炊事の石炭の煙によるスモッグのために、3,000人以上の死者を出したロンドンでは、大気清浄化法（Free Air Act）を公布して市民をあげて努力した結果、きれいな環境を取り戻したのであったが、ロンドン市民はこの清掃ストで意気銷沈していたのである。

かつて“第2の東京をつくるな”の合いことばのもとに、欧州共同市場のために建設したオランダのライン河口のロッテルダムは、すでに世界一の貿易港、貿易都市として完成しているが、上流の国々の努力にもかかわらずライン河の汚れがひどくなって、市当局はその対策に頭をいためていた。欧州工業研究管理協会（EIRMA）の幹部とパリの本部で討論を行なったとき、デンマークでは、家庭から出る汚染が大気汚染と水質汚染の半ばを占めている。そこで企業ももちろん努力しているが、各家庭が汚染を出さないように協力してくれなければ効果があがらないということを力説していた。

またフランスでは、パリの大気汚染が局部的にはかなりひどくなっているようにきいた。しかしパリは一步郊外に出れば広々とした田園であり、したがって公害も日本のように顕在化していない。3年前に“衛生上水泳を禁止する”と書いたセーヌ河畔の掲示板の下で、3人の女性が泳いでいるのを、巡査が笑いながら見ていたが、セーヌはその当時とあまり変わっていないようであった。しかし、ある団体の昼食会に出席したとき、さる有名なレストランの主人の卓話の中で、河川の水質汚染のために、これまでの場所ではうまい魚がとれなくなったので、やむなく別の川のものを使うことにした、と水質の汚染がパリの味覚にも異変をおこしつつあることを語った。その話をききながら、勲章の略綬をつけた老人たちが溜息をついていた。

ひるがえってわが国では環境汚染が急激に顕在化しつつある。狭い国土で人口の都市集中による都市化が進み、往年の大規模な設備投資が生産の拡大と経済の高度成長をもたらしているが、その反面、不均衡発展による公害がいたるところに発生している。しかし日本はヨーロッパのように隣国と



近接していないので、外国から規制を求められることもなく、顕在化するまで放置されていたのである。日本は最近になってようやく公害に目覚めたのだといえるかも知れない。

さて、わが国の環境保護の問題は、産業公害に特に関心が向けられている。もちろん自動車の排気ガスが問題となり、夏は気温が高いのでオキシダント公害も問題化している。しかしわが国ではまだ家庭から出る汚染には、あまり注意が向けられていないように思われる。都市化と人口の都市集中が急激に進んでいる日本では、もっとこのことに眼を向けるべきである。また産業公害についても、自分の居住地域あるいは自分の生活圏本位な考え方が強すぎるようである。たとえば煙突を高くして有害な気体を上空の大気中に拡散させているが、これによってその地域の大气の汚染を妨げるであろうが、上空高く拡散した汚染した気体が地球の大気圏層の中に蓄積するということには、あまり責任を感じていないようである。そのようなことでは、たとえ世界のいたるところで、その地域の環境の汚染を防ぐ努力をはらったとしても、結果的に見れば地球全体の汚染ということが見逃がされていることになる。このあたりで、環境保護の問題をもう一度見なおす必要があるであろう。たとえば爆発的な増加が続いている人間をも含めた、動物と植物の生存のシステムを、エコロジーの面から考えてみるべきであろう。

アメリカの人類学者のマーガレット・ミード女史は、第二次大戦中のエドナ・セント・ミレイの“孤島はもうない”の詩を引用して、地球島におけるエコシステムを考えることの重要性を指摘している。ミード女史は人類が初めてエコシステムを知ったのは島の住民であったという。島で生きることのできる条件を守るために、タブーなどをつくって結婚をも制限した。それでも人口もふえれば、他の島に移住するより道がなかったが、今や地球は一つの島にすぎなくなり、この小さな地球という島の中で、生物が生存するための循環を完結するシステムを確保しなければならないと、ミード女史は主張しているのである。

しばしばいわれているように、地球上の動物のエネルギーの総量は、植物が有機物の形で吸収した太陽エネルギーの量によって限定され、また、地球上で燃焼のために消費される酸素の量は、地球上の生態システムがつくり出す酸素の量によって限定される。アメリカ合衆国の国土での酸素の自給率は60%といわれるが、そうだとすればどこか他の地域から40%分の酸素を補わなければ、アメリカの生物の生存システムは保たれないわけである。したがってこれからの世界をエコシステムの点から見れば、一国エゴイズムは許されないし、この面では自由競争も制限しないと危険なのである。

このように考えるとき、われわれは人類についても、社会についても、自然についても、技術についても、そしてこれらが相互に作用し、相互に影響し合っている複雑な社会システムについても、科学の面と人間の面との両面からじっくりと見きわめ、未来に発生するであろう危険なパターンを予見して、これを避けるために、国境や地域や大陸をこえて協力することが必要である。1968年以来ローマ・クラブが全世界の識者に働きかけているのも、このことなのである。

地球島から逃げ出そうとしても、今のところ人類が脱出できる可能性のある島は発見されていない、ケネース・ボールディングのことは借りれば、われわれの住んでいる地球は、“宇宙船地球号”に過ぎない。宇宙船地球号の中で、すべての生物と機械のシステムの循環が完結していなければなら

ないのである。

そこでわれわれの住んでいる地域の問題を、地球全体のエコシステムとの関連のもとに考えてみれば、これまでの考えを変えなければならないことに気がつく。各地域についても、できる限りその地域でシステムの循環を完結するよう努力しなければならない。スウェーデン政府は、1970年には全人口の25%しか公共下水処理を行なっていなかったのを、1975年までに全人口の99%をカバーするように拡大する計画を進めている。これは、そのような考えに沿っているもので、国の規模は小さいであろうが、5年間でこの大事業を完了させるための財政投資は巨額なもので、いまの日本ではとうてい考えられないことであろう。

これからは工場で生産工程から出てくる廃棄物は、生産のプロセスの中に処理システムをあらかじめ織り込むようにしなければならない。都市システムでは空気も水も循環して使用するシステムを考えなければならない。ミネソタ州とミネソタ大学が1973年から共同開発を計画しているミネソタ実験都市は、循環を完結する都市システムの典型となるであろう。

スウェーデンは環境保護についてOECDによびかけ、次いで国連本部にも働きかけて、ついに国連がストックホルムで環境保護の国際会議を開催するところまで漕ぎつけた。世界各国は自分の国の環境保護のために努力するだけでなく、各国相互間の協力を行なって、地球島の循環システムの均衡を保たなければならない。このような地球を救済する政策を掲げた大政治家が世界にも、日本にも、地域社会にも出て、大いに人類のために働いてもらいたいものである。

しかし環境保護に対する現在の各国の関心のもち方には、あまりにも大きな違いがあり過ぎる。スウェーデンの大気および環境研究所次長のブルノー氏は、公害をまだ正体のよくわからない象にたとえて、次のような寓話を語っている。象に関する国際会議に提出された論文の表題は、アメリカのは“巨大で最もりっぱな象”，ドイツのは20巻におよぶ大論文で、その表題は“象の研究についての序論”，イギリスのは“どうして象を撃つか”（オウエルは国名の風刺小説でイギリスの植民政策を批判している），フランスのは“象の愛情生活について”，そしてスウェーデンのは“中立政策によって象をどうするか”であった。

国連の会議において、世界各国が象について同じ認識に立って協力活動を行なう道が開られることを望んでやまない。

（大分大学長）

# 収 蔵 品

新 規 矩 男

個人の家でも、旧家ともいわれるほどの家なら、先祖から伝わった有名な画家の掛物など——その真偽は別問題として——いくらかあるはずである。これと同様に、全国の大学には、他では容易に見られないというご自慢の図書や標本などの資料が、多かれ少なかれ所蔵されていることであろう。

美術・音楽の両学部から成る東京芸術大学で大切にしている蔵品は、いうまでもなく美術品と楽器とである。音楽史上貴重視されている楽器の標本は、芸大に260点ほどあるが、その中には、現在世界でも数少ない、有名なイタリアのアントニウス・ストラディヴァリウス(1644—1737)の作ったヴァイオリンがある。これは彼の最盛期に属する1717年の製作で、「パーク」と命名され、4代前から持主の明らかな、由緒正しい名器である。



陳列館風景(正木記念館内陳列状況)

美術品の収集は38,000点以上にのぼる。これらは、美術の教育には何よりもよい作品を見せる必要があるという考えから、旧制東京美術学校時代以来集められてきた標本である。その中には38点の指定文化財も含まれているが、最も貴重なものの一つに、天平時代の「過去現在因果経」一巻がある。これは釈迦の伝記を記述した経巻で、下半に漢訳のテキストを書き、上半にその内容を説明する絵画が描かれている。この種の経巻は全8巻になっていたもので、芸大以外では、京都の上品蓮台寺と醍醐報恩院とに各1巻、その他の収集に残欠があるばかりである。

興味のあることは、東京美術学校でこの経巻を購入したときの書類が、今日も残っていることである。この学校が明治20年設置されてまだ授業も開始されていなかった頃の、明治21年3月24日の日付が入っている。「一因果経 上面挿画 壺巻 代価貳百貳拾圓 右者別紙ニ證明候通希代ノ名品ニ有之参考上必要ノモノニ付本校備品トシテ購入相成可然哉」という文面の伺書には、校長事務取扱浜尾新のサインの下の方に、幹事岡倉天心(当時26歳)の「覚三」という円印が押されている。大臣の欄の間違え森という自署は、森有礼のものである。この伺書は、右下がりの特徴ある書体から、天心が書いたことは明らかである。同時に提出された4通の証明書の一つには、明治における日本美術の恩人の1人フェノロサが英文で書き、天心が訳文をそえたものがある。経巻の製作時代については、an age shortly preceding that of Shotoku Taishi と

いう原文を、天心は「聖徳太子ヲ去ルコト遠カラザル時代」と訳しているが、これは余りにも時代を上げすぎたフェノロサの考えを、いくぶん訂正しようと意図したものであろうか。

美術品の価格とその芸術価値とは、本来無関係である。それにしても、購入価格の220円は当時としてはそうとうの額であったろう。今から10数年前、同種の因果経の断簡が、1行につき30万円という値段で売りに出ていたと聞いた。その後の美術品一般の値上りを考慮すると、600行を数えるこの因果経の時価は驚くべき額になろう。このような貴重な文化財を永く保存し、研究資料として利用するために、芸大では年1回日数を限って展覧して教官や学生に見せ、平生は他の美術品や、前記のストラディヴァリウスを含む楽器類とともに、恒温恒湿の収蔵庫に納めて保管している。

(東京芸術大学教授 芸術資料館長)

# A 事業報告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日 時 昭和46年 2月19日 (金) 午後1時～4時50分

場 所 学士会館 203 号室

出席者 加藤会長、和達副会長

堀内、柳川、秋月、福井、宮島、馬場、今西、前田、藤本、稻荷山、倉田、久保、田中、中塚、広田各理事  
後藤(第5)、近藤(第6)、鎌田(第7)各常置委員長

横田監事

初めに、会長より、去る2月3日本川副会長が急逝され、2月13日に行われた大学葬に会長が参列して生花を捧げ弔辞を述べたこと。および熊谷愛媛大学長には2月10日急逝され、3月5日に大学葬が行なわれることになった旨報告があり、一同哀悼の意を表した後、続いて事務局長より、本日の欠席者について報告し、丁子主事より配布資料の説明があつて議事に入った。

#### 1. 会務報告

会長より、前回の理事会以後の主な事項について報告し、ならびに追認を求められた。

##### (1) 要望書等の取扱いについて

第47回総会で決定した、a) 高年令者の昇給延伸措置についての要望 b) 国立大学の授業料についての見解 c) 教員養成制度について(中間報告)については、総会終了の翌日(11月27日)に、会長、和達副

会長、近藤第6常置委員会委員長および加藤第6常置委員会委員が同道して文部省、大蔵省、人事院、総理府、自民党文教制度調査会等に出向き、説明の上これを要望した。

##### (2) 昭和46年度予算に関する重点事項について

昭和46年度の予算査定の段階において、重ねて大蔵省、文部省に対し、重点事項について要望することが適当と認められたので、12月23日に取急ぎ特別会計制度協議会小委員会を開催し、文部省側委員より大蔵省の第1次段階の査定状況等を聴取の上「昭和46年度予算に関する重点事項」を作成し、翌12月24日会長、和達副会長、近藤第6常置委員会委員長が同道し、澄田大蔵事務次官、天城文部事務次官および関係官にそれぞれ面接の上その実現方について強く要望した。このことは、既に書面をもって各大学長に報告したが、この際改めて承認願いたい旨を述べられ、異議なく承認された。

##### (3) 国立大学教職員待遇改善に関する調査会または協議会設置について

文部省との間に国立学校教職員の待遇改善に関する調査会または協議会を設けることについては、2・3年来要望して来たが、去る1月27日に、このことについて文部省との間に打合わせの会合が開かれ、当協会からは近藤第6常置委員会委員長、隅谷、慶谷両専門委員が出席し文部省側と協議した。なお、その際の協議の模様につい



ては、近藤委員長より、後程報告することになった。

## 2. 議 事

### (1) 副会長選出について

本川副会長の逝去に伴い、本年6月に行なう改選期まで空席にしておくことも考えられるが、現下の諸情勢からみて後任副会長を選出することが適当と認められ、直ちに投票を行なうこととした。投票に入る前に、投票は単記無記名とし、得票多数で過半数を得た者を当選者とする、なお拘束力はないが従来慣例からすれば、旧設大学からと新設大学からとのバランスの問題からして今回は旧設大学から選ぶこととなること、開票は監事の立会いで事務局で行なうこと、などの点について説明があった。投票を行なった結果、前田理事（京都大学長）が当選し、副会長に推薦された。ついで、前田理事より就任の挨拶が述べられた。

なお、前田京都大学長は、従来第6常置委員会の委員であったが、副会長になられたので後任の委員として東北大学長（前副会長）をお願いしたい旨会長より諮られ、了承された。

### (2) 共通第1次試験調査特別委員会（仮称）の設置について

このことについては、前回の第47回総会で、調査特別委員会の設置については、各大学の意見を聞き、その結果をまわって、理事会に諮って決定することになっていたが、各大学の回答意見は資料4.のとおり（回答68大学、内賛62大学、否3大学、保留1大学、統一意見ない2大学）の結果となったので、本日これについて審議願いたい旨諮

られ、なお、第2常置委員会では、去る2月15日に委員会を開いて協議したので、先ず秋月委員長より当日の審議の模様について報告を求められ、秋月委員長より、各大学にアンケートする際、特に資料3.のとおり、この提案にいたるまでの第2常置委員会における審議経過の概要を報告して参考に供したが、多数の回答をいただいたので、その回答意見に基づいて審議を進め種々意見の開陳があり、主として①共通第一次試験を行なうことを前提とするものではなく広い場で審議を願う趣旨のものであること②委員の構成については、大学の種類、所在地等を勘案し慎重を期すること、など調査特別委員会を設けることについての意見と同委員会が設けられることになった場合の意見とがあった旨報告があり、会長より、全会一致によるか、あるいは多数決によるか、何れにしても実施の是非も含めての調査特別委員会であり、また、共通第一次試験を行なうことになってもそれが大学を拘束するものではないとの前提に立っているものである、設置することに決めてもよいものと思うがどうかと諮られ、同委員会を設けることについては異議なく了承された。

次いで、本調査特別委員会の機構について諮られ、国大協の規則からすれば「特別委員会」となるが、特別委員会だと委員の構成は自由であり、教員委員も制限はないので都合がよい。ついで、委員の構成については、秋月委員長より、第2常置委員会での意見は、共通第1次試験を行なうことを前提としたものでないにしても、第2常置委員会の委員が多数参加することは、公正を失す

るおそれがあるので、参加を見あわせ、理事会におまかせしたいとのことである旨報告があった。会長より各地区より4人となると大人数となるので、各地区2人として12人程度を中心に考えてはどうか第2常置委員会からも今までの関係から半数位が、その他1・2期校の関係もあり、考えの違いもあるから、それらの点を組み合わせて、それに教員委員を各地区から1人を加えることではどうかとの提案があり、ここで、一応事務局で事務的に考えた「案」別紙「共通第1次試験調査特別委員会(仮称)設置について」により、局長よりその趣旨を説明し、これに基づいて検討の結果、次のとおり了承された。

- 1) 名称は、入試調査特別委員会とする
- 2) 委員候補者
  - a) 会長、両副会長、第2常置委員会委員長、静岡大学長(コンピューター関係)と、
  - b) 各地区より3名とし、うち第2常置委員1名、第2常置委員会委員以外の大学1名、教員委員1名とする。なお1期校・2期校についても考慮することとする。

| 地 区   | 1 期 校     | 2 期 校        | 教 員 委 員        |
|-------|-----------|--------------|----------------|
| 北海・東北 | 東 北 大     | 小樽商大(2)      | 松永藤雄教授<br>(弘大) |
| 関東甲信越 | 東 京 工 大   | 東京商船(2)      |                |
| 中 部   | 三 重 大     | 名 工 大 (2)    | 続有恒教授<br>(名大)  |
| 近 畿   | 大 阪 大     | 京都工繊大<br>(2) |                |
| 中・四国  | 広 島 大 (2) | 香 川 大        | 菅好雄教授<br>(岡山)  |
| 九 州   | 熊 本 大 (2) | 鹿 児 島 大      |                |

(注) (2)は第2常置委員

教員委員については、現在の第2常置委員

会の教員委員はそのままお願いすることとし、関東甲信越、近畿、九州の3地区の教員委員については、当該地区の推せんにより入試調査特別委員会で選考することとする。

本特別委員会第1回を3月中に開催することを申し合わせた。

### (3) 第7常置委員会を廃止し、教員養成特別委員会を設けることについて

会長より、第7常置委員会の委員構成が片よって来たこともあり、他方教員養成についての特別の問題が残されているので、特別委員会で審議願うのがよいのではないかと考えられる。また特別委員会だと委員の構成についても適当な組み合わせができるので、この問題についてご審議願うこととした次第である。去る2月9日にこのことについて第7常置委員会で協議されたので、その際の模様について、まずご報告を願うこととしたい旨発言があり、鎌田第7常置委員会委員長より、特につけ加えることもないが、前々から色々と指摘されてはいたが、当面する教員養成関係の設置基準についての問題が残されていたのでこの問題について検討を行なって来た。2月9日に委員会を開いて廃止の問題について話し合った結果、廃止することになった旨報告があり、会長よりご報告のとおり第7常置委員会でも廃止することが適当であるとのことであるが、今、この問題を提案したのは、6月の総会はたまたま役員や委員の改選期でもあるので、常置委員会の廃止はそれ以前に内定しておく必要があると考え、本日ご協議願って、よろしければ、本件はとくに文書をもって各大学の賛否を伺い内定したいと思うので、この点も予

めお含みの上ご審議願いたい旨述べられ、別紙資料 8 の「第 7 常置委員会を廃止し、教員養成特別委員会を設けることについて」（案）について審議の結果、特別委員会を多くつくることはどうか、伝統ある第 7 常置委員会である。委員の構成についても片よらないよう教育系大学以外からも参加するなどの配慮がほしいなどの意見もあったが、結局、提案のとおり廃止することを前提として予め準備を進めることに承認された。

1. 第 7 常置委員会は、昭和 46 年 6 月 23 日（第 48 回総会第 1 日）限り廃止する。
2. 教員養成制度特別委員会（仮称）は昭和 46 年 6 月 24 日（第 48 回総会第 2 日）に設置する。
3. 本特別委員会の委員の構成については、各地区より 3 名とし、内教員養成関係大学より 1 名、その他の大学より 1 名、教員委員 1 名とする。なお、委員候補者として次のとおり選ばれた。

| 地 区   | 教員養成関係 | その他   | 教 員 委 員       |
|-------|--------|-------|---------------|
| 北海・東北 | 北海道教育大 | 岩 手 大 | 大田堯教授<br>(東大) |
| 関東甲信越 | 東京学芸大  | 埼 玉 大 |               |
| 中 部   | 愛知教育大  | 名古屋大  | 池田進教授<br>(京大) |
| 近 畿   | 奈良教育大  | 神 戸 大 |               |
| 中・四 国 | 広 島 大  | 岡 山 大 |               |
| 九 州   | 福岡教育大  | 九 州 大 |               |

なお、教員委員は、関東甲信越地区および近畿地区はそれぞれ現在の専門委員を、その他の 4 地区の教員委員は、本特別委員会において選考することとした。

#### 4. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正について

第 7 常置委員会を廃止する場合は、この選出要領の一部（各常置委員会の定数）を改正する必要があるので、予め別紙改正案（資料 9）について審議の結果、原案どおり承認された。

#### 5. 役員等改選について

来たる 6 月に開催の第 48 回総会においては、役員・委員等の改選期に当たるので、改選を行なうことになるが、その手続き方法などその関連事項について、あらかじめ説明し、問題によってはご協議願うこととしたいとして、先ず事務局より別紙資料 10～16 について逐次説明の上了承され、協議事項については次のとおり了承された。

##### (1) 会長・副会長・理事・監事および常置委員会委員等改選について

1) 会長・副会長・在京理事をもって構成する役員等選考役員会の設置と担当事項について、了承

2) 常置委員会教員委員の選任について

北海道東北地区は、現在第 6 常置の中林陸夫専門委員（東北大）を、関東甲信越地区は、現在第 1 常置の桑原作次専門委員（埼玉大）をそれぞれ推薦することに了承され、残りの 4 地区の候補者を各地区より推薦願うこととした。

#### 6. 地区代表理事（世話人）の選出について

一応、会議を休憩の上、各地区毎に代表理事（世話人）を選考の結果、次のとおり決定した。

北海・東北 弘 前 大 学

関東甲信越 東京教育大学  
中部 岐阜大学  
近畿 京都大学  
中・四国 高知大学  
九州 佐賀大学

なお、世話人は、4月20日までに、各地区の理事候補者を互選すること、また北海・東北および関東甲信越以外の地区世話人は当該地区の教員委員候補者を推せんすることになった。

#### 7. 第4常置委員会臨時委員の選出について

第4常置委員会の教員委員の金沢大学井上剛教授は、この3月に停年により退職のため教員委員を辞任することになるが、同教授は、文部省の学寮委員会の委員長をされており、また、現在第4常置委員会において、学生の災害補償の問題に専念されており、同教授の辞任は委員会の審議に甚だしく支障をきたすことになるので、会則第26条の2により引続き臨時委員をお願いしてよろしいかについて諮られ、異議なく了承された。

#### 8. 昭和46年度会費額について

昨年6月の総会において改正された基準に従って事務局で計算した別紙資料17の各大学の会費額について事務局長より説明し、異議なく了承された。

#### 9. 昭和45年度追加予算について

昭和45年度追加予算について資料18により事務局長より説明し、異議なく了承された。なお、本件は6月の総会で追認を受けることが、併せて了承された。

#### 10. 第48回総会開催期日について

資料19により説明し、原案どおり了承

された。

6月23日(水) 10時～17時 総会第1  
日 国立教育会館  
17時30分 懇親会  
24日(木) 10時～12時 各常置委  
員会 国立教育会館  
13時～16時 総会第2  
日 国立教育会館  
25日(金) (文部省招集学長会議)  
28日(月) 10時～16時 事務連絡  
会議 国立教育会館

#### 11. 各委員長、各研究部会長報告

##### 1) 第6常置委員会 近藤委員長

教職員の給与改善に関する調査会または協議会設置については、前々から当局に設置方を要求していたが、今年になって文部省人事課長より、このことについて非公式に話し合いたいとのことであったので話し合ったが、高校以下の教員の待遇改善について国会へ提出する目安がついたので、それに関連して国大協よりの要望について、いきなり調査会を設置しても、給与体系や財源の問題もあり必ずしも容易ではない、設置しても実りがないようでも困るので、先ず検討して見通しをつけてから設置することにした、そこで在京の第6常置委員の方々と話し合いたいとのことであったので、会長にも連絡し、1月27日、協力願っている隅谷、慶谷両委員と3人で、官房長、人事課長等と話し合ったが、文部省としては、何か具体案を国大協で検討し提示してほしいとのことであり、会長に諮って、和達副会長、待遇改善関係の専

門委員、第6常置委員会の在京委員の方々と話し合った結果、専門委員を煩わして、調査会の考え方および問題点などを予め検討して頂き3月頃に協議した上、さらに文部省と話し合うことにしている旨説明があった。

その他定員削減の問題については、文部省でも枠外扱いとすることについて検討しているが、難しいこと、教官については率をへらしながら進めていくが、一般職員はそれも容易ではない、強気に働きかける必要があるとのことであった。

## 2) 第3常置委員会

委員長所用のため鶴田局長より、大学卒業者就職推せん開始時期の問題について、今年も話し合いがあったが、技術系は工場実習に差しつかえるので6月1日とし、事務系を7月1日とする点が問題の焦点であった。私大連も6月1日に統一することを主張したが、現在7月1日としているのを6月1日とすることは逆行することになるとの意見もあり、当協会としては、そのいずれにするかは会長および第3常置委員長に一任されていたが、その後かなり活発な話し合いが行なわれ、工業教育協会の委員長の骨折り等もあって、技術系事務系とも7月1日1本とすることに申し合わせが成立した。なお、昨年は声明書を出したが、今年はこれを差し控えることとなり、2月27日に調印し、各大学へも通知することとなった旨報告があった。

## 3) 第5常置委員会 後藤委員長

本委員会では、①国費留学生の給与引上げについて ②非常勤講師の手当および旅費の増額について当局に要望したことは、さきの総会にも報告したが、学部留学生、研究留学生ともそれぞれ増額の要求が計上されており、これが認められるとすればかなり質のよい留学生が来日することになることが予想される。なお、非常勤講師の手当および旅費の増額については、余り期待はもてないが、今後ともできるだけ努力したい旨の報告があった。

## 4) 第4常置委員会 柳川委員長

学生の災害補償の問題について目下引続き検討中であり、その他地区共同の研修厚生施設の設置についても検討中であるが、各地区でもお考え願ひ前向きにお力添えを願いたい旨要望された。

## 12. その他

### 1) 国公立大学団体連合懇談会開催について

昨年6月、日本学術会議からの招きにより、大学団体の連合組織について懇談したことは、当時の理事会および総会に報告したが、来たる3月中旬頃に国公立大学団体連合懇談会を開催し、大学改革、放送大学の問題や懇談会の今後の運営等について懇談願いたい旨申し越しがあったが、期日が決まれば、大体前回出席の方々に出席願ったと考えている旨報告し了承を求められた。

### 2) 国際大学協会理事会出席について

2月22日からパリで理事会が開かれ

るので、理事として出席することになった旨報告があり、なお、国大協はアンシエートメンバーでもないようであるが、いかがなものか。議題としては、次回のモスクワでの総会のことや、国連大学の問題が上っているようである。

### 3) 次回理事会開催期日について

現在、研究部会で「大学問題に関する調査研究報告書(案)」や中教審の「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解」について取りまとめを急いでおり、作業が多少おくれている関係もあるが、3月中旬頃には理事会に諮ることになるかと思うので、何日がいかがを諮り、学年末の諸行事なども勘案し、3月26日(金)午前10時より開催することとした。

### 4) 新聞発表について

本日の審議事項中、副会長の新任および入試調査特別委員会の設置について、5時半から記者会見を行ない、和達副会長、秋月第2常置委員長に出席をお願いすることについて諮られた承された。

### 5) その他

1) 財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全協会傷害保険」のことについて、当該協会よりの「解説」を3部宛別途各大学へ送付すること、また各都道府県に支部をおくことになるとのことであるが、大学は今後の様子を見た上で考えたいなどについて報告があった。

### 2) 熊谷愛媛大学長の葬儀について

去る2月10日急逝された熊谷学長の葬儀は、3月5日に大学葬により行なわれることとなったが、当日は久保高知大学長に会長代理として出席願うこととした旨報告があり、了承を求めた。

### 3) 事務簡素化について

柳川理事より、定員削減の問題に関連して、今後大学としても積極的に事務の簡素化を検討する必要があると思われるので、事務局長会議などと連絡をとり、検討するようにしてほしい旨の意見があった。

## (2) 理事会・大学運営協議会合同会議議事要録

日 時 昭和46年3月26日(金)午前10時～午後5時

場 所 学士会館 203号室

出席者 加藤会長、和達、前田各副会長  
堀内、柳川、秋月、福井、宮島、馬場  
今西、藤本、稲荷山、坂本、倉田、久保、田中、広田各理事  
後藤(第5)、近藤(第6)、鎌田(第7)各常置委員長  
広根、横田各監事  
加藤、藤吉各委員  
伊藤、野田、武田、松田、田畑各臨時委員  
佐々木、総山、成川、綿貫、沢田、小野木、下沢、堀口各専門委員

加藤会長が出席されるまで、代って和達副会長より、本日はかねてより大学運営協議会の各

研究部会において、大学問題に関する調査研究を進めてきたが、今回別冊のとおり「大学問題に関する調査研究報告書(案)」がまとまったので、これについて審議を願うことと、いま一つは、さきに第1常置委員会において、中教審の「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(未定稿)」をとりまとめ、これについて各大学のご意見をうかがい、その意見に基づいて修正加筆を行なった結果、別冊のような案がまとまったので、これについて審議を願いたい。なお、以上二つの案のとりまとめにあたって、各研究部会および第1常置委員会の方々のみならず協力に対し、特に感謝の意を表せられた。

次いで、鶴田局長より、この「大学問題に関する調査研究報告書(案)」は、昨年2月に出した「中間報告」を増補改訂したもので、本日も意見をうかがってまとめた上、これを各大学に送ってご意見をうかがい、それに基づいて修正加筆を行ない、これを6月の総会に諮って公表されるものであるが、中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解は、すでに各大学の意見をうかがった上それに基づいてまとめたものであり、ここで審議の上最終的な見解とするものである点について補足的説明があって、審議に入った。

#### 1. 「大学問題に関する調査研究報告書(案)」について

まず、柳川第1研究部会長より、第1研究部会の「Ⅰ. 大学の管理運営」の作案に当たっては、各大学の意見なども参酌して新しく加筆した点もあるが、大体において大学の管理運営は、研究教育に対応するものであり、この研究教育については目下各方面において検討中のものが多く改革の方向も決まっていな

いので、したがって、ここでは現行の管理機関の体系を前提として論じたものである旨説明があり、続いて沢田専門委員より、「1 人事」の「2 学長の選考」については、既に大学において、学生等の参加を制度的に考慮した例もあるので、これを新たに書き加えたこと。その他選挙方式と拒否権方式について説明を加え、また事務職員の意思を考慮する点を書き加えた。「4 教員の人事」については、任期制について、また大学の閉鎖性と教員の選考について書き加えたこと。

「Ⅱ 学内機関」の「5 教授会の構成」についての18頁の16行目、「なお」以下に、教授会の権限と日常事務との関係について書き加えた。その他については、大きな修正はない旨説明があり1～2の質疑応答があり原案どおり了承された。

次に、第2研究部会の作案について、和達部会長より、全体について再検討し、誤解されやすい点ははっきりするように書き改め、新しい提言に対しては、現行法令との関係を明らかにした。なお、外国語教育と保健体育について少しくわしく説明を加え、また新たに「医学教育」の項を設けて問題点を書き加え、その他大学院の問題について、前中間報告にはA、B2案に分けて意見を述べたが、今回は一つにまとめて簡単にした旨その大要について説明があり、続いて成川専門委員および松田委員より、次のような説明があった。「8 外国語教育」については、さきの「中間報告」では、「語学および体育について」とあったのを、関係者の意見を取り入れて、1項を設けて少しくわしく述べた。「9 保健体育について」も関係者と関係以外の方との意見を十分に参酌して調整し、「保



健体育について」の1項を加えた。

なお、「補説Ⅰ」として、「本調査研究と現行法令上の問題点」を掲げ、学部制、教授会、大学院制度などについて、現行法令の枠の中で改革のための経過的措置をとることは可能であり、その上で法令の改正に及ぶべきであることを指摘した。「Ⅱ 国立大学の研究・教育組織」について、「新講座による系列・専攻・部の制度について」は変りはないが、「国立大学院」は「国立大学研究院」の内部に包摂されることを明かにすると同時に、この両者は地域的組織でありインターユニバーシティーの性格をもち、その地域内の各大学の共同管理、共同利用のもとに立つものであるとした。「Ⅲ カリキュラムの編成」の「2

上級課程」については、「中間報告」では「専修課程」としていたのを「上級課程」に改め、国家試験、高等技術者教育に備えて、普通課程に続いて1～2年の期間をこれに充てることを提案した。「補説Ⅱ」として、カリキュラムの編成と学生との関係について書き加えた。「Ⅳ 特定の専門に重点をおいた大学の構想」の項は、専門的目的をもつ総合大学においては、学科目の性格や教育や学習の技術的考慮から少々集約されてはいるが、それも総合的大学に対して矛盾するものではなく、総合大学の一部にもなりうるし、さらに高度の研究・教育課程では、インターユニバーシティーの構想に基づく「国立大学院」とも結びつき何等別個のものを意味しないことを明らかにしたほか、「前文」および「1 教育・学習組織」については、「中間報告」では、「特定の専門に重点をおいた大学の構想」として、「1 改革の理由と基本的方向」、「2 改革案の目標」、「3 教育・学習

組織」の3項に分説していたのを、「前文」および「1 教育・学習組織」に統合して書き改めた。また、新たに「6 医学教育の特殊性」についての項目を設けて、医学・歯学の教育について述べた。

以上の説明に対し、「補説Ⅰ」にある1学部1大学とした場合でも、現行法令上差支えない点、学部の名称の点などについて質疑応答があったほか、一部字句の修正があって原案のとおり了承された。

次に、第3研究部会で作案の「Ⅲ 大学と社会」について、先ず田畑委員より、作案に当たった委員の交替（清野専門委員が小野木専門委員（京大教授）に交替し、新しく鈴木専門委員（金沢大学）が参加）について報告があって後、担当の「1 総説」の項について、さきの「中間報告」では、「2 社会的存在としての大学」とあったのを「大学の本質の社会的責任」と改め、大学が社会の要請に応えるにしても、大学の本質そのものに根ざした知的活動を通じて行なわれるべきことをとくに強調したことおよび新しく「3 国立大学と国との関係」の項を設け、国立大学の行財政と設置形態、大学と警察との関係について述べた旨説明があり、ついで、小野木専門委員より「Ⅲ 研究」の項のうち、つぎの点について修正を加えた旨説明があった。

- ① 「Ⅲ 研究」の項の最初の部分「もともと…」以下11行目の「考までに…」までを削除。
- ② 「1 研究上の協力」の項を追加。
- ③ 「2 研究資金」の項は、記入の順序を変更し、なお、「(1) 資金源」の項を一部修正。
- ④ 「3 産学協同」の項は、一部修正。

続いて、佐々木専門委員より、「中間報告」の「Ⅴ 結びにかえて」を「Ⅳ 教育」のまえがきに移し、別項目となっていた「大学教育の目的」と「大学教育の内容」とを合体したことその他、大学設置基準の改正に関すること、非常勤講師手当および旅費の大幅な増額と活用の必要、国際交流のための特別の基金の設置、国際的大学設置に関すること等を新たに加筆した点について説明があった。

(以上で午前の会議を閉じ、午後1時再開)

午前に引続き、報告案の修正箇所の説明をすることとし、第3研究部会の武田委員より「Ⅱ 制度」について、全体としては「中間報告」で述べた趣旨の徹底を期し、字句、叙述、引用等の点を修正した程度であって大幅な変更はないが、主な修正点は、つぎの箇所であると説明があった。

- ① 「2 大学の管理運営への社会の関与ならびに大学の設置形態」の項の一部改正。
- ② 「3. 大学経費の負担(大学財政)」の項を、前報告よりやや詳細に述べた。
- ③ 「4. 大学間の協力と大学施設の開放」の項の一部修正。

(修正箇所は、後で武田委員が整理し、文章にして事務局まで提出していただくこととした。)

以上で、第1、第2、第3の各研究部会の修正説明が終わり、続いて「合同研究部会」担当の「Ⅳ 大学における学生」の部門の修正に移り、柳川合同研究部会座長より、各修正執筆者から、修正点や追加箇所等について説明することにしたいと述べられ、つぎのとおり修正報告があった。

雄川委員が修正した部分については、同委員が欠席したため、沢田専門委員より、内容

としては大きく変わっていないが「はしがき」の最後の部分、「Ⅰ 大学における学生の立場」の中の標題名、各項に若干の意見の追加等をしたとその修正箇所の指摘と説明があった。続いて、佐々木専門委員、武田委員より、それぞれの担当部門の「Ⅱ 学生の自主的団体」と「Ⅲ 学生の政治活動」の箇所は、いずれも内容的に大きな変更はなく、一部に字句の修正や削除または意見の追加をした程度であると報告があった。

ついで、総山専門委員より「Ⅳ 学生の課外活動」(三島専門委員の担当であるが欠席したため)について、この問題は前回の報告のものをその後の資料により全面的に詳しく追加し、また、体育センターのことについても意見をもち込んだ旨報告があり、最後の項の「Ⅴ 学生部のあり方」(総山専門委員担当)は、その後の各大学からの意見を検討して、全体的に文章を改めた旨報告があった。

以上で修正報告を終り、会長より、本案は各大学の意見を聞いて更に検討することになっているので、以上で審議を終えることとしたい。なお、表題を「大学問題に関する調査研究報告書(案)」とし、総会で承認を得て(案)を取ることにする。主体は、前回は部会であったが、今回は、大学運営協議会としてはどうか。これで各大学へ照会することとしてよろしいかについて諮られ、了承された。

なお、各大学で検討の際の時間的な能率上の便をはかるため、前の「中間報告」に、新しく加筆した点、削除した点あるいは修正した点などを要約したものを至急提出願い、事務局では前回の中間報告と修正箇所の対比ができるようにして各大学への照会に添付することとした。

## 2. 中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解について

先ず、宮島委員より、本見解は、さきに各大学の意見を徴したところ、69大学より回答があったが、内59大学よりそれぞれ意見が出されたので、この意見をふまえて立案したものである。全体的には、批判だけに止めるかあるいは批判だけでなく積極的に提案するかの意見があったが、具体的に述べられているものについては、これを採りあげることとなった。また、別途研究部会において検討中の「大学問題に関する調査研究報告書(案)」も目下のところ「案」であり、従ってこれが引用は無理であるため、「中間報告」を引用する形として、内容を述べ、新しい観点は採りあげることとした旨、その審議の経過について説明があり、事務局において逐次朗読しながら審議に入り、その過程において、本件は、本日審議の上決定するか、あるいはもう一度検討するか、また基本的に書きかえるかなどの意見が出されたが、中教審の基本構想に対してもの申す場合に、具体的な問題点を出すことが適当だとの考えのもとに立ってのまとめであり、国大協としてはこれを出すべきだとの意見、具体的なものは出さないで、大上段から批判的意見を述べるべきだとの意見もあったが、結局、中教審の基本構想が実施の段階になると、国大協としても積極的にこれと取り組まなくてはならないので、確定的でなくとも出すべきだとの意見があり、審議を続けることとし、「はしがき」については、2頁の6行目を、大学改革に関する現場の具体案を参照して、積極的な提案をこころみたことを明記することとしたほか、一部文案を修正の上了承され、次に「第1 高等教

育改革の中心的課題」についても、5頁下から7行目のパラグラフの研究・教育に対する社会的要請が高まっているにもかかわらず、総定員法等によって教員の増員が抑えられていることの不合理を強調し、政府その他の公的機関が設置する審議会、調査会等の委員の委嘱による障害がある、とした点の一部の大学のみに見られる事例であるので削除してはとの意見により、これを削ることとし、その他字句の一部修正があつて了承された。次に、「第2 高等教育改革の基本構想」について審議に入り、本項で見られる積極的な提案は、はっきりした意見となった時にすべきで、別途検討中の「大学問題に関する調査研究報告書(案)」を各大学へ流す前に、ここで決定的な意見を出すことはどうかとの意見もあり、また、抽象的でなく具体案を示すほうがよいとの意見もあったが、各大学の意見を十分くみとり、最終的には本稿のように立案したものである旨説明があった。なお、14頁の「総合的大学」案は、未定稿ではA案とあったもので、「専門的大学」案は、同じくB案とあったものであるが、A案B案は種別化ではないかとの批判があったので、本稿のように書き改めた旨説明があり、その他1～2字句の修正があつて了承された。

以上で、時間の都合で一応本日の審議を打ち切り、16頁の「2 教育課程の改善の方向」以下は、明日午前10時より引続き国大協事務局会議室においてこの会議を開き審議することとした。

月14日に変更し、新聞発表も同日に変更

### (3) 理事会・大学運営協議会合同会議議事要録

日 時 昭和46年3月27日(土) 午前10時  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 加藤会長、和達副会長  
柳川、福井、倉田、稲荷山各理事  
大学運営協議会  
松田臨時委員  
佐々木、総山、綿貫、成川、下沢各専門委員

#### 中教審の「基本構想」に対する国大協の見解の総まとめについて

加藤会長主宰のもとに開会。

初めに、会長より、本日は昨日の理事会と大学運営協議会の合同会議で検討した標記の見解案が、未だ十分に再検討されていない部分があるので、昨日に引き続き、総まとめの再検討をしたいと挨拶があり、別紙(中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解)によって、全面的に再検討をして、意見の交換を行なった結果、最終的に別紙のとおり修正をした。

以上で、この問題に関する国大協としての見解がまとまったので、早速これを印刷の上、4月7日に記者クラブにおいて新聞記者に対するレクチャーを行ない、4月10日に会長、副会長、第1常置委員長が同道の上、この「見解」を文部次官、森戸中教審会長その他に提出し説明することとした。

なお、新聞発表は、4月12日(月)に各社同時に登載して貰うこととした。

(後 記)

文部省、中教審への説明提出日は、その後4

### (4) 理事会議事要録

日 時 昭和46年3月26日(金) 午後5時20分  
場 所 学士会館 203 号室  
出席者 加藤会長、和達、前田両副会長  
堀内、柳川、福井、宮島、馬場、藤本  
稲荷山、坂本、倉田、久保、田中、広田各理事  
後藤(第5)、鎌田(第7)各常置委員長  
広根、横田各監事

会長の開会の挨拶に続いて、前回の理事会以後の主な事項について次のとおり報告があった。

#### 1. 入試調査特別委員会について

理事会の決定に基づいて、入試調査特別委員会を設けて、去る3月10日第1回入試調査特別委員会を開催し、委員長に前田副会長を互選した。第2回は、4月2日に開催の予定である。

#### 2. 第7常置委員会を廃止し特別委員会を設けることについて

本件については、前回の理事会で了承を得、その後各大学に照会して意見を聞いたが、全大学ともこれに賛成であったので、来たる第48回総会(6月)に付議する予定であるが、6月の委員等改選期を控えていることもあって、目下のところは一応この内定案によって、第1より第6までの各常置委員会の所属希望を各大学に照会中である。

#### 3. 第13回特別会計制度協議会について

特別会計制度協議会運営方針に従って、昨日「予算案決定後の定例会議」を開催し、昭

和46年度国立学校特別会計予算(案)の詳細、とくに、さきに要望した昭和46年予算に関する重要事項との関連その他について審議を行なった。近く、その要旨を参考までに各大学に報告することとしたい。

#### 協議事項

#### 1. 公務員宿舍増設等の要望書について

教職員の厚生等に関する特別委員会において、かねてより、公務員宿舍の問題について検討中であったが、大蔵省における昭和46年度各省宿舍割当査定時期にも当たったので、取急ぎ特別委員会を開催して、要望書を作成し、去る3月12日に、会長および相磯委員長、馬場委員等が同道して、大蔵省相沢理財局長および文部省安嶋官房長等に面接し、別紙の要望書を提出し要望懇談した。このことについては、取りあえず書面をもって各大学長に報告したこと並びに要望書の要旨について説明の上追認を求められ、異議なく了承された。

#### 2. 国大協昭和46年度歳入歳出予算(案)について

鶴田事務局長より、別紙資料(4)について説明があり、会長より、本件は、従来の慣行に従い、6月の総会において追認をうける予定である旨を述べ了承を求められ、異議なく承認された。

#### 3. 特別委員会委員の選任について

鶴田局長より、学長の交替による各特別委員会の委員の補充について、別紙資料(5)により説明があり、原案どおり了承された。

#### 4. 文部省招集の学長会議および国大協事務連絡会議期日の変更について

前回の理事会の際、6月の総会日程を決めたが、その後、参議院議員選挙の関係で、文

部省招集の学長会議が6月15日(6月25日の予定が)に変更され、またこれが変更に伴い、6月28日に予定していた国大協事務連絡会議を6月25日に開くことにしたことおよび今回は特別の事情により、学長会議が総会に先行して開催することになった旨説明があり、了承された。

- 次回理事会は5月14日午後1時より開催することとし、なお、5月13日午後3時30分より役員等選考役員会を開催することとした。以上で理事会を閉会した。

### (5) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和46年3月17日(水) 午前10時～午後4時

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田、福井、宮島、藤岡、山田、戸田、谷口、広田各委員

柿内、中川(敬)、成川各専門委員

中川委員長欠席につき、宮島委員が座長となって開会。

- 中教審の「基本構想」に対する見解(未定稿)に対する各大学の意見のとりまとめと上記見解の修正案作成について

初めに、宮島座長より、本日は昨16日開催された小委員会で修正された標記案の修正点の説明をきき、そのあと、これについての意見の交換を行ないたいと挨拶があり、ついで柿内専門委員から昨日の小委員会で検討された修正点の概要について報告説明があり、続いて成川専門委員から、同委員修正の別紙案は、前回の「未定稿」では批判的の部分が比較的多く含まれているので、ある程度具体的な意見ももり込んでおくべきだと考え、また、一部には現在の教育のあり

方よりも昔のあり方の方がよかったというように読みとられる心配もあるので、それらの点はなるべく省略するようにして修正をしたと、その修正の考え方について説明があった。

続いて、成川、柿内両専門委員および松田、中川各委員からそれぞれ修正箇所について逐条的に説明があり、引続いて種々意見の交換があり、討議の結果、別紙のとおり修正をすることとした。

なお、修正点の特に大きな箇所は、つぎのような点であって、その他は、大体において字句の修正程度であった。

- ① 「未定稿」の「はしがき」の部分1頁下から3行目「このことは、……以下2頁2行目「言われなければならないだろう。」までを削除する。
- ② 同2頁下から7行目「しかし、なお、具体的な制度……」の箇所の「なお」を削り、その部分へ別紙成川修正案を挿入する。
- ③ 同3頁「まえがき」は、第2研究部会の意見（別紙成川案の「見解」について修正を要する問題点）を考慮して、別紙のとおり修正をした。なお、「まえがき」の項の最後の部分にある「医学系教育」の問題については、成川案では省いてもよいのでないかとのことであったが、討議の結果、多少文章を改めて意見を述べておくこととした。
- ④ 同4頁「1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請」の項については、成川案に別紙のとおり一部修正を加えた。
- ⑤ 同11頁「4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性」の項の最後の部分に、別紙成川案を加える。
- ⑥ 「未定稿」の「第2 高等教育改革の構想」の項においてはA案とB案を併列して意

見を述べることは取止め、22項の下から7行目（6. 第五種の高等教育機関（「研究院」）のあり方）については、別紙のとおりかなり大幅な修正を行なった。

- ⑦ 同37頁「10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学金制度の改善」の項については、松田委員より、文章を改めたいと口頭をもって修正内容の説明があり、2、3日中に修正案を届けて貰うこととした。

以上で、会議を閉じ、本日の修正案を整理の上、第1常置委員会として来たる3月26日行なわれる理事会と大学運営協議会の合同会議に報告することとした。

なお、この第1常置委員会としての「見解」のゲラ刷りは、3月22日午後5時より国大協の会議室で宮島委員と柿内、成川両専門委員において、最終的に見て貰うこととした。

## （6） 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和46年2月15日（月）午前10時～午後2時  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 秋月委員長  
松永、横田、長崎、森島（代、足立教授）、藤本、菅、池田各委員  
肥田野、小西、塩野各専門委員

秋月委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があつて後、森島委員（名古屋工大）の代理として出席された足立同大学図書館長の紹介があり、続いて本委員会委員の熊谷愛媛大学長（2月10日逝去）急逝に対し、また入試期特別委員会の委員長であられた本川副会長（東北大学）（2月3日逝去）の急逝に対し一同哀悼の意を表した。

## 議 事

### 1. 共通第1次入学試験に関する調査委員会設置についてのアンケート集計結果について

初めに、委員長より、予て本委員会から各大学へアンケートを出して意見を調査した「共通第1次入学試験に関する調査委員会」の設置の賛否については、別紙集計のとおり2月13日現在で、国立75大学中62大学から回答があった旨報告があり、その集計の結果について丁子主事からつぎのとおり回答大学の意見を分類して説明があった。

回答大学 62大学

内 訳 賛 57大学

否 2大学

保留 1大学

何れでもない 1大学

統一の見込なし 1大学

ついで、委員長より、本日は主としてこの集計結果についての意見と調査委員会を設けることになった場合、委員会の構成をどうするか等について意見の交換を行ない、来たる2月19日の理事会には第2常置委員会の原案的なものを示して審議してもらいたいと考えている旨述べられ、続いて討議に入りつぎのような意見の交換があった。

- ① 今回のアンケートは、共通第1次入学試験を実施するということが前提となっているような感があるとの考えがかなり多くの大学にあったので、第2常置委員会としてはそのような考えでないということを十分理解させる必要がある。
- ② 本委員会としては、先ず調査委員会設置の可否について検討し、設置することに方針が一致すれば具体的問題はそれから検討に入るべきではないか。

### 2. 調査委員会の構成について

このことについては、つぎのような意見があった。

- ① 調査委員会の委員の人選は、入学試験の理念という面と試験実施に当たっての技術的の面があることを考えてなすべきである。
- ② 反対的の意見のある大学からは、積極的に委員として加わってもらったらどうか。
- ③ 反対的意見の大学も、よく反対内容をしらべて見ると、運営の如何により、例えば第2常置の専門委員の増員をするとかの方法によって不満の点もある程度は除くことができるので、必ずしも根本的の反対ではないようだ。
- ④ 調査委員会は第2常置の倍数程度にして、これに会長、副会長を加える程度にしてはどうか。
- ⑤ 第2常置委員会の委員が、そのまま横すべりの的に調査会のメンバーになると、初めから共通第1次入試実施の方向に動くとの考え方から第2常置委員会の諮問委員会的な考えが出ないとも限らず、調査会に偏見をもつ心配があり、誤解されるおそれがある。しかしながら、全く新しい委員で構成するとなると色々な問題がむしろ返しのなるおそれが一面にある。

以上のような意見があり、ついで鶴田事務局長から委員選定の参考として、去る昭和43年8月8日の理事会決定の「[国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針]の実施に関する特別委員会設置について」と昭和44年7月26日の理事会で決定した「[入試期特別委員会(地区別・期別)]」の委員選挙基準を別紙資料によって説明があり、これを参考として人選方法を検討したところつぎのような意見

があった。

○ 第2常置委員会の委員は全員でなく、会長、副会長の外に今までの第2常置委員会の煮つめた意見を知っている（委員長の外に現専門委員も含む）者を加える程度にしてはどうか。

○ 第2常置としては、今まで検討した方向へ進みたいとは考えるが、新しく調査会設置の建前から言えば、白紙から出発すべきだ。

○ 委員は、各地区から4名程度（人選は各地区学長会議に任せる）とし、外にコンピューターの専門家である小野静岡大学長には是非加わって貰うことにしたい。

○ 第2常置からは説明要員程度を出したらどうか。

○ 同意見（同意した）と見られる第2常置委員が半数でも加わると、制度的にも、また、公平の点から見てもおかしい。

○ 会長指名の委員も若干名加えることはよい。

○ 入試期特別委員会委員の人選方法の例にならってやってはどうか。

大略上記のような意見の交換があつて討議の結果、来たる2月19日の理事会には委員長より、去る昭和43年8月8日理事会決定の入試期特別委員会の人選方式に準じて、

① 会長および副会長、第2常置委員長

② 第2常置委員会委員（全員ではない）

③ 各地区の定員は3名（1期校1名、2期校2名）とし、現在の専門委員はそのままとし、その外に必要により専門委員を加える。

④ 外に会長指名によるものを若干名加え、大体一地区当り4名程度とすること。

⑤ 人選は各地区学長会議で行なうこと。

以上のような考え方で、第2常置委員会としては選定してはどうかとの意向である旨説明することとした。

なお、理事会説明の際は、つぎの点も併せて説明することとした。

○ 調査委員会は、第2常置委員会の上部機関とし、強力なものにする。

○ 法制部門、技術部門、実際運営部門、対外部門（文部省や高校側等）等それぞれ部門を分けて担当して検討する必要があること。

### 3. 国立大学1期・2期の制度について

このことについては委員長より、文部省側では、従来から志願者に国立大学を2回受験する機会を与えるという原則は維持することが必要であるとの態度をとっている。国立大学では第1回のアンケートの時は全国一斉一回に改める案に賛成が多かったが、第2回のアンケートの結果によると、やはり1,2期に分けて現行の1期校・2期校については、合理的に再調整をすべしとの意見が大多数を占めたので、この問題も再検討をする必要がある。よってこの問題についての意見も伺いたいと述べられ、つぎのような意見があった。

○ 前に提案があつた続委員の区分け案も、1期に合格した者は、2期に受験させないという原則を設けなければ問題があるが、しかしこれには法的にまだ問題があるようだ。

また、二つの大学に合格した場合、受験者に選択権が有るか無いかの問題もあつて簡単に決めるわけにはいかない。

○ 1期・2期の現制度では、入学手続きが後れるといろいろな支障がある。



- 1期・2期両方の合格者の選択権の問題は省令を改正すればできないことはないと思うが、問題はあろう。また、その規定が各大学を拘束できるかどうかとも問題である。

- 第一次共通試験を実施することになれば、この1・2期の問題も折り込んで考えることとしたい。

- 全国立大学医学部長会議から、入試は全国一斉一回にしてほしいとの要望があった。その理由としては次の点をあげられている。

① 医学部は国立25大学のうち、2期校は8校だけである。多くの受験生は1期校と2期校の両方を受けるので受験者が集中する。② 大学によっては試験場や受験者の宿泊に支障をきたしている。③ 2期校の医学部合格者は特に合格者のうちから辞退者が多く、志願者と実際の受験者の差が著しく、入試の実施面において困っている。

④ 受験者が全国から集中するので地元出身者の入学が少なく、医学部分散の国家的趣旨にも反する。

以上のように1・2期の問題について意見があったが、最後に、委員長より1期合格者が2期にも合格した場合、2期に入学させないとするを、国大協として申合わせた場合問題があるかどうか法的にも問題がありそうなので、各大学が文句を受けることになりそう。この問題は、なお、各委員が十分検討をしておいてほしい旨が要望された。

#### 4. 視力障害者の進学について

東京学生盲人問題協議会より、大学の入試には門戸を開放して、盲人も受験できるよう取り扱い方を変えてほしいとの要望があった

旨を報告し、その処理方について協議の結果、各大学にその旨を伝え、後日参考として資料を送付することとした。

(国大協会報第36号にも盲人の入学に関する記事がある)

#### ○ 次回委員会

3月30日(火)午後1時

場 所 国立大学協会

### (7) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和46年4月17日(土)午後1時～午後4時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 秋月委員長

実方、松永、横田、長崎、続、森島、菅各委員

肥田野専門委員

秋月委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があった後、時間の都合上、前回(2月15日)の議事要録の朗読は省略し、後で見ることにして議事に入った。

#### 1. 入試調査特別委員会の報告について

初めに委員長より、入試調査特別委員会の構成委員は、下記の基準によって選定することとし、別紙委員名簿のとおり決定した旨報告があった。

① 会長、副会長(2名)、第2常置委員長

② 各地区から3名(内2名学長、1名教官)

③ 学長2名のうち各地区の第2常置委員その他から各1名宛

ついで、去る4月2日開催された入試調査特別委員会では、主として東京大学の「入試制度調査委員会」で検討された、入試改革の

philosophyと今年度の入試の具体的な問題について説明を聞き、試験問題の出題、採点方法や受験生のいわゆる足切りの問題等について意見の交換があった旨報告された。

## 2. 共通第1次入試について

委員長より、この問題は、予てから第2常置委員会でおよそ2年間ほど検討してきた問題であるが、その後委員もかなり替った関係もあり、とかく元にもどった意見が出るので、ここでまた議論をくりかえすのもどうか、そこでこの際今まで本委員会で検討してきた議論にのせて、今後の委員会のすすめ方について相談をしてはとのことで、飯島委員にお願いして別紙配付資料「全国共通第1次試験について―その提案経過と問題点―」をまとめてもらったので、まず、本日はこの説明から始めたいと述べられ、二宮主事全文を朗読し、飯島委員欠席のため委員長より今までのいきさつや問題点について、つぎの項目に分けて説明があった。

- ① 大学入試についての基本的問題
- ② 大学入試の方法的改善の方向
- ③ 全国共通第1次入試案の意味
- ④ 全国共通第1次入試の問題点

続いて、続委員より提出の別紙配布資料「国立大学共通第1次入学試験の要綱メモ」を同委員が朗読の上、共通第1次入試の目的・位置づけ、性格、実施機関およびその経費、実施の場合の時期、場所等について問題点をあげられ、説明があった。

以上の説明に続いて、この問題を中心にして、つぎのような質疑や意見があった。

- 飯島案の5頁④の最後の項のところの意味がよくわからないので、次の機会に飯島委員より説明をききたい。

- 続案を見ると、第1次入試の時期は、1月としてあるが、事故その他のこと等を考えて、1月とすれば前半の方がよい。従来は12月説が強かった。

- 入試の事務的事項は、1年間を通じてあるので、この点も予め考慮に入れて具体案を検討しなければならない。

大略上記のような意見があつて、このとりまとめの報告案は、委員長がこれら両案を基にして、本日の意見を考慮に入れ、来たる5月1日の「入試調査特別委員会」の日までに修正加筆された報告をつくって頂き、この第2常置委員会の検討状況を、入試調査特別委員会に報告して意見の交換を行なうこととした。

なお、委員長より、修正原案は4月20日頃までに事務局まで届けてもらうことと、また、その報告は予め飯島、続両委員へ送付することとした。

## 3. 1期・2期の問題について

委員長より、1期校・2期校の振分け問題は、未だ最終的の結論が出ておらず、現在のところは1・2期の再配分について検討中の段階であり、さきに、続委員より、別紙(綿密な分類表)が出ており、また、委員長案(東西に分ける案)も参考までに出している。これらについてお考え願うこととしたい。なお、この問題に関連して、別紙「新潟日報」の投書記事(新潟における与論)を参考に供された。続いて、続委員と委員長より、それぞれ1期校・2期校の振分け案(続委員の分は、別紙資料によって説明)について説明があり、その後つぎのような質疑や意見があった。

- 続案は、地域別にバランスが大体におい

てとれている。

- 1期校・2期校の二つの具体案をもう一度再検討をしてはどうか。

- 上記2案の再検討は必要はあると思う。  
しかし、1期・2期の入れ替えをする場合は、大体その大学に似合う大学と話し合うことが必要である。

- 委員長案は、本年度から秋田大学に医学部ができたので多少修正すべき点がある。

- 1期・2期の交替が可能かどうか未決定であるので、まずこの問題をきめる必要がある等の意見があつて、討議の結果、結局振り分けについては、上記2案以外には目下のところ方法が考えられないので、来たる5月14日開催される理事会には、第2常置委員長から上記の2案を考えているが、「入試期特別委員会」で再検討を試みてはどうかという意見に一致したので、このことを提案することとした。ただし、この議題提出については、予め会長の意見を聞くこととした。

- 次回第2常置委員会開催日は、6月総会頃としたが、その日時は後日決めることとした。

なお、次回委員会までに、続案の修正をするために下記大学の学部毎の定員数を調べておくこととした。

#### 記

埼玉大学・群馬大学、金沢大学・静岡大学、秋田大学・岩手大学

## (8) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨 (文部省主催)

日 時 昭和46年2月16日(火) 午後4時～6

時

場 所 私学会館会議室(7階)

参 加 国公立各大学団体関係者

文部省村山大学学術局長ほか

### 1. 概要

文部省村山大学学術局長の司会により開會。

初めに同局長の挨拶があつたのち、斎藤学生課長から、前回の懇談会(45. 12. 7開催)以後の経過について次のとおり報告があつた。この問題についての文部省と日経連との話し合い(1. 21開催)およびそれをふまえての日本工業教育協会就職問題委員会(2. 15開催)における話し合いの状況について、何れの場合も、もし大学8団体が7月1本の線までまとまるものなら、日経連としてもまた工業教育協会としても、それに賛成し本年はそれでやってみてはどうかということであつた。ただし、企業側としては、そのために就職事務に混乱が起るめように、ご留意願いたいとのことであつた。〔(附) なお、本年は高専の方も独自の線を出すことはせず、大学団体の申し合わせの線に準ずることになっている。〕

以上の報告があつて、その後暫時懇談のち本年の申し合わせについて協議した。

### ○ 本年の申し合わせについて

その文案をどうするかについて諮られ、文部省側から昭和46年度卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等についての申し合わせ(案)文(別紙)の配付があり、それについて各大学団体の意向をきいたが、2、3の意見があつたほか、国大協を初め何れの団体もとくに異議はなく賛成とのことで、円満に原案どおりまとまつた。

次に、今後の事務的段取りについては、その申し合わせの時期を、各団体の理事会等の関係を考慮して来たる2月27日付とすることとして、それまでに持回りで各会長印を求めることにした。

#### ○ 共同意見表明を出すかどうかについて

次に、前年のように文部省、日経連も入っての共同意見表明を出すかどうかの問題について質疑があったが、斎藤学生課長より、文部省としては、昨年やっているので毎年その都度やる必要はないのではないか。ただしこの問題は企業側の協力が重要であるから、その趣旨の徹底については、十分努力をするつもりであると答え、また、村山大学学術局長からも、文部省としては、各企業団体はもちろん報道関係にも働きかけ、十分実効をおさめるように周知方について配慮をしたい旨約された。また、公共企業体のうちには勝手なやり方をしているものがあるようだがとの質疑に対して、村山局長から注意する旨附言された。

#### ○ 関連話題について

- ① 本年の申し合わせの文句は、事務系・技術系とも7月一本としたほかは従来どおりの解釈であると解したい（私大連）
- ② 日本工業教育協会では、7月にするよりも寧ろ10月にしたらどうかとの強い主張が一部にあった。（文部省）
- ③ 7月に採用事務開始、10月に正式推薦とその間に間隔をおくことが混乱を起すものになっているのではないかと。（国短協）
- ④ 文部省としては、将来は10月1日にしたい意向をもっている。（大学学術局長）
- ⑤ 国大協も、10月にすることには賛成したい。（綿貫委員）

#### ⑥ 明年の採用状況の見通し。

人手不足は相変らずだと思われるが、業種によりある程度の出入りがあるのではないかと。日経連は厳しくなると見ているようだ（文部省）

#### ⑦ 短大卒の評判がよくなってきている。待遇も向上してきた。（文部省）

#### ⑧ 文部省の昭和44年度就職状況調査の発表が大分遅れているが、今月中にはぜひ出すようにしたい。

### 2. その他

#### ① スポーツ安全協全傷害保険について

石川体育課長、宮内常務理事から、スポーツ安全協会傷害保険の業務開始に際して別紙パンフレットに基づいて、挨拶ならびに趣旨説明があり、各大学への周知方依頼があった。なお前回のこの懇談会の際には体育課長から、大学にも支部を置くように考えている旨の話があったが、その後の状況により、今回はとりあえず各都道府県教育委員会のみには支部を置き、来たる3月1日受付開始として発足する予定である旨の説明があった。

#### ② 大学入試その他についての文部省と公安当局との話し合いについて。

本年3月の大学入試に関連して、文部省と公安関係者との話し合いについて村山局長から学生団体その他の動きについて情報の説明があった。

なお、学生の所謂70年代斗争の動きの見通しについても説明された。

## (9) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和46年4月5日（月）午後1時～午

後 4 時

場 所 国立大学協会の会議室

出席者 柳川委員長

村尾、金森、清水、富山、井上、宮田  
平、久保、小池各委員、小路専門委員  
黒田、西尾、武笠、松井各保健体育に  
関する Working group 各委員

説明員 石川文部省体育課長外 1 名

柳川委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、新しく委員になられた金森室蘭工業大学学長と保健体育に関する Working group の黒田、西尾、武笠、松井各委員の紹介があり、続いて、去る 3 月 1 日付をもって金沢大学教授を退官された井上委員が、引き続いて臨時委員として本常置委員会に加わっていただくことになった旨紹介があつた。

ついで、前回（11月24日）の議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

### 1. 共同研修厚生施設について

初めに委員長より、共同研修厚生施設の問題は、できれば 6 月の総会までに本委員会としての具体案をまとめ、総会の了承を得れば文部省に設置要望書を提出したいと考えている旨述べられた。

ついで、文部省の石川体育課長から、現在文部省でも、そのような施設が必要であると考え「地区国立大学共同利用合宿研修施設」の設置方について目下検討中である旨報告があつた。

### 2. 学生の災害補償の問題について

井上臨時委員より、予て本委員会で検討を重ねている学生の災害補償の問題について、前回委員会以後の会社側の進捗状況について未だ各社とも検討の段階であつて具体的には

その後あまり進行していない模様である旨報告があり、大学として実際に保険契約をする段階になれば、特定の 1 社だけと契約をするよりは 3 大会社程度を相手として契約する方がよいと思われるとの意見が述べられた。

ついで委員長から Working group の各委員に対し、この学生災害補償の問題についての今までのいきさつと内容の概略について説明したところ、このことに関して Working group の委員から

- 学生の通常傷害対策として治療費の問題をこの委員会で検討して貰いたい。
  - 現在の「学校安全会」を大学まで拡大することも検討してはどうか。
  - 現行の、スポーツ中の保険料は高額で学生には無理なようだ。
  - 「学生保険組合」の設置計画も話題にのぼっているが、今のところ全国的に意見が一致するまでには至っていない状況である。
  - 学校で加入するとすれば、保険事務をどこでどう扱うかの問題についても、予め考えておく必要がある。
- 以上のような意見があり、質疑応答が行なわれた。

### 3. スポーツ安全協会傷害保険について

このことについては、石川文部省体育課長より、別紙配付資料「スポーツ安全協会傷害保険のあらまし」と「スポーツ安全協会傷害保険の解説」によって、最近発足した「財団法人スポーツ安全協会」の傷害保険について、その趣旨、内容の説明があり、続いて、2、3 の質疑があり、つぎのような意見があつた。

- 正課体育について保険は、現在のところ

取扱っていないが、今後は正課体育についても軌道にのせる必要がある。差当たりは、この「スポーツ安全協会」の保険に加入することから始めてよいと思う。

- 第4常置委員会として、当面この保険の普及を積極的に推進してほしい。なお、できれば各大学が支部となって世話をすることが望ましいと文部省側では考えている。
- 「スポーツ安全協会」への加入については、各大学の学生部長宛にPRしてほしい。

- 目下のところ、正課体育の場合は対象とされていないので、これを含めるとすれば、会社側で新しく規則を改めて料率等もきめなければならないので、早急には出来ない。

石川課長退席のあと、上記「スポーツ安全協会」の件について、こんな制度があるということ国大協として各大学へ周知させるかどうかについて協議した結果、各国立大学の学生部長宛通知して周知方の依頼をすることとした。ただし、通知する場合は、正課体育の場合は、現在のところこれには含まず検討中の段階であることを附記することとした。

- 第4常置委員会としては、石川課長から説明があった「スポーツ安全協会」の加入をバックアップすると共に、従来から本常置委員会で検討している学生の災害補償の問題は全く別の新種保険であるので、前記のものとは無関係に今後検討を続けて行くこととした。
- 学生の災害補償保険の制度が出来た場合、保険料は、最初、個人負担にならざるを得ないと思うが、将来は文教政策にのせて国家予算からの補助支出も考えてほしい。

い。

以上で、本日の議事は終わり、最後に共同研修厚生施設の要望書の提出はできれば来たる6月の総会までに、文部省で検討している考え方も考慮に入れ、具体案をつかって総会に報告し、その上で今秋適当な時期を見て文部省へ提出することとした。

- 次回の委員会は、6月の総会後適当な日をきめて開催することとした。

## (10) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和46年2月20日(土) 午前10時～午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

博田、石川、越村、芦田、牧、岡元、

中村各委員

白倉、松本各専門委員

文部省

植木留学生課長、新堀社会教育官

後藤委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶の後議事に入り、昨年6月の総会において要望書提出をきめられた大学間における教官交流を容易にするための

1. 非常勤講師手当・旅費増額
2. 国費留学生の給与引上げ等については、当時早速文部省、大蔵省関係方面に要望書を提出した。なおその際第1の要望については、予算関係として第6常置委員会に関係しているが、教官の交流を容易にするため、単独の要望書として提出されて異議がないとの同委員会の了解を得た旨つけ加えられた。

- 非常勤講師手当については、目下国会で審議中であるが、大学における非常勤講師手当

は、1時間当り、1,100円～1,300円に、高等専門学校については、1,100円～1,200円にそれぞれアップされた。しかし、これは、公務員の給与のベースアップ関係によるものであって当協会の要望によるものとは考えられない。非常勤講師手当を大巾に引き上げること、大いに望ましいが予算的には文部省全体として不要額が出ている現状では、これを画期的に引き上げることは困難であり、各大学毎の個別的な方法で問題を解決されない限り、大巾な増額は困難ではないかと思われる。

- 国費留学生の給与引上げは大巾に認められた。なお、第5常置委員会は、過去3年間留学生問題を取り上げ審議を続けて来たが、大学間の協力、教官の交流については先年来の大学の紛争の関係もあり積極的な協力推進がなかったのでこの問題の審議は余り進んでいない。
- そのほかニューヨーク大学からの学生・教官の交流申入の問題があり、これについては、後刻芦田委員からご説明があると思うが、既に東京大学、横浜国立大学、名古屋大学等では検討中とのことである。この件については、昨日文部省天城次官より電話があり、さし当って、それに対してどういう風に受入れを検討するか、今後の国際留学生の交流・教官の交流を幅広く行なうためにはどういうことが必要か、それを受入れるのには大学側は、どういう点を改善しなければならないか等の点について意見を出してほしいがそれを早い機会にやってほしいと相談を受けた。

以上で経過報告が終わり、引き続いて委員長から、本日は国費留学生の給与改善その他について文部省植木留学生課長のご出席を願

った。また大学間の交流の問題について研究をしておられる新堀社会教育官を煩わしお話を伺うことにした。なお、新堀社会教育官のお話は、そのものずばりは難しいが、それに関連したことを話して頂くこととした旨つけ加えて両氏を紹介された。

まず、植木留学生課長から、約4年間に在仏日本大使館において留学生問題を扱ってきて、今回文部省において世界全体をながめる留学生の仕事と云う責任を負わされることになった旨の挨拶があり、留学生の現状について以下の通り説明があった。

- 留学生の目的としては、先進諸国との文化交流の観点からと、開発途上国の人材開発に寄与するという国際的協力からの留学生交流とがあるが、後の場合の対象国としては、東南アジア、中近東、アフリカ等である。
- 留学生の受入れは、昭和29年度～現在迄60カ国から約2千人を受入れている。うち、75%は主として東南アジアで25%は先進国その他からの受入れであった。昭和45～46年間でこれを見ると、220人中25人は学部レベル、195人は大学院レベルの研究留学生である。現在日本における国費留学生は600人を数えているが先進国から見れば多い数ではない。
- 私費留学生については、文部省は今まで手をさしのべていないが、戦後～現在まで約1万人と推定されている。うち、75%はアジア、中近東である。現在では国費・私費の留学生は約4,000人でその内訳は国費600人、私費約3,500人が各大学に籍をおいている。
- 日本留学生の派遣については、外国の政府あるいは公的機関、団体等で募集が行なわれ、昭和24年度発足以来現在まで約9,000人が行っているものと推定される。これを昭和

45年度までの3ヵ年度で見ると1年30ヵ国から約600人の募集があって約600人が出ている。地域で見ると殆んどがアメリカ・ヨーロッパである。

- 東南アジア派遣留学生については、昭和43年度から規模は小さいが年間4人程度の研究生をインド、ネパール、フィリピン、カンボジャ、タイ等を対象国として派遣している。専攻科目は人文科学系で年齢は35才未満を限度とし期間は2ヵ年の予定である。

以上の数字から見ると終戦後から現在まで国費留学生の受入れは、約2,000人で派遣留学生数は約9,000人であるから出る方がはるかに多い。これを1年で見ると約220人が外国から来て、約600人が日本から出て行く、この現象は、日本の文化が外国で普及されるより日本人が外国の知識を吸収する方がはるかに強い。日本の国際社会発展のためには、このアンバランスはおかしいのではないかという疑問がある。また、統計上それぞれの国の高等教育機関に在籍している学生数とそれらの国の高等教育機関で勉強している外国人の学生数との比較があるが、これもアンバランスの1つの例証となるかと思う。パーセンテージとしては、日本0.6%、米1.7%、英7.6%、仏9.9%、西独6.7%この率から見ると日本、米国が少ない。これはその国の高等教育の進学率、普及率とも関連しているので、このパーセンテージが低いからどうとは直ちに言い得ない。0.6%の根拠となっている外国人留学生は1万人であるが実際に留学生と言われるのは4,000人で残りの6,000人は台湾・韓国人でこちらの高校から日本の大学に入学した数であり文部省ではこの数を留学生としては取り扱っていない。これらの数を除く

と0.6%の率は更に下ることになる。この事実は、高等教育の国際化の観点からすれば日本は非常に低い訳である。

- 国会審議中の昭和46年度予算の内容については、関係方面の助力もあって支給額については、

学部留学生は3万6千円—4万7千円に、  
研究留学生は3万7千円—6万6千円に、  
それぞれアップを認められて欧米なみとなった。これで同じ日本国内の受入機関との対比でもデコボコは一応調整されたことになる。

- 留学生増員の点では、これを一気に増員することは、宿舎、大学の受入、留学生の質、日本語能力の問題から不可能であるが、46年度においては、45年度で中止されていた理科系の学部留学生35人を復活し、研究生レベルにおいては30人増の285人となった。また、待遇の点では、

渡日一時金が1万5千円—2万5千円に、  
派遣学生については5万円—8万円に、  
それぞれアップされた。

- 日本語教育については、日本語の集中教育のため東京外国語大学附属日本語学校において週44時間1ヵ年にわたる集中教育を実施することになった。現在府中に新校舎を建築中のものが竣工間近なので近く開校の予定である。

- 昭和46年度要求予算で否決されたものは、
  - (1) 日本語教育方法・教材・教官養成等についての要求。
  - (2) 日本語不足を補うため、Tutor 制度をとるための謝金についての要求
- 昭和46年度において新たに予算を認められたものは、



(1) 私費留学生（但し正規の学生として認められた者）の医療費の50%、（但し 1,000 円以下の少額は除く）。

(2) 私費留学生の学力統一試験実施に要する経費、

以上で、留学生関係予算は、昨年度より30%程度の伸びがあった。

以上のように植木留学生課長の説明があつて後これについて質疑応答があつた。続いて新堀社会教育官から、これから述べることは、文部省の立場からではなく、あるいは大学の協力とは無関係になるかも知れないが、自分の研究調査した点を述べると前置され、大要次のような説明があつた。

○ 大学の協力については幾つかのパターンがある。

A 英国型で、殆どカレッジが独立していて、その間で協力がある（例ロンドン大学）。

B また、ドイツ型の単位の互換制がある。

C 北欧型としては、教授の選考を共同で行なう。（例えば連合して国際的に教官を募集する）。

D 国際的な姉妹大学の方式もある。

E 日本独自の方式としては、セミナーハウス・共同利用研究所などの方法もある。

○ 大学の協力をはばむものとしては、私の見る所では大学の伝統・風土的なものによるのではないかと考えられる。私は日本の社会学研究を行なっているが、その調査研究をしたところでは、日本教育研究の一つの大きな盲点は大学研究が疎かになっているのではないかと感じている。日本の大学に特有な3つの関心事項がある。

(1) 入学試験（世界の先輩的地位にある）

(2) 学生運動（先進国でも問題になっている）

(3) 学閥

昭和37年度の外国の文献資料によると

○ 日本の大学260校、約32,000名（講師以上）の出身大学別では、東京大学 1/4、京都大学 19.8%その他で占めている。また大学の古さ、実力によって教官の独占力、影響力が考えられる。

○ 系列大学としては、東京大学88校（東大出の教官の数がトップを占めている大学）、京都大学50校、九州大学14校の傾向がある。

○ 日本の大学では、一方では系列化があり、また、ブロック化する傾向がある。即ち、北海道には北海道大学を中心とする北海道地方のブロック化があり、東北地方には東北大学を中心とするブロック化があり、九州地方には九州大学を中心とするブロック化の傾向が認められる。

○ 自給率は若手程高い、また古い大学程各学部で占める割合は高い、各学部には古さがあり、これを分けると

明治41年—大正7年—昭和3年—同13年—同23年の10年（4期）毎の大学の古さに分けると旧制大学の教授では、

第一期教授の自給率は87%

第二期       "       75.5%

第三期       "       51.5%

第四期       "       33.5%

という風に学部が若い程教授の自給率は下って行く、また古い大学程自分の大学出を各学部で占める割合が強くなっている。

若手（助教授・講師）などの場合は、

第一期88%、第二期86.6%、第三期66.8%、第四44%期となっていて若手の方が幾分

高い。大学院をもっている大学は、若手から自分の若手丈で占めて行く。従って研究者として研究条件のすぐれた大学に就職するものは競争相手として自分の仲間しかない。

- 実力と学閥との関係判定は困難である。嘗って教育学関係者 661 名の教員の 5 年間の業績について追跡調査をしたが、出身大学による格差はなかった。日本の大学には研究業績を数年間も発表しないような教員もかなりあるようだ。661 人の業績を調べ学会の発表を調べたのでは、1/4 は 5 年間何もしていない。学会にも学術会議にも所属していない。言ってみれば資料の上からは学術を放棄した様な人が 1/10 出ている。こういう人はどういう条件下にあるだろうと見ると、

年齢的な条件が大きい。5 年きざみでは 56 才以上の人は極端に増えている。また地方と東京との関係もあり、大学院を持った大学と持たない大学などでも関連性がある。

- 日本の大学のキャリアパターンを国際的に調べて見た。手順としては、紳士録から日本・英・米・仏・独 5 カ国の大学教授を選んでその人達の経歴を調べて見ると日本的な特徴がある。大体 60 才前後の人達で極端なものとしては母校で一生勤めている人もある。

日本 36%, 英 4 % 米, 独 5.5 %, 仏 6 % となっている。

- 終身雇傭者

日本の大学教授は終身雇傭色が強い、即ち日本 37%, 独 20%, 仏 7 % となっている。

- 次に出身大学で見ると（これは一つの大学しか知らない）日本では東大なら、東大で一生を過ごす、この比率は、英 2.5 %, 米 2.5 %, 独 3.5 %, 仏 1.9 % となっている。これはどの様な条件で出ているかを各国について調

べた所では

- 地位のピラミッド

日本の講座制は教授 1 : 1 助教授の終身雇傭制で自動的にのぼるのでピラミッドはない。英・米ともピラミッドの勾配が強い。

正教授とそれ以下の比例はオックスフォード 13 : 100, ロンドン大学 14 : 100 (仏は例外) でその他の大学も同様勾配がはげしい。このことは、教授の数が少ないので競争がはげしく終身的地位到達時期としては、日本では講師になってから教授に到達する時期は早い、外国では地位の段階が多くまた終身職を与える期間が比較的に後に引き延ばされている。

以上で新堀社会教育官の説明は終わり、ついで質疑応答が行われた。

- 米国の大学における学生の交流について

芦田委員より、ニューヨーク大学より学生の交流について、大要次の様な報告があった。

去る 2 月 4 日ニューヨーク大学よりアレキサンダー・ヤング氏（台湾人）が名古屋大学を指名来学、同大学理・法・文・経各学部長と共に面会（芦田学長は途中退席）先方の大学規模・内容等の説明を受け、来学の趣旨としては、学生（教官を含めて）の交流についてであり員数は 12.3 名、期間は 1 カ年、対等の交流をしたいとのことであった。なお旅費・生活費等について具体性がないので後日書面をまわって検討したいと説明があった。なおこれについて横浜国立大学からも同趣旨の説明があった。

以上のような話があり、このことについて委員長から留学生課長に対し、この問題は文部省としても検討をしてほしい旨要請された。

○ 大学間の協力関係を打開する当座の策としては、各委員から次の様な発言があった。

- (1) ある地域の中に大学院的なものをつくる可能性があるのではないか。
- (2) 日本では国立の場合、給与は機械的に同一方式で支給されるのでそれなら施設や地域的に恵まれた大学を選ぶことになるので、ある程度実力に応じて優遇し得る報酬差を作る必要が考えられる。
- (3) 住宅問題の解決もその一方途である。
- (4) 大学所在地域内の著名な人達を非常勤講師として活用し、学科毎に連絡する方式もその一つと考えられる。
- (5) 単位の互換制としては、セミナー・ハウスの施設を利用するのも一つの解決策ではなかろうか。

最後に委員長から6月の総会で任期が終わるのででき得れば5、6月頃までにこの問題をバックボーンにして問題の解決の為にはどうすべきかの点から割り出して次期常置委員会にバトタッチすべきではないかと挨拶があり本日の委員会は終了した。

なお、新堀社会教育官推せん関係図書としては、

- (1) 日本大学教授資料 東洋館発行
- (2) 各大学教官2千名のアンケート（学閥の中で）（福村書院発行）等がある。

## (11) 第7常置委員会議事要録

日 時 昭和46年2月9日（火）午後3時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長、鎌田委員長

中川、林、伊藤、稻荷山、藤吉各委員  
松原、志田、池田、井上、原各専門委

員

鎌田委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があった後、事務局長から会議資料の説明があり、続いて前回（11月21日）委員会の議事要録を朗読、承認されて議事に入った。

### ○ 第7常置委員会の運営について

初めに、委員長より、第7常置委員会は大学の各学部のうち、教員養成学部だけが未だに学部設置基準もなかったもので、当面の目標としてはこの設置基準制定を推進しようとして審議を進められてきたものであり今日に至っているが、その後①教員養成学部は特殊のものであるので、第7常置委員会は廃止して特別委員会とすべきではないか、また、②委員の構成についても現在の常置委員会の場合は委員の定数に制限をうけ、しかも、そのため委員も特定の大学に集中する傾向が見られ十分に所期の目的に尽ずることができにくいので、この種の委員としては、むしろ特別委員会として多方面から適当な数の委員が加わるべきではないかとの意見が有力になってきた。よって本日は、先ず現在の第7常置委員会を廃止して新たに特別委員会を設けるかどうかについて討議していただき、もしそのようにするとすれば別紙配付資料「第7常置委員会を廃止し、教員養成特別委員会を設けることについて(案)」のようにすることはどうかと原案の説明があった。続いて加藤会長より、原案のように第7常置委員会を廃止して教員養成特別委員会を設けることに賛同を得れば、現在の第7常置委員会の委員（教員委員も含む）は他の常置委員会（第1乃至第6）の委員に参加して貰うことになるわけであるが、その決定は、来たる6月の総会で決

定することにしたい。なお、この第7常置を廃止し、「教員養成特別委員会」設置の問題は、6月の総会で決定するという前提の下に、来たる2月19日開催の理事会に諮りたいので、できれば本日の会議で第7常置としての意見を知りたいと述べられ、ついで討議に入り、種々意見の開陳があったが、主なるものは、

① 第7常置委員会としては、大きな使命の一であった教員養成学部を設置基準を作るべしとする要望書を既に出し、大きな使命は果たしたので、この度の発展的解消は結構である。

② 大局的に見て強力な特別委員会の設置は賛成である。

③ 第7常置委員会のあり方特に編成上の問題については、予てから委員会の内部からも批判があったので原案に賛成。

のような意見があり、特に不賛成の意見はなく、原案の主旨によって措置することに意見の一致を見た。

しかし、この特別委員会の構成メンバーについては種々議論があり、現在よりもっと強力なものに、また、新委員会の設置目的から言っても現在どおりの委員で構成するのではなく、教育学部系以外からもできるだけ多く加え、人選を片寄らないようにすることとしたい。従って、原案の「教員養成特別委員会の設置」の項の(2)は、理事会で提案説明の際には適当に文章を変えるかあるいは、文章にしないで口頭をもって説明するかの何れかにすることについて意見があり、結局原案2の(2)を削除することとし、本日の会議を終り、2月19日の理事会には、第7常置委員長より本日の意見を説明し、了承を得れば6月の総

会に諮ることとした。

## (12) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日 時 昭和46年3月11日(木)午後1時～午後5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 清水委員長

長崎、飯島、中塚各委員

吉利、堀口、中川各専門委員

清水委員長主宰のもとに開会

委員長より、開会の挨拶があつて後、去る2月3日逝去された本川委員(副会長)に対し、一同黙禱を捧げ哀悼の意を表した。ついで、前回(11月24日)の議事要録を朗読、一部字句の修正があつて承認され、議事に入った。

### 1. 外国大学(主として英、独、仏、米)の教育事情特に医学教育の事情について

初めに、委員長より本日はまず、最近欧米各国の大学事情調査のため出張され、帰任された飯島委員から欧米各大学の特に医学教育の事情についての視察談を聞くことにしたいと述べられ、同委員より大体つぎのような点について報告があつた。

○ 1970年10月カーネギー委員会(米国)で「高等教育と国民の健康」と題して、医学教育の問題に関するリポートを公表したところ、非常な反響を呼んで、国としてこの意見を大きくとりあげ、医学教育の充実振興に力を入れるようになった。報告書の内容は、主として医学教育ならびに医療制度の改革問題であつて、とりあげられてある項目は、大略つぎのような点である。

① 医師不足の解決策を早急(1980年までに

増員)に検討し、立案すべきだ。

- ② 社会保険施設特に医療施設の増強を積極的にすすめ、医療費の個人負担の軽減を図ること。
- ③ 病院以外の予防医学の発展に力を入れること。
- ④ 医学部の外に、大学内にヘルス・センターを置いて強化すること。
- ⑤ アメリカ国内の医師の分布が、片寄らないよう諸地区に医科大学を新設するとか医学部の増設をして医師の増員を図り適切な策を至急たてる必要がある。
- ⑥ 学生の負担を軽減し、医師となる期間を短縮することも検討すべきだ。
- ⑦ 基礎教育と臨床教育をはっきり区別すること。
- ⑧ その他(カリキュラム問題、医師数の問題等)

大略、このレポートは上記のような内容であるが、結論としては、医師不足の解決を早急に図れと力説強調したものである。

- ⑨ 医学教育の問題は、目下、英、独、仏の各大学においても慎重に検討中である。しかし、フランスでは最近まであまり積極的でなかったようだが、最近になって医科大学の増設を計画しているようだ。

英国では、セントジョージ大学ではカリキュラム委員会を作って大体5年間に基礎と臨床をかみ合わせた具体的なプランニングを作っている。

- ⑩ 大学改革の問題については、全般的に各国大学でも、特に独の大学が頭をなやませているようであるが、完全に解決した大学は殆んどなく、日本と共通する点があるようで、特に学生参加の問題から学長の選出

に苦勞し、今もなお検討中の段階であるように見うけられた。

以上で、飯島委員の報告は一応打ち切り、つづいて、2、3の質疑応答があつてこの問題についての報告が終つた。

## 2. 参考資料について

医学教育に関する検討の際の資料として、別紙をお届けしたので参考に願いたい。なお、大学基準協会の医学関係部門で、医学教育の従来の方法を改めて、6年間の一貫教育(枠をはずし教養課程と専門課程を一緒にして)に改めようとする動きがあり、目下改善の意見書を検討中であるとの情報があつた。

## 3. 中川専門委員の改革意見

医学教育の問題は、日本のみならず各国も行きづまっており、何れの国でも改善策を検討中であるようだ。日本では特に医師不足が甚だしく、社会からの要請も強いので、早急に医学系大学の増設を図って医師の養成をする必要がある。米国では、医科学生は他学部 of 学生より優遇され、奨学制度その他の条件がかなりよくなっている。社会の要請の強いものは当然社会でも育成していくことは大事なことであるので、日本でもこのような制度も考えてよいと思う。また、最近米国では健康は権利として考えられるようになり、医療の需要は年毎に上昇しているが、医師の供給は到底これに間に合わず、支障をきたしているのが実状である。日本では大体医師1人に対し対象者が800人程度で、先進諸外国の割合から見ると人口に比して医師が甚だしく少ないのが現状である。

米国では、目下医科大学の増設に力を入れている。最近米国では医療について考え方が

従来と変ってきて、医師の増加だけでは到底社会の要求を満たすことはできないので、医師の仕事の一部を担当するような仕事にたずさわる人、例えば看護婦、カルテの作成者、医療記録を中心とした職業人、検査技師等の医療に関連する職業人の養成に力を入れている。このように米国においても教官不足、ベット数の不足を訴えている状況であるので立ち後れている日本においては一層医師の増員を図るべきであり、また、医学教育改善のための恒常的な機関を設けて早急に改善に努力する必要があると思われる。

大略上記のように諸外国の例を引用して説明があり、続いて上記の問題に関連し、つぎのような意見があった。

- 日本では、現在年間約 4,800 人程度の医師を養成しているが、厚生省では今後年間約 6,000 人程度にしたいと考えており、まだ約 1,200 人不足である。文部省では医学部の増設、入学定員の増加等を考えているが、間に合わせ的な考え方でなく医療体系を整え将来を見通しての計画をたててほしい。また一面米国のように paramedical な職業人の養成も必要となってくると思うので、この点も考えてほしい。特に日本は、従来この仕事を無給医が担当して来たが、それが削減されたことは、大きな問題である。paramedical な職業人が増してくると、医者との関係も生じよう。初めから分けて養成するか、医者の中から分化していく方が筋はおおと思う。
- 国・公・私立の大学の増加をはかることはよいが、医師の素質低下にならないよう十分留意してほしい。

#### 4. 検討すべき問題点について

本委員会として当面とりあげるべき問題点として、つぎのような点が挙げられ、意見の交換があった。

- 質のよい医師を養成するためには、結局予算を増額せざるを得ない。現状では処遇の点で教官になる人が少なくなっている。
  - 医療の辺地対策を考えるべきだ。例えば、道路をよくして設備の整った病院へ病人を運び易くするとか、場合によってはヘリコプターを使用する等の方法も考えてほしい。
  - 医学教育の改革の問題は、強力な中心的機関を設けて検討する必要がある。
  - 医学教育の改善問題については、既に、大体の共通の意見は、各方面で検討され、きまっているので、今後は国から調査費を出してもらい、資料をまとめて本格的に現状調査に着手すべきである。現在いろいろの委員会があって検討されている状況であるが、これらを一本化する必要がある。
  - 保健学科卒業生の医学科への進学問題も検討すべき問題である。
  - 大学病院のあり方に、教育に重点を置く考え方と研究に重点を置く考え方があるが、この点も十分検討の必要がある。
  - 関連病院の問題は、まだ具体案が出ていないが、実際的にはどういう方法でやるのか、その点も検討する必要がある。
  - その他、医学研究と医師養成の問題、臨床と基礎との関係、生涯教育と再教育の関係などの諸問題について検討された。
- 大略上記のような意見があり、当面の問題としては、まず基礎調査を十分行なうこととし、次回には、本日に続いてさらに問題点の立て方について検討することとした。

○ 次回委員会

次回の理事会開催の前後とすることとし、  
決定次第各委員に通知することとした。

### (13) 教養課程に関する特別委員 会議事要録

日 時 昭和46年4月7日(水)午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 今西委員長

前田, 福井, 横田, 松本, 倉田, 池田  
各委員

今堀専門委員

今西委員長の開会の挨拶に続いて, 前回(45.

11.11) の議事要録の朗読があつて議事に入つた。

#### 1. 一般教育と教養課程に関する実情調査について

今堀専門委員より, 本実情調査についての草案は, さきに一応ご検討願ひ, その意見に基づいて修正し, 更にこれについてご検討願つた上修正を加えたものである旨説明があつて審議の結果,

- 1) 学部(専門課程)の教官がどの程度教養部の講義を担当しているかについては, Ⅲの教官数の項で挙げてあるが, その際, 学部で担当の科目と教養部で担当の科目の相互関係を知るため, 学生便覧, 大学一覧等を1部寄贈願ふこととしたい。
- 2) 昭和24年以降における, 一般教育等担当の専任教員数, 教官以外の専任職員数および学生数の伸び率を調べること。
- 3) Ⅷの4)に「がん特別研究」の項と「試験研究」の2欄を加えること, 同じく9)のロに(サイクロトロン等), ハに(大型電

子顕微鏡等)を具体的に例示すること。

- 4) Kの「学生指導」を「厚生補導」と修正すること。
- 5) 本調査の内容は, 「部内限り」のものと  
して取扱うものである意味を書き加えること。

等の意見があり, これに基づいて, 今堀専門委員に一任して修正加筆を願つた上, 事務局に送付, 至急各大学へ照会することにした。

なお, このアンケートの調査結果は, 6月の総会にその概要を報告することとし, したがって各大学からの回答を5月15日に締切り, 今堀専門委員においてこれを取りまとめ, 6月10日までに事務局へ送付願ふこととし, 親委員会に諮ることは省略の上, 総会に提出することにした。

保健体育関係の調査も, この調査に含めて行なうこととした。

#### 2. 外国語教育に関する実情調査アンケート案について

前田委員より, 本案は, group で2回検討して, 委員会に報告し, 委員会の意見に基づいて更に group で検討したものである旨説明があり審議の結果, 14頁5)のi)に「ハ, 上記イ, ロ, の併用」を加え, また, 外国語名の配列順位をスペイン語と中国語を入れ替えたほか, 異議なく原案どおり承認された。なお, 本稿を石井専門委員に送って閲覧願つた上, これをプリントして「一般教育と教養課程に関する実情調査」と併せて各大学に照会し, 5月15日までに回答を得て, これを前田委員の手許で整理願つた上, 5月21日に小委員会を開いて検討し, その結果を文書で各委員に報告するとともに事務局へ6月10日

までに送付願うことに了承された。なお、親委員会への附議は省略し、6月の総会に提出することにあわせて了承された。

## (14) 教職員の厚生等に関する特別委員会議事要録

日 時 昭和46年2月25日(木) 午前10時～午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 相磯委員長

柳川、和達、馬場各委員

苦米地、神田、高岡、手塚各専門委員

説明員 文部省管財班前田主査

相磯委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があつてのち、文部省より公務員宿舎の現状と今後の計画方針等について説明をきくため来席を願った、管財班の前田主査の紹介があつた。ついで、鶴田事務局長より、今は丁度新年度予算の各省配分時期になっているので、目下本委員会で検討中である教職員宿舎の整備について本協会として要望を出すのであれば時期的にもよいので、本日はこれらのことについて、文部省側から話を伺っておきたいと趣旨の説明があり、続いて宿舎について、次のとおり要望および説明があつた。

### 1. 公務員宿舎について

初めに、委員長より各国立大学においては、予てから特に助手とか行(1)6等級以下の者の宿舎、女子寮等の不足で困っており、また、地方の大学では転任の場合、宿舎が極めて少ないので支障が甚だしいので、文部省の方でも、今後この方面のことを十分に配慮してほしいと挨拶があつた。

ついで、前田主査より

① 教職員の宿舎の計画等については、毎年9月1日現在で現状調査をし、11月末までに調査を終り、大蔵省理財局に対しては、2月中旬に文部省より状況を説明し、予算の要望をすることになっている。

② 文部省においては、公務員宿舎のあり方について検討の結果今後は、従来とってきた方針を変え、宿舎の一元化を考えている、宿舎も現在の状況では、各省庁別に設置することは、困難な傾向になってきており、大蔵省の考え方も最近各省合同宿舎的の考えが強くなってきた。

③ 昭和46年度の宿舎計画(公務員全体として)

対象者数 101,819名

入居希望者数 99,859名

現在住居の不安定者 27,117名

文部省関係の住居不安定者 8,422戸

本年度の文部省の要求戸数は上記の不安定者の1/2程度(約4,000戸)であるが、つぎの点に重点を置いて要求した。

a) 東京および周辺の箇所重点を置いた。

b) 新しく官署を設けたところ。(素粒子研、青年の家など)

c) 国立高等専門学校(学年進行により教官の増加)

d) 借受官舎で不安定なもの

e) 散在する平屋を重点的に集中しようとするところ(高層建築物)

f) 演習林、農場等の僻地在勤者の宿舎

以上で一応の総括的説明が終り、つづいて質疑応答に移った。

④ 公務員宿舎についての質疑応答

a) 合同宿舎的に1本建にする考えにした



理由は何か。(例外的場合もあるが、土地、経費、各省庁毎に別々につくるよりもいろいろの方面で合理的で無駄がなく、なる等の理由と思われるが、現実には、全体の7割近く文部省の要求で占めている)

b) 文部省関係は、多人数であるので他省に較ぶれば多くなるのが当然である。

c) 飛び地を持っている場合、他省庁と交換等をして統合し、建設することを考えてよい(そのとおりであるが手続き等がかなり日数がかかる)

d) 今の段階で新任者のために予備的に宿舎をあけておくことは無理である。

e) 他省庁は、大体敷地がないため、他のところへ建てるという考えになると思うが、大学は特殊事情があり、また、キャンパスが広いので、その中につくるという考えでは将来困まってくる心配もある。

f) 土地を広く持っていて、現実には、大学に限らず各省庁でも手放すことは容易にしない傾向がある。

g) 独身寮ならば、校地内に建てる見込はあるか。(見込はある。また、女子寮は従来あまり考えていなかったが、今後は考慮したい)

h) 土地を提供すれば、要求によっては、建ててくれる見込みはあるか。

(明確には答えられないが、要求はよいと思う)

i) 大学の場合、特殊事情を考えて、特に独身寮と地方の大学の宿舎を要望したい。

j) 本年度要望書を提出するとすれば、

8,422戸不足のうち少くとも、4,000戸は是非実現してほしいと要望してはどうか(賛成)

k) 全般的に宿舎、寮の建物の基準の引上げをし、質の改善の必要があるので、文部省としても十分考慮してもらいたい。

以上で、宿舎の問題を打ち切り、最後に委員長より宿舎の要求を大蔵省に対してする場合、何かプラスになるような資料が文部省にあれば送付してもらいたいと文部省側に依頼した。

## 2. 保育施設について

初めに、鶴田局長より、保育所の設置については、かなり以前から問題となっており、国大協としてもこの問題を取りあげ、去る昭和42年2月には、別紙会議資料「保育所の設置について」のとおり、当時の本協会の地区幹事と第6常置専門委員の間に会議を開き、保育所設置について協議し、要旨をつけて文部省(大学学術局長、審議官、人事課長、会計課長、福利課長)へ公文で依頼した。また、文部省共済組合運営審議会連絡協議会でもこの問題を取りあげ設置の要望をしたことがあるが、結局は、大学の予算で職員を賄うことは適当でないとの理由で認められないまま今日に至っていると別紙会議資料により、従来のいきさつについて詳細な説明があり、なお、現状について、つぎのとおり説明があった。

大学によっては、現実には保育所を設けているところがあるが、いずれも定員がついていないので、この問題で種々紛きゅうを起している大学が多い、そういう問題もあるので、むしろこの事業を共済組合の仕事としたら法律的にも問題はないのではないかと考えてい

るのが各大学共通的の現状である。理想としては、公的に定員内職員の配置をうけるか、別に臨時職員の配当を貰うことであるが、理想どおりの保育所を営むには幼児5、6人に対し保母1名程度が必要であるので、その実現はむずかしい。また現在の大学の保育所は大体保母1名に対し幼児が6人乃至13人程度である。

以上のような現状説明があり、つづいて各委員からつぎのような意見や質疑応答があった。

- 現在、保育所、授乳所、托児所等種々の名称を用いているが正式に保育所とすることは諸事由により実現は無理となるようだ。
- 今の段階では、経費全額・国庫負担は無理のようだ。ある程度受益者負担にならざるを得ないと思う。
- 保育所を設置する場合構内でなければ意味は少ない。
- 医学部を持たない大学では実施は無理のようだ。特にキャンパスが分れている大学ではなおさら無理のようだ。
- 事故があった場合、未公認の場合責任の問題で困まると思う。
- 保育所は、大学でやるべきでなく、厚生省か或いは共済組合あたりで考えるべきことである。
- 同仁会のような病院の財団で経営したらよいと思う。ただし、その場合多少の補助をすることはよい。
- 病院のない大学では、研究施設としてやっているとこもある。
- 保育施設を大学で運営することは賛成できない。いろいろの面からの支障をきたす

おそれがある。大学とは別にして、財団か何かの形式にしてやらせることはよい。ただし、場所等の援助はよいと思う。

以上のような意見があり、最後に委員長より、この問題はいろいろと問題があり、また、大学によっても意見が違うので、文部省に設置を要望するとしても一応各大学の意見も聞く必要があると思う。本協会としては、問題を提起し、文部省より各省庁の連合会計課長会議か共済組合連合会あたりへ働きかけ、公務員全体の問題として取り扱うことにするのも一方法であると思うと述べられ、協議の結果、とにかく鶴田案を基として専門委員の間でもう少し討議し、文案を練り直してもらい来年度予算要求の時期までに要望を出すこととした。

なお、宿舎に関する要望書の文案は、小委員に任せ、提出については会長と委員長に一任することとした。

追記

- (1) 宿舎の要望書は、高岡、神田両専門委員に起草をお願いし、近日文部省より参考資料を貰って両起草委員に届けることとした。
- (2) 要望書を提出した場合は、その写を各大学へ送付することとした。

## (15) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和46年3月10日(水) 午後1時～午後4時  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 加藤会長  
和達、前田各副会長

秋月（第2常置委員長）

小野、松永、加藤、横田、野田、藤本  
飯島、倉田、黒田、中村各委員

初めに、加藤会長より、開会の挨拶があり、  
「入試調査特別委員会」が、今回新たに発足する  
ことになった経緯について説明があった。

ついで、丁子主事より、本日の会議資料の説明があつて、議事に入った。

### 1. 委員長の互選について

投票による互選を省略し、前田委員（京都大学学長）が委員長に推せんされ、出席全委員の賛成を得て、新委員長に決定した。

（ついで、前田新委員長主宰のもとに議事続行）

### 2. 教員委員および専門委員の選任について

上記委員の選任方法の決定に先だつて、鶴田事務局長より、配付資料(1)の「共通第1次試験調査特別委員会（仮称）設置について」によって、教員委員の選任について説明があり、協議の結果、原案のとおり教員委員は、各地区より1名づつ選任することになり、従来の第2常置委員会の教員委員の松永藤雄弘前大学教授（北海・東北地区）、続有恒名古屋大学教授（中部地区）、菅好雄 岡山大学教授（中国・四国地区）を本特別委員会の教員委員に選任した。なお、その他の関東甲信越地区、近畿地区および九州地区から、それぞれ1名を本月末日までに各地区の委員より推せんすることになった。

専門委員については、policyの問題を検討することと具体的な細かい問題を検討することでは、人選の考え方も異なると思うが、それらの点も考えて適当な教官をなるべく早く推せんすることとした。（専門委員を選ぶ際には、ある程度批判的立場の人を加えること

もよいという意見があつた）

なお、専門委員が決定すれば、専門委員会をつくつて検討の資料を集めて貰い、ある程度具体案をまとめ、その上で本調査特別委員会に報告してもらうこととした。

### 3. 今後の委員会の審議について

初めに、委員長より、この問題の審議に当たっては、委員になられた方々に、一応特別委員会が設置されることになった経緯と今までの経過について知っておいてもらいたいと述べられ、別紙配付資料(4)を朗読の上、事務局より本委員会が設けられることになるまでのいきさつについて詳しく説明があり、ついで今後の審議方法、検討すべき問題点等について討議されたが、その主なる意見や、とりあげられた問題点は、次のとおりである。

○ この委員会できり上げることは、一応共通第1入試の問題を主とし、関連する範囲で内申書やその他の問題も考えることにしたい。

○ この委員会では、先ず共通第1次入試を実施すべきか、すべきでないかを審議し、その上で実際上の問題としてやれるかどうかを検討すべきでないか。

○ 共通第1次入試をやることのメリットは、よい問題を作れることだ。殊にこれから高校の学習指導要領が多様化すると、益々出題が難しくなる。また、これによって各大学の第2次試験が綿密にやり得ることになる。

○ 現在2次試験をやっている大学は少ない、いくら理論はよくとも、ただ二重手間になるだけなら、志願者の少ない大学では費用が増すことでもあり、余り賛成できない。

- 高校教育の正常化に役立つなら、大学が少し位面倒になっても甘受すべきだ。
- また、今後の審議のすすめ方の一つとして、過去において行なわれていた能研テストについて、当時の実態（実施方法、組織、経費その他）を一応参考として聞いて見たらどうかという意見があったが、討議の結果、当事者より直接当時の実態を聞くことはよいが、今の段階では、それ程必要とも考えられないので、次回委員会までに資料だけを配付する程度にしておくこととした。
- 審議の日程はどのようにするか。
  - a) まず、専門委員を主とした working group をつくって、ある程度具体案をまとめた上で、本委員会で検討するようにしてはどうか。
  - b) 作業体制をまず考えてほしい。
  - c) 文部省で考えている、入試改善中間発表の案では、9月頃に具体的な結論を発表する予定との話であるが、本協会側で検討している共通第1次入試的の考えではなく、統一テスト的の考え方の方である。また、大学基準協会の原案は、相当先になる模様で、目下のところ原則論を検討中の段階であるとのことである。
  - d) 文部省からは、従って9月頃国大協側の意見を聞いてくる様子もある。
  - e) 第2常置委員会としては、できれば来たる6月の総会までに共通第1次入試実施の可否程度は決めてほしい。
  - f) 今の段階では、次回（6月）総会までに共通1次入試の可否をきめることは無理のようだ。11月の総会を目途として検討をすすめていって、6月総会には中間報告をする程度になるのではないか。
- 専門委員を主とした委員会をつくるとすれば、まず、どんなことをそこで検討をするのか、この点も話し合っておく必要がある。
- 予算措置についても検討を要するが、共通第1次試験実施の方向が決定して、昭和48年度の予算に組入れることになるとしても、共通第1次入試の実際の実施は、少なくとも2年間の予告期間も必要となるので、昭和50年からになると思われる。
- 共通第1次入試の実施の可否については、早急には決定できないので、6月の総会までには大体の意見をまとめ、それから具体的細かいことについて検討をしたい。
- 検討すべき問題点として、まず、考えられることは、つぎのような点である。
  - a) 実施の主体をどこにおいて責任はどこで持つか、また、新しく法人をつくるか、任意団体をつくるか、あるいは国大協の一部とするか等も検討の必要がある。
  - b) 具体的実施方法をどうするか、構成の問題、試験問題作成の問題も十分に検討を要する。
  - c) 試験問題は Computer で処理できるようにすることを前提としなければならない。
  - d) 高校側の教育の正常化に少しでも役立つような問題をつくることに留意すべきである。
  - e) 問題の出し方は、学科目別にして、専門委員会において検討することがよいと思う。

f)「能研テスト」は、予め、大学側の意見を聞かないでつくり、国家統制的だとして一般に評判が悪かったのが廃止になった一つの理由であるので、そういう風にならないよう十分注意をする必要がある。

g) Computer 利用は、人手や経費もかなり必要となるので、この点も十分考慮に入れて検討を要する。

大略、上記のような意見の交換があつて討議の結果、まず、前記のような考え方で適当な専門委員を至急選んで、専門委員会を開いて検討して貰うこととしたが、その前にとりあえず本特別委員会としては、来たる4月2日委員会を開いて、東京大学より新しい入試に関係した教官を2、3名来席していただき、東京大学の入試の実状と入試問題全体に関する意見を伺うこととした。

○ 次回の「入試調査特別委員会」はつぎのとおり開催することとした。

4月2日(金)午後1時～午後4時  
場 所 国立大学協会 会議室

## (16) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和46年4月2日(金)午後1時～午後4時

場 所 東京大学附属図書館3階会議室

出席者 前田委員長

松永、水野(代、佐川)、秋月、和達、川村、小野、続、森島、野田、入江、菅飯島、倉田、長瀬各委員

(説明員)

安藤、小野、湊各東京大学教授

前田委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつたのち、前委員会以後新たに教員委員として参加を願った川村東京農工大学教授(関東甲信越地区)、入江神戸大学教授(近畿地区)、長瀬佐賀大学教授(九州地区)の3委員と本日特に東京大学から入試関係の説明者として来席を願った安藤、小野、湊各教授の紹介があり、続いて前回(3月10日)の議事要録を朗読し、一部字句の修正があつて承認され、議事に入った。

### 1. 東京大学入試制度調査委員会の改革案と本年度の入試方法について

初めに、安藤教授(元東大入試制度調査委員会委員長)より、東京大学の「入試制度調査委員会」は、昨年6月に別紙「入学試験の改善に関する答申」を「審議経過報告書」と共に大学当局に提出し、同委員会は、解散したこと、続いて、その審議の経過と最終的の答申の内容について、上記資料によって詳細な説明があつた。

ついで、湊教授(本年度の東大入試実施委員会副委員長)より、前記本年度の改革方針によつた入学試験の実施状況について、つぎのような点をあげられ説明があつた。

① 従来、東大の入試は、主として教養学部が中心となつて行なつたが、本年度から全学的に行なうようにし、管理委員会を設け、その下に実施委員会、健康診断に関する委員会、内申書検討委員会、出題委員会、機械処理委員会など幾つかの委員会をつくり、共同作業により行なつた。事務的なことは主として教養学部の教務課が中心となり、各学部の事務の応援で行なつた。

② 出題・採点等のやり方について

(別紙問題用紙を参照して説明)

論述式とした（一番気をつかった）こと、第1次の問題について数学、国語、外国語のほかに社会、理科を加えたこと、試験時間を長くしたことなど従来との主な相違点について説明があった。

③ 第1次試験のいわゆる足切りの問題について

文科、理科合わせて15,000人、第一次は約3倍を2.5倍とした。

④ 内申書の問題について

（東大では、本年はあまり重視しなかったが、将来これを重視することにすれば、入学者の追跡調査を十分やった上でなければ早急に結論を出すことは難しいという意見があった。）

⑤ 共通第一次試験について

もし行なうこととすると、是非とも追跡調査を願いたいことと、1次2次の成績の関連性について検討されたいとの意見があった。

以上で、湊教授の説明が終わり、続いて小野教授（本年度入試の機械処理委員会委員長）より、本年度の試験の採点（特に第1次試験）は、主として機械処理の方法でやったが、将来はだんだん東大に限らず他の大学でも第2次試験も、多少の問題もあるけれども、機械利用の方向へ向うのではないかとの意見があり、なお、試験後の感想としては、今後機械化するとなれば何れの大学でもパンチャーを使用することに問題があるように思われ、もし、機械化する場合には、全学的な共同作業によらなければ無理ではないかと思われ、また、機械化による試験には、第1次試験としてやる場合も、第2次試験としてやる場合もある程度の長所・短所はある。共通第1次

入試全国一斉にやる場合、電算機の施設を各大学でそれぞれ設置することは予算的に不可能なので、この場合は専門の会社に依頼することが現状では望ましいことである。その理由は、一時的の業務のために多額な費用を必要とするからである。

以上で、東京大学側からの説明は一応終わり、続いてつぎのような質疑応答があった。

○ 機械化による採点を会社に依頼する場合、外部に洩れる心配はないか（やり方によって十分に防げる）。

○ いわゆる足切りの線はどの程度がよい（5倍、4倍、3倍、2倍と各大学の事情によって適当に決めたらよい）。

5倍までだと安全性はあるが、それまでの必要はないとの意見や志願者が2倍なら足切りの必要はないとの意見もあるが、一大学での場合と全国的に行なう場合とは違う。統一テストの場合2.5倍では危険であろう。

○ 足切りする場合、優秀な者が落ちる場合もあるので、その点も考慮する必要がある。

○ 第1次入試の結果を、東大ではどの程度重く見るか（東大では、第2次に重点を置いている）。

○ 機械的な計算ではどうか、ゼロ点が1科目あった場合の扱いなどに問題があるう。

○ 時間的制約のために出題問題が不十分になるようなことはないか。時間的制約のために出題問題に苦心した（東大）。

資格試験的につめてくると傾斜することにならぬか、一次試験は傾斜していない（東大）。

（以上で、東大側説明員退席）

## 2. 共通第1次入試について

初めに委員長より、本日は、前委員会に引き続き自由討議の形で問題点をピックアップしたいと述べられ、つぎのような点について意見の交換があった。

- 第2次試験の結果を、電算機で処理することは、現在の試験方法では困難である。
- 第1次で足切りする場合、どの程度にするかは各大学で適当に判断すればよい。大学によっては、全く必要のない大学もあり、東大のやり方をまねする必要はない。
- 試験の成績が、ある科目が0点の場合、他の科目の成績がよくとも合格させないとか総計点がよければ合格させるとかの問題は、その大学できめればよい。
- 第2常置委員会で考えている採点の通知方法は、各科目毎についての報告であって、総計点だけの報告ではない。
- 第1次を共通入試で行なうとすれば、何日頃が適当か（できればおそい程よいが、実際的には、12月頃または1月頃が適当と思われる）。
- 共通第1次入試は、資格試験的に考えるか、入試的に考えるかについては、各大学の自主性に任せてよい。
- 細かい共通第1次入試をどのような方法で行なうか等の具体的な問題を検討することよりも、先ず、第1に、共通第1次入試の制度に踏み切るか否かが先決であるので、この点を先に検討してはどうか。
- 共通第1次入試の利点と欠点およびそれに要する費用、その他実施する場合の検討事項等については、目下第2常置委員長のもとで検討中であるので、次回委員会までに資料を用意し、それを検討することにし

たい。

- 1期校・2期校の問題は、暫らく保留することとし、先ず、共通第1次入試の問題を先に検討したい。
- 専門委員選定の問題は、暫らく保留し、先ず、共通第1次入試の問題について意見の交換をした上でできめたい。
- 今の段階では、共通入試実施に踏み切る価値があるか、あるいは、それ程の価値がないとすれば取止めになるとも限らない状態であるので、その長短や実施の可能性の有無等について慎重に検討する必要がある。その重要さは各大学で決める。もし重要でないとなると、その価値が問題となる。その価値を決めるのが、本委員会の問題である。

## 3. 1期・2期の振分けについて

秋月委員より、この問題についての検討も至急必要であるが、先ず、共通第1次入試の問題を検討した後で検討することにしたいと述べられ、新たに委員となられた方の参考として、これまでに第2常置委員会と入試期特別委員会で討議された経過について概略の説明があり、続委員と秋月第2常置委員長の振り分け案について大要の説明があった。

## 4. 能力開発研究所の組織機構について

この問題については、別紙のとおり資料を用意したので、参考として見ておいて貰うこととした。

### ○ 次回入試調査特別委員会

5月1日（土）午後1時30分～午後4時30分

場 所 学士会分館3号室

## (17) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和46年5月1日(土)午後1時30分  
～4時50分

場 所 学士会分館3号室

出席者 前田委員長

実方, 松永, 加藤(代, 佐川), 秋月,  
和達, 加藤, 川村, 横田, 小野, 統,  
藤本, 釜洞, 菅, 飯島, 倉田, 長瀬,  
黒田, 中村各委員

前田委員長主宰のもとに開会。

委員長より, 開会の挨拶があった後, 前回(4月2日)の議事要録を朗読し, 別紙のとおり一部字句の修正があって, 承認され, 議事に入った。

### 1. 能力開発研究所の組織機構について

委員長より, このことについての説明は, 前委員会の際, 時間的の余裕がなかったため今回まで持ち越されていたので, 先ずこの説明を求められ鶴田事務局長より, 前回配付した能研に関する資料によって, 組織機構の全般についてその概略を説明した。この説明の後, 能研テストの評価は色々あるが, 関係者の感じとしては結果的に見て失敗に終わったと見てよいのではないかとの意見もあったが, 秋月委員より, 今回検討している「全国共通第1次入試」は, 能研テストとは全く違った性格のものであることを説明の上, 事務的な面で似ていると考えたので今後共通第1次入試の検討資料として事務局で調べてもらったものである旨の説明があった。

### 2. 共通第1次入試について

秋月委員(第2常置委員長)より, 別紙会

議資料として配付の「全国共通第1次試験について——その提案経過と問題点——」は, 第2常置委員会で, これまで検討を重ねてきた経過と問題点を飯島, 統両委員にお願いしてとりまとめていただいた原案を, 前回の第2常置委員会で審議検討した結果, その際の委員会の意見を考慮に入れて私がとりまとめたものであると報告案作成のいきさつについて説明され, ついで全文を二宮主事朗読の上, その内容について検討した。

討議の結果, 一部に別紙のとおり字句の修正をすることとし, なお, 内容その他については, つぎのような意見の交換や質疑応答があって, 種々の角度から慎重に検討された。

#### ○ 共通第1次入試の主なる目的は何か。

(適切な入試問題を出すことにより高等学校の教育を乱すことなく, そのあり方を少しでも改善の方向へもっていくのが大きなねらいの一つである。また, 入試のための勉強であることを改めるためには, 統一試験により, よい問題を選ぶことにある)

#### ○ 大学によっては, 受験生の数もそれ程多くなく, 入試の省力化の必要を感じないところもあるが, ねらいは受験者側の省力化にある。

#### ○ 第1次入試の有効期間はどうか。

(その年度だけと考えている——委員長——)

#### ○ 共通第1次入試は, 資格試験的の感がある。各大学の自主性に任せて, もし, この制度を利用しない大学があれば困まらないか。また, 大学だけで決めてよいものかどうか。

#### ○ 全大学が利用しなければ, 今回の共通第1次入試の意味はなくなることになる。こ



の制度ができれば、必ずこの方式によるという原則がなければ、この制度は成り立たない。ブロック別に行なうことも考えられる。

- 共通第1次入試の問題は、1期・2期の問題も考えながら平行して検討しなければならない問題である。
- 第1次入試は、入学試験を1回だけとする前提でなければ意味はない。
- この制度は、1期・2期の区別を廃止する線で考えており、もし、この方法が実施された場合は、だんだんその区別がなくなってくると思う。
- 小規模の大学では、2次募集の制度をつくってもよいと思う。（受験生に2回のチャンスを与えることにになる）
- 質のよい学生が集まる大学では、易しい問題を出せば殆んどの学生が合格出来ることも考えられ、そんな場合メリットはそれ程ないのでないか。
- この制度を、各大学が利用するか、しないか、その点を先ずははっきり決めた上でなければ、この問題は、議論の価値はないと思う。
- 高校側では、今のところ賛成意見が多いようだ。
- 多くの2期校では、この制度は労多くして、功少なしの感を持っていないだろうか。
- 2期校でも、第2次試験に日時の余裕があるので大きなメリットがある。
- 現在、1次と2次に分けて入試を行なっている大学は少なく、多くの大学は1回だけである。大学によって事情が違い、1次と2次に分けることが必ずしも適当と思わ

ない大学もある現在、一挙に統一共通試験に飛びこむことはどうか。

- 足切りの必要のない大学は、二重の手間がかかるので、そのような大学では十分に理解されない心配もある。
- 共通第1次入試は単なる足切りの意見ではない。足切りの必要のない大学では、二重手間にならないよう適当な方法をその大学で考えて貰えばよいと思う。
- 共通第1次入試を行なう場合、日時等具体的にはどう考えているか。（1月位が適当と思われるが、事務処理上などから考えて12月頃にならざるを得ないと思う）
- 大学の負担（事務作業等）もかなり多くかかるので、その点も十分検討する必要がある。
- 理想型を実現するにはどうすればよいか、その具体的実施問題についてつぎのような意見があった。
  - (イ) 高校側の協力（試験場その他）を得なければ実施は不可能である。
  - (ロ) 予算は、各大学からの供出の外に、文部省から別枠に配付を受けるようにしなければならない。
  - (ハ) 各大学の負担はできるだけ少なくするよう十分工夫をすること。
  - (ニ) 試験結果の通知方法はどうか。当該学校だけに出すか、本人まで通知するか。本人にまでも通知することは問題がある。
  - (ホ) 試験の時期は12月～1月頃がのぞましい。
  - (ヘ) やり方によっては大学間の格差を固定化するおそれもある。

大略、本日の会議は以上のような意見が述べ

られ、秋月第2常置委員長がまとめられた報告案については別紙指摘の箇所の表現を少し再検討してほしいという意見もあって、その点再考することとし、「共通第1次入試」の実施に踏み切るか否かの問題は、最終的には、各大学の理解によって実施することであり前向きに考え、細かい問題については、今後順次検討をすすめていくこととして本日の委員会を閉じた。

○ 次回入試調査特別委員会

6月14日(月)午後1時30分～午後8時  
場 所 学士会分館8号室

## (18) 大学運営協議会合同研究部会

日 時 昭和46年2月21日(日)午後2時～午後5時

場 所 東京大学医学部附属病院好仁会3階会議室

出席者 (第1研究部会)

柳川部会長、雄川委員(主査)

沢田専門委員

(第2研究部会)

和達部会長、松田委員(主査)

小野、柿内、綿貫、成川、越後谷、下

沢各専門委員

(第3研究部会)

中川部会長、田畑委員(主査)

佐々木、小野木、鈴木各専門委員

(合同研究部会)

総山、三島各専門委員

初めに、和達副会長(第2部会長)より、本日は予て検討中の「大学問題に関する第2次調査」の報告書と「中教審の「基本構想」に対する意見(未定稿)」について、先ず各研究部会そ

れぞれでまとめられた、修正原案の説明を伺がい、その上で全体的調整を図りたいと開会の挨拶があり、議事に入った。

### 1. 大学問題に関する第2次調査研究について

#### ○ 第1研究部会報告

##### a) 「はしがき」の修正について

雄川主査より、別紙会議資料「I大学の管理」の項の初めの「はしがき」を別紙のとおり修正したいと説明があり、一部字句の修正を加え、了承された。

##### b) 「学長選挙」の項について

原案の修正者である成田専門委員が欠席のため、鶴田事務局長が代って別紙修正案によって修正点の説明があつて、了承された。

##### c) 「学内機関」の項について

柳川部会長より、この項については、検討の結果、殆んど前案のとおりで、多少の字句の修正を行なつたと別紙会議資料によつて、その修正箇所を指摘され、説明があつて、了承された。

#### ○ 第2研究部会報告

松田主査より、第2研究部会担当部門について、その後、再検討を続けていて、現在大体の修正点は既に決まっているが未だ文章として取まとめが完了していないと前置きされ、口頭をもって全般にわたり、その修正箇所について概略説明があつた。

ついで、成川専門委員より「中間報告」の40頁の「語学および体育について」の項は、今回の調査研究報告には、「外国語」の項と「体育の項」を別にして、新しく項目を建てて意見を述べることとした旨述べられ、外国語教育については、改訂案を目下教養課程に関する特別委員会の外国語教育に関する

working group で検討中である旨報告があり、続いて、「体育」の項については、小野専門委員より、やはり教養課程に関する特別委員会の体育に関する working group で改訂案を検討中である旨報告があり、3月10日頃までには一応まとめ案ができる旨報告があり、了承された。

#### ○ 第3研究部会報告

初めに、中川部会長より、第3研究部会の担当部門の修正案（この修正案は近日中にまとまる予定）は、武田主査担当の一部分を除いては殆んどまとまったと報告があり、続いて、田畑主査より、これまで再検討をしてきた意見を考慮に入れ、第3研究部会担当の「Ⅲ 大学と社会」の項のうち、「総説」、「研究」、「教育」の各項の修正点について別紙資料により説明があり（このうち、武田主査担当の「制度」は後日報告することとした）、続いて鈴木専門委員より、「Ⅲ 研究」の最初の「はしがき」の部分にあたるところへ、別紙鈴木案の「国立大学と国との関係について」を入れることはどうか、また、清野専門委員に代って執筆の小野木専門委員よりは「Ⅲ 研究」の項目について、佐々木専門委員よりは「Ⅳ 教育」の項目についてそれぞれ修正点の説明があった。

以上のとおり各研究部会からの説明があり、そのあと2、3の質疑応答があって、一応これらの修正案は、了承を得た。

#### 2. 中教審「基本構想」に対する見解（未定稿）について

初めに、事務局長より、上記の問題に対する見解（未定稿）は、さきに各大学へ送付して、その見解を求めているが、提出された各大学からの意見により、できれば来たる3月

26日の理事会・大学運営協議会までには、第1常置委員会としての意見をとりまとめた旨挨拶があり、議事に入ったが、協議の結果、この問題は、次の全体会議の際改めて検討することとした。なお、それまでに意見があれば、国大協宛申出てもらうこととした。

#### ○ 次回大学運営協議会研究部会連絡会議（部会長・主査・専門委員）

日 時 3月7日（日）午前10時30分より

場 所 上野池之端 池之茶屋会議室

#### 追 記

第2回調査研究の各部会からの修正案は、なるべく3月1日までに事務局まで提出していただくこととした。

なお、鶴田局長より、部会の今後の作業日程について説明し、一部変更があったと承された。

### (19) 大学運営協議会各研究部会 連絡会議議事要録

日 時 昭和46年3月7日（日）午前10時30分  
～午後7時

場 所 上野池之端 池之茶屋会議室

出席者 （第1研究部会）

柳川部会長、雄川（主査）委員、沢田  
専門委員

（第2研究部会）

和達部会長、松田（主査）委員

小野、柿内、綿貫、越後谷、下沢各専  
門委員

（第3研究部会）

中川部会長、武田（主査）、田畑（主  
査）各委員

佐々木、小野木各専門委員

(合同研究部会)

総山、三島各専門委員

和達第2研究部会長より開会の挨拶があった後、丁子主事より、配付資料について説明し、続いて鶴田事務局長より、本日の議題となっている「大学問題に関する第2次調査研究報告(案)」は、できれば本日中にとりまとめ、早速整理をして印刷にまわし、でき上り次第各大学へ送って、再び意見をきき、その回答を待って、さらに、研究部会としての意見をまとめ、来たる6月の総会に提出する予定である旨説明があった。議事に入った。

1. 大学問題に関する第2次調査研究について

(1) 第2研究部会担当部門の修正について

松田主査より、別紙配付資料(2)「Ⅱ 大学の研究と教育」によって、全体的にわたって修正箇所を各項目ごとに朗読の上、修正する理由などについて意見を述べられ、詳細な説明があった。ついで修正点については、各項目ごとに種々意見の交換があった。討議の結果、一応別紙のとおり修正することとし、なお、さらに字句、表現等に修正点があれば、数日中に各担当者より、整理修正の上、事務局まで送付することとした。

なお、第2研究部会の「はしがき」は、全体の「はしがき」としてもよいと思われるが、これがかねあいについて質問があり、第2研究部会としては、他はどう書かれようとも是非必要なものである旨説明があり、了承された。

(2) 第3研究部会担当部門の修正点について

先ず、初めに、武田主査より、別紙配付資料(5)によって、種々の都合上余裕がなかったため、各大学の意見を十分に検討する

ことができなかったもので、最終的修正は、一兩日待つてほしいと前置きされ、修正箇所を朗読の上、その修正理由の説明があり、続いて意見の交換が行なわれ、一部字句の修正があった。了承された。なお、資料(4)と(8)の鈴木専門委員担当の修正意見については、本日同委員欠席のため、武田主査が代って説明されたが、武田案の「制度」の項と重複する点もあるので、近日中に武田主査が鈴木専門委員と連絡を取り、再修正をして整理し、事務局まで届けていただくこととした。

続いて、田畑主査より、配付資料(3)によって、修正箇所の指摘と説明があり、別紙のとおり修正することとして、了承された。

ついで、小野木専門委員より、別紙配付資料(6)と(7)によって修正箇所の説明があり、意見の交換が行なわれ、討議の結果、別紙のとおり一部修正することとして了承され、最後に佐々木専門委員から、別紙配付資料(9)によって修正点の説明があり、意見の交換があった。一部字句の修正があり、了承された。

(3) 医学系教育の問題の取り扱いについて

松田委員より、医学系の教育は特殊性もあるので、前回の中間報告作成の当初は、別枠として検討をするという考え方で、今までこの問題については殆んど触れていなかったが、この問題もやはりある程度触れておくべきだとの意見があり、今回の報告書には、とり入れることとし、堀口専門委員に別紙のとおり、原案を作ってもらったと報告があった。ついで、この原案を朗読の上、意見の交換を行なった結果、この案は医学系に重点を置き、歯学系のことについてはあまり触れていないとの意見があ

り、総山専門委員に依頼して、この文案を基にして、堀口専門委員と相談の上、至急修正案をつくって事務局宛送付してもらうこととした。

(4) 教員養成大学の取り扱いについて

この問題も、一部から当然今回の報告書にもり込むべきだとする意見もあったが、特殊性があり、目下第7常置委員会で検討中の段階でもあるので、別枠として取り扱うこととした。

(5) 第1研究部会担当部門の修正点について

雄川主査より、第1研究部会担当の「I大学の管理運営」の項について、成田専門委員修正の別紙配付資料(1)によって、その修正箇所の説明があり、一部字句の修正があつて、了承された。

以上で各研究部会の第2次調査研究についての修正報告を終わり、最後に全体の「まえがき」について作案者の雄川委員より説明があり、討議の結果、別紙のとおり一部に修正を加えて、了承された。

(6) 合同研究部会担当部門の修正点について

合同研究部会担当部門の修正点については、別紙配付資料(10)、(11)、(12)によって検討した結果、この案は前回の修正案のとおりで差支えないこととした。

(7) 報告書表紙の題目について

鶴田事務局長より、本報告書の表紙の題目を、「大学問題に関する調査研究報告書」とするか、また、公表者名を「国立大学協会 大学運営協議会」（ただし、内容は各担当研究部会名をつける）とするかどうかとの質問があつたが、研究部会としては一応そのとおりで差支えないとの意見があつたが、正式には理事会・総会に諮って決定

することとした。

2. 中教審「基本構想」に対する見解(未定稿)について

この問題については、会議時間の都合上、本日の討議は取止め、来たる3月11日の第1常置委員会で検討することとした。

(20) 第13回特別会計制度協議会 議事要録

日 時 昭和46年3月25日(木)午後1時

場 所 国立教育会館7階9号室

出席者 文部省側

村山(大学学術局長)、安嶋(官房長)、  
安養寺(審議官)、須田(会計課長)、望  
月(庶務課長)、柏木(教育施設部計画  
課長)、大門(庶務課長補佐)、川村(大  
学課長補佐)、外関係者

国立大学協会側

加藤議長(会長)、和達(副会長)、前田  
(副会長)、近藤(第6常置委員長)、加  
藤、田中(第6常置委員)、鶴田、藤吉  
各専門委員

初めに加藤議長より、本日は特別会計制度協議会運営方針に基づく「予算案決定後の定例会議」を開催し、昭和46年度国立学校特別会計予算案およびこれに関連する会計制度上の問題についてご審議をお願いするとともに、さきに国大協からお願いした「昭和46年度予算の重点事項」についてもその経過について伺うこととしたい旨挨拶があり、議事に入る前に、次の2点について報告があつた。

(1) 委員、専門委員の交替について

前回の協議会(45. 5. 11)以後、文部省において人事の異動があり、これに伴って、委

員（安養寺委員に代り須田会計課長）、専門委員（須田専門委員に代り望月庶務課長および新任の島田会計課副長が）それぞれ交替された。なお、国大協側の専門委員として手塚一橋大学事務局長を委嘱したのでご承認をお願いしたい。

(2) 小委員会の開催について

昭和46年度の予算査定の段階において、重ねて大蔵省、文部省に対し重点事項について要望することが適当と認められたので、昨年12月23日に取急ぎ小委員会を開催し、「昭和46年度予算に関する重点事項」を作成し、翌12月24日に文部省、大蔵省の関係官に要望した。

続いて、前回（45.12.23）の小委員会の議事要録の朗読があって、これを承認し、議事に入った。

○ 昭和46年度概算要求重点事項について

先に、46年度予算の大蔵省査定の段階において、国大協より重点事項として大蔵省および文部省に提出し要望された各事項については、文部省としてもこの要望にそうべく極力努力した。おかげをもって十分とは云えないが一応の成果を得たので各事項について報告かたがた説明をする。

1. 教官当積算校費・学生当積算校費・教官研究旅費等の基準的予算の増額

(1) 教官当積算校費について

教官当積算校費の増額については、国大協の要望にそい講座制と学科目制との格差は正を配慮して要求を行なった結果、講座制5%、修士講座制8%、学科目制13.5%単価が増額された。

なお、一般教育、教員養成学部の実験科目の一部が実験科目化され、附属学

校教諭の単価が41%増額された。

また、附属病院教官の単価については、現行の国立学校臨床講座教官の64%を73%に引上げ増額され、附置研究所については、講座制と同じく5%が増額された。

(2) 学生当積算校費について

学生当積算校費の増額については、一律に8%増額されることになった。

また、教員養成関係については、国大協の要望もあり単価を文科と理科の平均とするための3年計画の最終年次にあたり、46年度においては、大学院修士課程で39%、学部で16%単価が増額された。

(3) 教官研究旅費等について

教官研究旅費の増額については、講座制5%、修士講座制7%、学科目制13%、附属病院13%、附置研究所5%と、単価がそれぞれ増額された。

なお、人文社会系学部の「美学・美術史」、教員養成学部の「地理学・社会学」について学生実地指導旅費が計上された。

2. 教育・研究の進展に対応する施設設備の基準改訂および予算の増額

(1) 施設

昭和46年度において、国立学校の施設整備費として計上した予算総額は486億4,902万円で、本年度に比べて約2億1,296万円の増加である。しかしこの予算額には建築単価の9%引上げが含まれているので、事業量としては本年度に比べて約10%の減少となった。その主な要因は既往年度において行なわれた学生急増対策による施設整備事業が一応完成し、こ

れに伴う事業量が減少したことと、財政投融資からの借入金による病院施設整備が本年度で一応完了したためであること、および不動産購入費が本年度に比べて5億円減少したためである。

#### (2) 施設基準

教育研究の進展に対応する施設の全面的な基準の改訂については、高等教育制度の改革とあいまって、将来時期をみて行なうこととし、見送られた。しかし、現行基準で実情に著しくそぐわない緊急を要するものについては、本年度の実態調査により今後大蔵省と協議の上、基準の局部的な手直しを行なって整理する予定である。

#### (3) 設備

国立学校における研究用設備、教育用設備および医療用設備の充実等に必要な経費として、昭和46年度においては161億4,418万円を計上したが、本年度に比べ4億5,934万円の増である。

#### 3. 不完全講座および既設学科目の整備充実

国大協からも強い要望があり、増員に努力したが、附属病院の新設等のため増員は教官4人（既設学科目）にとどまったが、振替による整備（講座34人、学科目50人）がかなり大幅に認められた。

#### 4. 大学図書館の整備充実

国立大学の主として学生用図書を実践するため、一般図書購入費を2億2,852万円計上したが、本年度に比べ21%3,900万円の増である。また、図書館業務の省力化、合理化を図るため電子計算機（ミニコン）を導入することとし、一大学に設置する経費を計上したほか、文献複写による学術情

報の流通を円滑にするためのマイクロフィッシュ撮影装置を5大学に配置する経費が認められた。

#### 5. 教員養成学部 of 整備充実（小学校教員養成課程の増募・教員養成学部 of 課程・学科目の整備）

教員養成大学・学部 of 教官組織 of 整備については、昭和41年度から学科目の新設・整備を図ってきているが、昭和46年度においては新設・整備に伴う教官の純増が10人、助教授・講師等から教授・助教授への振替が64人認められ、一段と充実されることとなった。

#### 6. 科学研究費 of 大幅増額

科学研究費補助金については、最近における学術研究 of 進展に即して国大協より of 強い要望があったが、文部省としても引続き文教予算 of 重点事項の一つとして強く増額を要求し、前年度予算72億円の20%増86億円が計上された。これでこの4年間毎年対前年度20% of 増額を続けたこととなり、この額は学術研究 of 急速な進展に対して十分な額とは云えないにしても、昭和42年度から4年目にして予算額が倍以上となり、申請課題数に対する採択率、採択課題 of 申請経費に対する充足率がかなり引き上げられたことは格段 of 前進と考える。

#### 7. 在外研究費・国際研究集会派遣者 of 増員等、外国旅費 of 増額

在外研究旅費、国際研究集会派遣旅費 of いずれも、45年度に比べかなりの増額が認められた。

# 在外研究員旅費

| 区 分   | 前 年 度                                          | 46 年 度                                         |
|-------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 派遣人員  | 330 <sup>(甲134, 短56)</sup> <sub>(乙140)</sub> 人 | 370 <sup>(甲154, 短66)</sup> <sub>(乙150)</sub> 人 |
| 予 算 額 | 612,614千円                                      | 665,149千円                                      |

# 国際研究集会研究員派遣旅費

| 区 分   | 前 年 度    | 46 年 度   |
|-------|----------|----------|
| 派遣人員  | 75人      | 90人      |
| 予 算 額 | 42,863千円 | 51,370千円 |

## 8. 保健管理センターの増設等、学生の厚生福祉に関する施設設備費の増額

学生厚生福祉の充実のため、46年度は1億5,023万円の経費が計上された（昭和45年度は、1億5,660万円）。

(1) 保健管理センターの新設……46年度は8大学に設置することになったが、これで保健管理センターの設置大学の数は、46年度分を含め38（昭和41～43年度各4、44～45年度各9）となる。

(2) 保健衛生設備の充実……45年度と同額の3,340万円が計上された。

(3) 保健管理センター運営費……保健管理体制の強化による業務の拡大に伴う経費および施設の設置に伴う管理的経費として新規に4,133万円（うち、1,880万円は従来の厚生補導費の保健管理費の組替）が計上された。

## 9. 学部学生および大学院学生の奨学金の増額および奨学制度の拡充

(1) 大学院の拡充……45年度40億9,200万円に対し、46年度47億4,600万円、学術研究者の養成確保を図る点から、従来から毎年重点的に拡充整備を図っているが、46年度は前年度に引続き約6億円を増額して貸与人員の増員と貸与月額を増

額をはかることとした。

(45年度) (46年度)

貸与人員 修士

10,200人 11,100人 (900人増)

博士

9,400人 9,400人 (増減なし)

貸与月額 修士

15,000円 17,000円 (2,000円増)

博士

20,000円 22,000円 (2,000円増)

(2) 大学学部の拡充……45年度117億4,490万円に対し、46年度は125億5,767万円で8億1,277万円の増額である。

(45年度) (46年度)

貸与人員 特別貸与

90,900人 91,400人 (500人増)

一般貸与

95,482人 95,761人 (279人増)

計

186,382人 187,161人 (779人増)

貸与月額 特別貸与 (自宅)

5,000円 6,000円 (1,000円増)

(自宅外)

8,000円 10,000円 (2,000円増)

(私立・自宅)

7,500円 9,000円 (1,500円増)

(私立・自宅外)

12,000円 15,000円 (3,000円増)

一般貸与 (国・公立)

3,000円 3,000円 (据置き)

(私立)

3,000円 5,000円 (2,000円増)

(参考)

育英奨学事業 45年度188億2,658万円に  
対し、46年度は203億5,061



万円（15億2,403万円の増）

で、うち政府貸付金は、45年度151億3,390万円に対し、46年度は153億1,210万円（1億7,820万円増）

#### 10. 附置研究所および附属研究施設の整備充実

研究所、研究施設等の新設、整備の要求については、現在学術審議会等において大学における研究体制について基本的な検討が進められていることもあり、慎重に検討されたわけであるが、研究所の定員増は、45年度の86人（うち振替12人）に対し、46年度は115人（うち振替24人）であって、また永年の懸案であった高エネルギー物理学研究所の創設をみることになった。研究施設については、45年度を若干下回ったが、新設7施設7部門、整備11施設11部門が認められた。

#### 11. 附属病院の整備充実（病院医師・非常勤医師・研修医等の増員および処遇の改善、看護業務要員の増員）

秋田大学附属病院の創設のほか、従来の臨床研修医の非常勤医師への切替および45年度に非常勤医師となった臨床研究医（医員）ともどもその手当の単価の増額が認められた。

また、看護業務要員の整備が引き続き行なわれた。

##### (1) 秋田大学医学部附属病院の創設

診療科数 12科、病床数 600床、人員 480人）

（秋田県立中央病院の国への移管）

##### (2) 非常勤医師

医員 積算人員 3,300人（45年度と同

じ）

単価 1日2,170円（45年度は1,700円）

医員（研修医）

積算人員 2,350人

単価 1日1,640円（45年度は1,260円）

##### (3) 看護業務要員の整備

定員増 167人（45年度270人）

#### 12. 定員削減の問題について

以上の各項に関連して、国立大学の教官および職員の定員削減の枠外とし、必要に応じ積極的に増員されるよう特段の配慮を願いたい。

昨年8月25日、昭和47年度を始期とする第2次定員削減計画について閣議決定があり、近い時期にその具体的な実施計画の検討が政府部内で始められることになると思う。文部省としては前記閣議決定のさいにも、文部大臣から国立大学の教員等については定員削減の対象外とするよう特に発言しており、今後とも定員削減をしないよう強く主張するつもりである。

以上で説明を終わり、次の問題について質疑応答があった。

##### 1. 施設整備について

基準改訂の問題については、46年度は見合わせると聞くが、文部省としての計画はどうか。

この点については、応急的に措置したい。47年度には、実質的な基準改訂にもっていきたい。

##### 2. 大学院の施設基準の改訂については早急に願いたい。

本件は、大学学術局とも連絡をとり進め

たい。

3. 入試改善については、大学課で選抜方式の改善について検討している。各界の協力を望みたい。予算的には、先ほど説明のとおり従来15の大学に追跡調査をお願いしているが、来年度は合わせて25大学にお願いすることになっている。

1・2期の問題は、既に社会に定着している問題である。大学としては一本でよいが、社会の要求があって捨てきれないのが現状である。

4. 図書館の整備については、学部図書館、学部図書室の充実に主点をおく意見があるようだが、それだと中央図書館が浮いて来る心配がある。図書館の充実如何は、学生問題にも、大学改革の問題にも関係がある。

以上で閉会した。

## 2. 諸 会 合

(昭和46年1月～5月1日)

| 月 | 日  | 曜 | 時刻     | 会 議 名         |
|---|----|---|--------|---------------|
| 1 | 9  | 土 | 13時    | 大学運営協議会第1研究部会 |
| 1 | 11 | 月 | 13時30分 | 大学運営協議会第2研究部会 |
| 1 | 14 | 木 | 10時    | 第3常置委員会小委員会   |
| 1 | 26 | 火 | 10時    | 大学運営協議会第2研究部会 |
| 2 | 3  | 水 | 13時    | 大学運営協議会第1研究部会 |
| 2 | 5  | 金 | 10時    | 第3常置委員会専門委員会  |

|   |    |   |        |                           |
|---|----|---|--------|---------------------------|
| 2 | 9  | 火 | 13時    | 教養課程に関する特別委員会外国語教育に関する懇談会 |
| 2 | 9  | 火 | 15時30分 | 第7常置委員会                   |
| 2 | 12 | 金 | 13時    | 教養課程に関する特別委員会保健体育に関する懇談会  |
| 2 | 12 | 金 | 15時    | 第6常置委員会小委員会               |
| 2 | 15 | 月 | 10時    | 第2常置委員会                   |
| 2 | 16 | 火 | 16時    | 大学卒業予定者就職問題懇談会（文部省主催）     |
| 2 | 19 | 金 | 10時    | 第3常置委員会小委員会               |
| 2 | 19 | 金 | 13時    | 理事会                       |
| 2 | 20 | 土 | 10時    | 第5常置委員会                   |
| 2 | 20 | 土 | 10時    | 第1, 2, 3各研究部会             |
| 2 | 21 | 日 | 10時    | 合同研究部会                    |
| 2 | 25 | 木 | 10時    | 教職員の厚生等に関する特別委員会          |
| 2 | 26 | 金 | 13時    | 教養課程に関する特別委員会外国語教育に関する懇談会 |
| 2 | 28 | 日 | 13時30分 | 大学運営協議会第2研究部会             |
| 3 | 5  | 金 | 14時    | 教職員の厚生等に関する特別委員会小委員会      |
| 3 | 7  | 日 | 10時30分 | 大学運営協議会連絡会議               |
| 3 | 10 | 水 | 10時    | 第1常置委員会小委員会               |
| 3 | 10 | 水 | 13時    | 入試調査特別委員会                 |
| 3 | 11 | 木 | 13時    | 医学教育特別委員会                 |
| 3 | 13 | 土 | 10時    | 第3常置委員会専門委                |

|            |                       |               |                 |
|------------|-----------------------|---------------|-----------------|
|            | 委員会                   | 3.26 金 18時    | 理事会             |
| 3.16 火 10時 | 第1常置委員会小委員会           | 3.27 土 10時    | 理事会・大学運営協議会合同会議 |
| 3.16 火 13時 | 教養課程に関する特別委員会外国語教育懇談会 | 3.29 月 13時    | 第3常置委員会小委員会     |
| 3.17 水 10時 | 第1常置委員会               | 3.30 火 10時    | 第6常置委員会小委員会     |
| 3.19 金 13時 | 教養課程に関する特別委員会外国語教育懇談会 | 4. 2 金 13時    | 入試調査特別委員会       |
| 3.22 月 17時 | 第1常置委員会小委員会           | 4. 5 月 13時    | 第4常置委員会         |
| 3.25 木 13時 | 特別会計制度協議会             | 4. 7 水 13時    | 教養課程に関する特別委員会   |
| 3.26 金 10時 | 理事会・大学運営協議会合同会議       | 4.17 土 13時    | 第2常置委員会         |
|            |                       | 4.27 火 13時    | 第3常置委員会小委員会     |
|            |                       | 5. 1 土 13時30分 | 入試調査特別委員会       |

窓

## 脳 研 究 の 重 要 性

日本人の死因のうち、一番多いものは脳卒中である。正確に言えば中枢神経系の血管損傷であるが、欧米では心臓の血管性障害が死因として重視されているのに対し、日本では中枢神経系が重視されている。このほか、脳や神経の病気で社会問題として注目されているものに、水俣病、スモン病、心身障害児、など多くの病気がある。いずれも恐ろしい病気とされているが、その理由は第1には人間が人間であるためには脳の働きがなければならないからであり、第2には脳は一度こわれると元へ戻らないから、いつまでも障害が残るためではなかろうか。現在、医学領域で最も研究の対象として重視されているのは「がん」であるが、これが解決された場合、最も重要な研究対象となるのは、恐らく「脳」であろう。その理由は、前に述べた社会的問題が解決されていないことにもよるが、そのほかに脳については、あまりにも不明な点が多いからである。現在、科学の各分野ではすばらしい発展をつづけているが、その発展をもたらしたものは人間の脳であり、その脳について十分な研究が行なわれていないとすれば大変困ったことである。

私は次の時代の科学の重要テーマは、確実に脳であると思う。そして、その研究は単に医学のみに止まらず、工学、数学、物理学、化学の広い範囲の学者を網羅したものになるであろう。このような研究により、将来全く予測できない研究成果があがるであろうし、我々は今から、これに対応する研究態勢を整えていかなければならない。

(新潟大学脳研究所長 椿 忠雄)

## B 要 望 書 等

### 1. 公務員宿舎増設等の要望 について

昭和46年3月11日

国 立 大 学 協 会  
会 長 加 藤 一 郎

国立大学協会は公務員宿舎の増設等について別紙のとおり要望書を提出いたします。国立大学教職員の宿舎事情の現況と充足の緊要性にかんがみ特段の措置を講ぜられるよう何分のご配意をお願いいたします。

#### 要 望 書

##### 公務員宿舎の増設等について

国立大学の公務員宿舎については関係当局のご理解とご協力により、逐年整備されつつありますことは、われわれこれに関係するものとして感謝しているところであります。

しかしながら、国立大学の教職員にはいまなお約8,500人の住居不安定者がおり、さらに、拡充整備に伴う定員増や人事交流等によって新規の宿舎需要数の増加が見込まれます。

国立大学が高度化する学術研究の進展に対応してその使命を達成するためには、有能な人材の確保と適切な人員の配置がきわめて重要なことはいままでもないことでありますが、そのためには、まず現任者の住居を安定させ、さらに人事交流促進のための宿舎を確保することが、ぜひとも必要であります。

このたび文部省は、昭和46年度の国立大学の宿舎整備計画において、前記住居不安定者の半

数約4,000戸を要求しているやに聞いておりますが、以上の事情からこの際抜本的な施策を講ぜられ、右戸数の設置を実現されるよう特段のご配意を要望いたします。

なお、右実施に際しては、教育職4等級、行政職(1)6等級(行(2)を含む。)等の教職員も収容し得るよう考慮されるほか、独身寮および女子寮の設置についても考慮されるよう、何分のご配意を併せて要望いたします。

#### 要望先

文部省 天城事務次官、安嶋官房長、須田会  
計課長ほか

大蔵省 澄田事務次官、相沢理財局長、小口  
理財局次長ほか

### 2. 「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解 について

文部大臣 坂 田 道 太 殿

昭和46年4月14日

国 立 大 学 協 会  
会 長 加 藤 一 郎

当協会は、第一常置委員会において、昨年5月中央教育審議会より公表された標記の「基本構想」について検討した結果、さきにこれに対する「見解」(未定稿)を作成して、これについての各大学の意見を求め、さらに修正を加えて、この「見解」をとりまとめました。

ついては、本日標記の見解を中央教育審議会

会長に提出いたしましたので、宜しくご配意の程をお願いいたします。

(別冊省略)

## 「高等教育の改革に関する 基本構想」に対する見解に ついて

中央教育審議会

会 長 森 戸 辰 男 殿

昭和46年 4 月14日

国 立 大 学 協 会

会 長 加 藤 一 郎

当協会は、第一常置委員会において、昨年5月中央教育審議会より公表された標記の「基本構想」について検討した結果、さきにこれに対する「見解」(未定稿)を作成して、これについての各大学の意見を求め、さらに修正を加えて、この「見解」をとりまとめました。

ついては、本日ここに標記の見解を提出いたしましたので、宜しくご配意の程をお願いいたします。

(別冊省略)

窓

### 特 別 名 勝 松 島 の 若 返 り 手 術

日本三景の一とうたわれている松島の沈降・海食地形。それは凝灰岩というひ弱な体質だからこそ生まれたものである。美人薄命のたとえの通り、女性的な曲線とマツの緑で調和しているこの絶景も、蒲柳の質が災して、遠からず消滅の運命をもっている。そこでなんとかこの美観を現状のままで保持できないものだろうか、いや最少の人工で島を若返らせることができないだろうかと考えていたときに、私の考えを決定させる事件がおこった。

それは材木島の崩落であった。昭和43年8月28日の午後に震度3の地震があったが、この翌日の早朝にはあの見事なアーチの部分がぐずれ落ちて、単調な大小2つの島になってしまった。このニュースが全国に広がると、なぜ崩落前に対策をとらなかったかという声が大きくなってきた。

そこで特別名勝松島の管理団体である宮城県が中心になって松島の総診断を行なうことになった。この結果では仁王島の首に亀裂が発達していて、今にも転落しそうになっていることがわかり、すぐ対策工事をすることになった。なにせ仁王島の一带は外洋に面した暗礁地帯で接岸が容易でないこと、直径1.6mの細い首に45トンの重たい首が傾いてのっていること、首が風化した脆い凝灰岩からなっていることなどの悪条件があるだけでなく、最少限の人工で、しかも人工がわからないように忠実に復元することに苦心があった。

結局、強度・防食の面から鉄筋とエポキシ樹脂で首を巻くことにし、その表面に首と同質の凝灰岩をはりつけることにした。こうした強化した首は直径で30cmほど太くなったが、その形は50年前の姿によく似ている。

こんどは五大堂が建っている島の対策にもせまられている。いずれまた。

(東北大学教養部教授 奥津春生)

# C 予 算 ・ 決 算

## 1. 昭和45年度 国立大学協会歳入歳出決算

(注) 予算現額は、各科目間の流用後の金額を掲記

昭和46年 5月14日 理事会

昭和46年 6月 第48回総会

| 科 目                      | 決 算 額        | 予 算 額        |              |              | 差引増減        | 摘 要                                                   |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------------------------------------------------|
|                          |              | 当初予算額        | 追加予算額        | 予算現額         |             |                                                       |
| 歳 入 の 部                  | 円 39,827,938 | 円 29,011,000 | 円 10,038,943 | 円 39,049,943 | 円 777,995   |                                                       |
| 1 会 費                    | 26,091,000   | 26,091,000   |              | 26,091,000   | 0           | 75大学分                                                 |
| 2 預 金 利 子                | 604,624      | 400,000      |              | 400,000      | 104,624     | 定期・普通預金利子                                             |
| 3 雑 収 入                  | 13,231,314   | 2,619,000    | 10,038,943   | 12,657,943   | 673,371     | 追加予算は、「大学問題に関する調査研究(中間報告)」外36件78,079部の頒布収入額および同送料費の収入 |
| 4 前年度繰越金                 | 1,000        | 1,000        |              | 1,000        | 0           |                                                       |
| 歳 出 の 部                  | 円 38,020,425 | 円 29,011,000 | 円 10,038,943 | 円 39,049,943 | 円 1,029,518 |                                                       |
| 1 事 業 費                  | 19,420,425   | 12,395,000   | 7,450,000    | 19,845,000   | 424,575     |                                                       |
| (1) 総 会 費                | 1,498,557    | 1,300,000    | 200,000      | 1,500,000    | 1,443       |                                                       |
| (2) 運 営 協 議 会 諸 費        | 371,486      | 450,000      |              | 450,000      | 78,514      |                                                       |
| (3) 役 員 会 費              | 81,596       | 100,000      |              | 100,000      | 18,404      |                                                       |
| (4) 委 員 会 費              | 738,362      | 1,100,000    |              | 850,000      | 111,638     | 会議旅費へ流用減 △ 250,000円                                   |
| (5) 会 報 発 行 費            | 1,541,346    | 1,100,000    | 450,000      | 1,550,000    | 8,654       |                                                       |
| (6) 調 査 研 究 費            | 3,787,605    | 4,200,000    |              | 3,980,000    | 192,395     | 会議旅費へ流用減 △ 220,000円                                   |
| (7) 会 議 旅 費              | 4,110,850    | 3,200,000    | 450,000      | 4,120,000    | 9,150       | 委員会費より流用増 250,000円<br>調査研究費より流用増 220,000円             |
| (8) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費      | 7,290,623    | 945,000      | 6,350,000    | 7,295,000    | 4,377       |                                                       |
| 2 事 務 費                  | 17,100,000   | 14,516,000   | 2,588,943    | 17,194,943   | 94,943      | (予備費流用90,000円)                                        |
| (1) 諸 給 与                | 13,398,946   | 11,050,000   | 2,350,000    | 13,400,000   | 1,054       |                                                       |
| (2) 備 品 費                | 293,990      | 300,000      |              | 300,000      | 6,010       |                                                       |
| (3) 借 用 料                | 291,966      | 300,000      |              | 300,000      | 8,034       |                                                       |
| (4) 消 耗 品 費              | 239,305      | 250,000      |              | 250,000      | 10,695      |                                                       |
| (5) 印 刷 費                | 138,400      | 90,000       |              | 140,000      | 1,600       | 予備費より流用増 50,000円                                      |
| (6) 通 信 費                | 439,983      | 400,000      |              | 440,000      | 17          | 予備費より流用増 40,000円                                      |
| (7) 旅 費 ・ 交 通 費          | 437,520      | 500,000      |              | 500,000      | 62,480      |                                                       |
| (8) 庁 用 諸 費              | 636,404      | 400,000      | 238,943      | 638,943      | 2,539       |                                                       |
| (9) 雑 費                  | 96,190       | 100,000      |              | 98,700       | 2,510       | 被保険者事業主負担金へ流用減 △ 1,300円                               |
| (10) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金 | 505,296      | 504,000      |              | 505,300      | 4           | 雑費より流用増 1,300円                                        |
| (11) 退 職 給 与 引 当 金       | 622,000      | 622,000      |              | 622,000      | 0           |                                                       |
| 3 予 備 費                  |              | 600,000      |              | 510,000      | 510,000     | 印刷費へ流用減 △ 50,000円<br>通信費へ流用減 △ 40,000円                |
| 4 一 時 借 入 金 償 還          | 1,500,000    | 1,500,000    |              | 1,500,000    | 0           |                                                       |
| 翌年度へ繰越額                  | 1,807,513    |              |              |              |             |                                                       |

# (付) 財 産 目 録

昭和46年 3 月31日現在

|                                                                                     |      |    |            |  |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|----|------------|--|------------|
| 資 産 総 額                                                                             |      |    |            |  | 7,704,205円 |
| 1. 運 用 財 産                                                                          |      |    |            |  | 2,427,613円 |
| (1) 普 通 預 金                                                                         |      |    |            |  | 1,807,613円 |
| 第一銀行本郷支店                                                                            |      |    | 1,294,449円 |  |            |
| 富士銀行本郷支店                                                                            |      |    | 389,388円   |  |            |
| 三和銀行本郷支店                                                                            |      |    | 123,676円   |  |            |
| (2) 有 価 証 券                                                                         |      |    |            |  | 620,000円   |
| 割引電信電話債券(額面) 62万円                                                                   |      |    |            |  |            |
| 昭和39年 9 月取得                                                                         | 10万円 | 3枚 | 30万円       |  |            |
| 昭和41年 3 月取得                                                                         | 10万円 | 3枚 | 30万円       |  |            |
| 昭和41年 3 月取得                                                                         | 1万円  | 2枚 | 2万円        |  |            |
| 2. 積 立 金(退職給与引当金)                                                                   |      |    |            |  | 2,510,070円 |
| ただし、うち 560,000 円は昭和44年度経費に一時運用し、昭和46年度において償還の予定                                     |      |    |            |  |            |
| (昭和45年 2 月15日)                                                                      |      |    |            |  |            |
| (理 事 会 承 認)                                                                         |      |    |            |  |            |
| (1) 普 通 預 金                                                                         |      |    |            |  | 950,000円   |
| 富士銀行本郷支店                                                                            |      |    | 550,000円   |  |            |
| 三和銀行本郷支店                                                                            |      |    | 400,000円   |  |            |
| (2) 定 期 預 金                                                                         |      |    |            |  | 1,000,070円 |
| 第一銀行本郷支店                                                                            |      |    | 1,000,070円 |  |            |
| 3. 図 書                                                                              |      |    |            |  |            |
| 現行日本法規一式 55冊                                                                        |      |    |            |  | 50,000円    |
| 4. 備 品                                                                              |      |    |            |  | 2,716,622円 |
| 机, 椅子, 戸棚, 書庫, 金庫, 謄写機, ロッカー, テープレコーダー, 電子リコピー, タイプライター, ガスストーブ, 電話機, マイクロホン等 179 点 |      |    |            |  |            |
| (注) ほかに、負債(上記退職給与引当金よりの運用金) 560,000円あり。                                             |      |    |            |  |            |

## 2. 昭和45年度 国立大学協会歳入歳出追加予算（案）

昭和46年 2月19日理事会

昭和46年 6月第48回総会

| 科 目                 | 当初予算額      | 追加予算額      | 予 算 現 額    | 備 考                                                   |
|---------------------|------------|------------|------------|-------------------------------------------------------|
| 歳 入 の 部             | 29,011,000 | 10,038,943 | 39,049,943 |                                                       |
| (3) 雑 収 入           | 2,519,000  | 10,038,943 | 12,557,943 | 追加予算は、「大学問題に関する調査研究(中間報告)」外36件78,079部の頒布収入額および同送料費の収入 |
| 歳 出 の 部             | 29,011,000 | 10,038,943 | 39,049,943 |                                                       |
| 1 事 業 費             | 12,395,000 | 7,450,000  | 19,845,000 |                                                       |
| (1) 総 会 費           | 1,300,000  | 200,000    | 1,500,000  | 総会および事務連絡会議の諸経費値上りのため                                 |
| (5) 会 報 発 行 費       | 1,100,000  | 450,000    | 1,550,000  | 印刷材料その他印刷費値上りのため                                      |
| (7) 会 議 旅 費         | 3,200,000  | 450,000    | 3,650,000  | 会議出席者増加のため                                            |
| (8) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費 | 945,000    | 6,350,000  | 7,295,000  | 図書・資料頒布数増加のため                                         |
| 2 事 務 費             | 14,516,000 | 2,588,943  | 17,104,943 |                                                       |
| (1) 諸 給 与           | 11,050,000 | 2,350,000  | 13,400,000 | 給与改訂その他により経費増加のため                                     |
| (8) 庁 用 諸 費         | 400,000    | 238,943    | 638,943    | 庁用物資値上りのため                                            |

（追加予算を要する理由）

上記各科目に記載の理由により歳出予算（総会費、会報発行費、会議旅費、図書・資料頒布費、諸給与、庁用諸費）に不足を生じ歳入予算（雑収入）において「大学問題に関する調査研究（中間報告）」外36件の頒布収入の増収があったため、これに関係する歳入歳出予算を追加する必要がある。



### 3. 昭和46年度 国立大学協会歳入歳出予算（案）

（注）前年度予算額は、前年度の最終予算額を示す。

昭和45年 3月26日理事会  
昭和46年 6月第48回総会

| 科 目                 | 予 算 額      | 前 年 度 額    | 差 引 増 減    | 摘 要                                                             |
|---------------------|------------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 歳 入 の 部             | 32,689,000 | 39,049,943 | △6,360,943 |                                                                 |
| 1 会 費               | 27,030,000 | 26,091,000 | 939,000    | 75大学会費                                                          |
| 2 預 金 利 子           | 400,000    | 400,000    | 0          | 定期・普通預金利子                                                       |
| 3 雑 収 入             | 3,459,000  | 12,557,943 | △9,098,943 | 「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解（未定稿）」3,400部、外各大学改革案等资料頒布未収入その他の雑収        |
| 4 前年度繰越金            | 1,800,000  | 1,000      | 1,799,000  |                                                                 |
| 歳 出 の 部             | 32,689,000 | 39,049,943 | △6,360,943 |                                                                 |
| 1 事 業 費             | 13,842,000 | 19,845,000 | △6,003,000 |                                                                 |
| (1) 総 会 費           | 1,500,000  | 1,500,000  | 0          | 総会2回@35万円計70万円、事務連絡会議2回@30万円計60万円外に会場費20万円                      |
| (2) 運営協議会諸費         | 450,000    | 450,000    | 0          | 協議会5回@4万円計20万円（資料費を含む）大学問題研究部会5回@3万円計15万円外に会場費10万円              |
| (3) 役員会費            | 100,000    | 100,000    | 0          | 理事会@6回1万円計6万円、常務理事会3回@5千円計1万5千円、外に会場費2万5千円                      |
| (4) 委員会費            | 1,100,000  | 1,100,000  | 0          | 委員会および専門委員会110回@6千円計66万円、特別会計制度協議会4回@1万5千円計6万円（資料費を含む）外に会場費38万円 |
| (5) 会報発行費           | 1,600,000  | 1,550,000  | 50,000     | 会報4回@35万円計140万円外に原稿料・謝金・送料20万円                                  |
| (6) 調査研究費           | 4,200,000  | 4,200,000  | 0          | 各委員会等の資料購入・作製その他調査研究費（調査研究旅費・謝金および調査職員給与を含む）                    |
| (7) 会議旅費            | 4,500,000  | 3,650,000  | 850,000    | 学長以外の委員の会議等出席旅費                                                 |
| (8) 図書・資料頒布費        | 392,000    | 7,295,000  | △6,903,000 | 各大学改革案頒布資料作製および購入費                                              |
| 2 事 務 費             | 17,587,000 | 17,104,943 | 482,057    |                                                                 |
| (1) 諸 給 与           | 13,500,000 | 13,400,000 | 100,000    | 職員（10人）の俸給・諸手当および臨時傭員給                                          |
| (2) 備 品 費           | 450,000    | 300,000    | 150,000    | 印刷機その他庁用什器備品等                                                   |
| (3) 借 用 料           | 300,000    | 300,000    | 0          | 協会事務局・倉庫・物置借用料                                                  |
| (4) 消 耗 品 費         | 250,000    | 250,000    | 0          | 庁用消耗品等                                                          |
| (5) 印 刷 費           | 100,000    | 90,000     | 10,000     | 庁用印刷                                                            |
| (6) 通 信 費           | 450,000    | 400,000    | 50,000     | 電話料・電信料および郵送料                                                   |
| (7) 旅費・交通費          | 500,000    | 500,000    | 0          | 事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費および交通費                                        |
| (8) 庁 用 諸 費         | 650,000    | 638,943    | 11,057     | 光熱・水料・新聞雑誌購入費その他の庁用諸費                                           |
| (9) 雑 費             | 100,000    | 100,000    | 0          | 職員厚生費・清掃費その他諸雑費                                                 |
| (10) 被 保 険 者 事業主負担金 | 564,000    | 504,000    | 60,000     | 47,000円（月所要額）の12ヵ月分                                             |
| (11) 退職給与引当金        | 723,000    | 622,000    | 101,000    |                                                                 |
| 3 予 備 費             | 700,000    | 600,000    | 100,000    |                                                                 |
| 4 一時借入金償還           | 560,000    | 1,500,000  | △940,000   | 昭和44年度一時借入金206万円のうち、45年度において150万円を償還済に付残額56万円を償還                |

## D 資 料

### 1. 大学改革の現時点

西 田 亀久夫

(注) 昭和46年2月13日・14日大学セミナーハウスにおいて行なわれた大学教員懇談会の際の文部省西田審議官の講演要旨である。(文責国大協)

「大学改革の現時点」という問題をいただきましたので、私の仕事の関係で大学の改革という問題が、今、どのように考えられ、そして、それが、どの段階までできており、今後どういう手順でそれが進行するかということについて、どのような考え方をしておるか。そういう見通しについてのご説明を申し上げることにします。

そこで、最初にお断わり申し上げますのは、私は昭和42年から今まで約4年ほど、中央教育審議会で幼稚園から大学までの教育制度の問題を検討課題としてやっておりました。大学制度の改革はその中の一つでございます。そして、役所の審議会の性格といたしまして、改革の問題を取り上げる角度も非常にマクロ (Macro) な立場、そして、しかも非常にロングレンジ (long range) の相当先の見通しという立場から、ある方向を出そうと、こういう仕事でございます。

先ず、改革の課題という問題を考えますのにこれには三つの違ったデメンション (dimension) の問題があると思います。

一つは改革の目標、もう一つは改革の方策、

三番目が改革の手順というように、私は一応区別をしております。

目標と申しますことは、何らか現にある状態の中にこういう問題がある、それを改革によってどういう問題の解決を計ろうとしておるか、いかなる問題を解決の狙いとしておるかということが、改革の目標であるかと思います。

二番目の方策と申し上げましたのは、こういう問題を解決するために、具体的に、どういう手段をとるのかという方策の問題であります。その目標と方策はいずれも、改革のポイントと、その狙いを検討したわけでありますが、三番目の手順と申しますのは、しからば、現在の現実の姿からその望ましい改革の目標を、そういう方策によって実現をしていく手順プロセス (process) はどうなるのかという問題だろうかと思います。その三つは、それぞれ違った次元の問題であらうかと思います。

そこで、今日は「改革の現時点」ですから、専ら、その三番目の手順の問題を中心に申し上げたいと思いますが、前段の目標と方策について、既に公表されておりますもので、中央教育審議会の中ではどんな考え方があるかということ、簡単にかいつまんで、最初に整理をして申し上げておきたいと思ひます。その主な目標と方策を五つに分類して、箇条書きにいたします。

1. 大衆化と高度化
2. 専門化と総合化
3. 自律性と有機的統合
4. 自主性と開放性

## 5. 自発性と計画性

最初の「大衆化と高度化」は、日本の高等教育が現にそうでありますし、今後、ますます急速に大勢の学生を受け入れる大衆化が進むであろうということと、それから大学における学問研究が極めて、高度化したものを要求されるという二つの要請に対してどう応えるかということです。

ここにいずれも何々と書いておりますのは、本来的に高等教育はそういう矛盾した要請のどちらか一方を切り捨てるということができない形で今、問題に直面している、そういう把握方があります。

現在、既に大学進学率は20%が、近い将来に30、40%になるだろうと言われておりますし、しかも、ここにいらっしゃる先生方が、大学の中からお考えになりますのに対して、これを一般的な見方をいたしますと、現在、大学に入っている学生のうちの約四分の一の人の高等学校の学習成績は、高等学校の並以下の成績です。

従って、素質的にも非常に幅が広がっております。しかもそれが、ますます広がるだろうと、これが前提であります。一方において、おそらく、50年、100年前よりももっとレベルの高い(high-level)研究が要求されてくる、この二つの要請をどうするか。この課題に応えることが一つの目標であります。

これに対する方策として、中教審が提案しておりますのは、日本に現に800あります大学・短大全ての高等教育機関の種別化と多様化です。機関の種類を分けることについては、例えば、四年制の大学をとりましてもその中に一つのカリキュラムのA、B、Cという類型化ということが基本的に必要になる、ということを申

しております。これが一番の問題であります。

これは専ら学校制度の問題でありますが、二番目の「専門化と総合化」と書きましたのは既に今日の午後ご議論がありましたように、教育の中身の問題です。そこでは一つは高度に専門化された知識・技術の修練が必要になるということと、ますます複雑化する社会の中で総合的な判断、システム的な思考というような総合化が要求されるという矛盾した要請、これを高等教育がどう受けとめていくかという問題であります。

これに対する中教審自体の提案は、カリキュラムの改善という問題で、先程のシンポジウムでありましたお話につなげて申しますと、いわゆる大学の教育課程というものの考え方について、大きな改革の必要性を提案しております。谷口先生からお話があり、一般教育の自由化というのはこの前の改正38年の時の中教審の話でありまして、今回の中教審は、むしろ谷口先生がおっしゃいましたように、一般教育と専門教育の区別をやめてしまうという提案です。そういう枠を外してしまう、そして、むしろいろんなコースの目的に応じた専門教育の中で一般教育の本来の狙いとしたものを生かすという新しいカリキュラムの考え方を採るべきであるということです。

これは、大分、一步進んだ方向の考え方です。ただ、これは先程のお話に関連して申し上げますと、中教審自体としても、その議論を進めてまいります場合、現在の段階では明確な具体的な説明が非常に難しいということでもあります。先程のご議論にもありましたように、一般教育によって学生に何を身につけさせようとしておるのかということが明確に、定義されていない。

専門の学問をやれば、教養がつくはずだというのは、大変な論理の飛躍でありまして、学問の中にも、非常に法則的な理解をやる学問もあれば、規範的な一つの判断を養う学問もあれば価値的な問題を扱う学問もあります。学問と一口に申しまして、いわゆる教養とは、そのような、人間の思考過程なり判断能力の何を養おうとしておるのか、教養とはいかなる要素から成り立つのか、更に難しくてもわかりませんのは、仮りにそれが定義できたとしてもそれが、どういう教育的なプロセス (process) の中で形成されるのかということについて、現在の教育の学問が答えてくれないということでもあります。

価値観というものは、どうやって形成されて行くのか、このことが明確に立ちません限り、いろんな理念なり、要請はあっても一般教育の本来の姿を実現するには、今後、相当つつこんだ研究といろいろな試行錯誤の段階が必要であり、現段階で明確な割り切り方は出ないだろうと私は思っております。

もう一つは、このカリキュラムの改正とともに、教育方法の改善のことを申しております。これらは、既に基本構想で、ご覧になっていると思いますが、三番目の「自律性と有機的統合」と書きましたのは、今度は大学を一つのオーガニゼーション (organization) として見た場合の解決すべき問題点です。前段の自律性と申しますことは、研究や教育という機能は本来、個人の極めて創造的な活動であり、学問研究というのは本来、一匹狼のやることだと思います。決して、組織の中で皆で多数決できめるようなものではない。従って、極めて個人の自律性を非常に尊重しなければならないという必要性と、これが、今度は組織としてシステム (system)

として共同し、ある生産的な活動をしていくために、どうやって有機的なインテグレーション (integration) を作るか、この矛盾した要請をどうするのかという一つの課題だろうと思います。

これまでは、学問研究の世界にあっては管理というのは、最小限であることが理想であるという考え方がございました。しかしながら現在では、既にそのことは多くの方が必ずしも一つの理想とはお考えにならない問題だと思います。これに対する解決・提案として、中教審は一つは大学の中における、中枢的な管理機能の整備という問題を出しています。これは決して法律・制度の話というよりは、具体的なアドミニストレーション (administration) に対する、リーダーシップというものをどうやって作るかということでもあります。そうでなければ、リーダーシップを持つ能力のない所に制度上の権限を与えてみても、それが濫用されるだけであります。どうやって、その実際の行政的リーダーシップを大学の中で育てるかという課題、もう一つは組織論といたしまして、先程お話がございましたように、大学の研究と教育という機能を正しく両立させるために、両方の組織を機能的に分離をしようという提案でございます。これも、具体的な展開をするのには非常に難しい問題がありますが、それが一つの解決の提案であります。

四番目の「自主性と開放性」と申しますのは、大学と社会との関係、大学と大学外との関係の問題であります。前段の自主性と申しますのは、当然、大学が人間の理性の命ずるところに従って、研究と教育というものを、最も伸び伸びと展開できる自主性を持つということです。しかし、そのことによって大学が外の世界

を遮断してしまっ、独善に陥って、内から退廃が起こるということがあってはいけないわけで、それをどうやって防ぐかという難しい問題と合わせて考えなければならない。

外から外敵が来て悪いことをしなければ、内にはいいものが必ずできるはずだという原則はないわけであり。外からの余計なコントロールを遮断することと、中のものが本当にいいものをクリエート (create) する能力を持つということを、どうやって保証できるか、これについての中教審としての一つの解決提案は、例の国公立大学の法人化というのが、この立場です。

大学を完全な本当の意味のオートノミー (autonomy) の体制、自律的な自己責任的な体制に持っていくということは、今の半ば官庁的な国立大学のシステムからむしろ、新しい進歩の基盤ができるのではないかと、それによって、むしろ大学自体の中に、ひとつの停滞が起これば、それを回復しようという力が中から生まれて行く、そういうシステムを、ビルトイン (built in) することが、大学の改革の一つのポイントではないか、それを外からコントロールしようとしても決して成功しない。

外からのコントロールでなく、中からそれを、改革していくエネルギーをどうやって生み出すか、このためには自分のやった行為が自分の責任にはね返ってきて、自分の痛みを排除するために自分が努力をしなければならない。こういうシステムしかないのではないかとというのが法人化の思想であります。

それには当然、閉鎖性の打破という意味におきまして、人事の閉鎖性を打破する人事制度の改革の問題が一つございますし、更に、先程の話にありました、大学間の交流という問題がそ

こに出てまいります。これは学生と先生方の交流の両方の問題でございます。

最後の五番目の大学の「自発性と計画性」と申しましたことは、研究・教育というそれ自体が極めてクリエーティブ (creative) な自発的な努力の結晶でありまして、そういう自発性というものを高度に尊重するということと、国全体として、高等教育機関がどういう姿になっていけばいいかという計画性とをいかにして調和させるかという問題であります。

一つ一つの大学が、オレはこれがいいんだと思う大学をみんなの大学がお考えになってそれを加算したら国全体として良い姿になっておると、そういう予定調和の考え方は私は信用できないわけであり。そこには全体プランというものがなければならない、そこに自由というものと、計画というものをどうやって調整するか。この課題を解決しなければいけない、これはナショナル (national) なレベルでの高等教育の課題だと思います。

これに対して、中教審は、一つは現在の文部省とは違って、国立・公立・私立を含めた高等教育をどういう形に全体としてもっていくべきかという、将来計画を考える公けの体制を新しく作るべきだと一つ言っております。そして今度はその段階において、国の大学に対する財政援助は大学にある標準的な運営予算というものを、ブロックの形で差し上げて、それをどういう目的に運用するかは全部挙げて大学の責任として行なうという形にすべきではないか。一つ一つの予算にヒモをつけて、これは何のお金、これは何のお金というのは、ちょうど小さな子供にお小使い帳で、これはお菓子を買うお金で、これは何でというようなヒモつきをやっているようなもので、それ自体、極めて煩瑣な制度で

あるとともに、その全体の資金を最も有効に活用する当事者の責任感が生まれてこない。

無用なコントロールを起すとともに、大学の本来の自主性を育てる上に不適當であるという意味において、そういうブロックとしての援助が考えられるわけですが、これは国立大が法人化された場合も私学などと同じような形でそういう援助にすべきであろう。これは今の予算制度を根本的に変える問題であります。以上が中教審の目標と方策についての問題であります。現時点において私共の理解がどうであるか、それにはいろいろご批判があらうかと思いますが、私、ここに申し上げました、相拮抗する二つの難しい問題を合わせ考えて行なうことが、高等教育の改革の一つの目標だと思います。

先程のシンポジウム以来のお話を伺いまして、この問題の捉え方について相当広い範囲にコンセンサス(consensus)があるというように私共は思っております。問題は、その目標を解決する具体的な方策として、今、口頭で申し上げましたことは、中教審の一つの提案でありまして、それ以外にも、いろいろあらうかと思えますし、これについて現在充分な合意ができておるかということについては、私は自信がありません。それは中教審自身の案が必ずしも完全でない、または明確でないという問題とともに、大学の当事者の方々がそういうものを実施した場合に何がどう変わり、今の自分達の状態がどう変化するのかについて一種の不安と疑惑を持っておられる、ということに原因があるように思います。

最後の手順の問題につきましては、中教審が昨年の11月から、今年の5月までかかって検討いたします。今最後の段階でございまして、審議の進行中のプロセス(process)であります。

中教審の基本構想等が出ました頃から、手順として、どうやって実行するのだという議論がたびたびございました。一つの反応は政府や文部省やという上からの改革には反対なんだという一つのリアクション(reaction)であります。

上から下からというのは妙なので、私共は、行政は行政としての機能を持っており、その役割において何をなすべきかを考えようという立場でございます。しかし、これが国家なり、権力なりという立場と密着しておりますと、これが大学の伝統的なプライドを傷つけ、あるいはその大学の改革の進め方自体に一つのイデオロギー的な立場からの反対もある。というように私は理解しております。

それでは、「上からの改革」でなくて「下からの改革」は可能なのか、これについては、私は決して楽観できない状態であらうと思います。むしろ、大学自体の中に、この改革を進めなければならないというインセンティブ(incentive)が欠如しているという感じがいたします。

従って、改革に関するいろいろな試案もあり、議論もごさいますけれども、具体的に改革を実践しようというエネルギーがどこから生まれるかということについて根本的な欠陥がある。その最大の欠陥は、大学の中に、改革を進めていくリーダーシップというものが継続的に存在しえないというのが最大の欠陥だと私共は思っております。これは大変、失礼な言い方です。

卒直に申しまして、私、文部省に20年おりますが、毎年、国立大学の学長会議をいたしますと、学長70数名の方々のうちの約4分の1、多い時は3分の1は毎年新しい方でございます。昨年の学長会議の話は全然コンテュニティー(continuty)はない、これが私の知っております

す期間の経験でございます。

大学紛争の時に、多くの学校で紛争を解決するために、相当強いリーダーシップを結集されました。紛争というネガティブ (negative) な状態を解決するのでさえ、強いリーダーシップが要るのに、大学改革という非常にポジティブ (positive) なもっと息の長い仕事をやるのに、こういうリーダーシップの連続性がない状態で、果してやれるのか。この問題が、私卒直に申しまして、内部からの改革ということについての大学の一つの致命的な欠陥ではないかと思えます。

以上のような、観点に立って改革の進め方、手順の問題として現在私どもで議論されておりますところは、いずれも未確定な非常に流動的な段階でございますが、本日のようなお集まりでございますので、むしろここで卒直に考え方を申し上げてご批判をいただきたいと思えます。

改革というものをどうやって進めるのかということが一番難しい問題であり、また、中教審は文部大臣からそれを問われておるわけですし、その問われておるのは、改革のビジョンを描くことではなくて、行政として、どういう政策を構ずるべきかということを答申してくれといわれているわけであります。

私どもの考え方は改革というものは現にあるものが何かに変化していくことであります。改革による進行というものは非常にダイナミックなプロセスであって、そこには現実には、その変化を妨ごうとする要因と、促進しようとする要因とが絡まり合って一つのように力動的な動きをするものだということに考えます。その阻害する要因の中には、卒直に申しまして、現にある大学の今の現状の中で、それぞれの先生や職

員の方が持っておられるベステッドインタレスツ (vested interests) というものを変化させることが非常に難しいということであります。既得権としてお持ちになっている今の状態というものに対して、人間はどういう人でも極めて、それに対しては保守的な態度をとります。そのベステッドインタレスツというものに対して、改革というものは必ず何らかの挑戦を起こすわけであります。それを一切変化させないで、改革ということは不可能であります。また、先程申しましたような、リーダーシップというものが育ちにくいということは大学のみならず、私ども行政官庁にも言えることでして、おそらく、大学改革を今後、着実に進めるためには、その期間に大臣や次官や局長が何代か代わるかもしれない。しかし、その間、政府として本当に、これを一貫した方針で、まじめに、継続的にやるのならば、それだけの体制が政府にもなければならぬ、ということが中教審では言われております。従って中央にもそういう一つの継続性のある体制が必要だろう。

とすれば、今度は、促進をする要因というのは何なのだろうか、かつては学生の大学紛争というものが一つの促進要因であった。それ以外に、大学の中の改革を進めて行く、そういうエネルギーになる一つの要因というものが現に何かあるのだろうか。ここの先生方のような極めて学問的な良心ということが、一つのポテンシャル (potential) なものとしてあることは間違いございませんが、遺憾ながらそれだけでは、現実の変化ということが起らない、現実のベステッドインタレスツ (vested interests) にチャレンジ (challenge) をしながら変化させるエネルギーにはならないというように私どもは考えます。

そこで、私どもは、ぎりぎり考えまして、行政官庁がやりうるものが何だろうか。行政の機能というものをトコトンつきつめさせていただきますと、たった二つしかないのであります。一つは公権力、一つは公けの財政の力、この二つしかありません。

公権力というものは、公けの権力によって一つの制度を作り、ルールを作って一つの規制を行なうという作用、もう一つは公けの財政という一つの財源的なものをどのように有効に使うか、という二つの手段しかないわけがあります。そうしますと、例えば先程の高等教育の多様化というものを今後進めて行く、しかも、それを国としての計画性を持ったものに進めていくという場合に、どうすれば望ましい改革として進行できるであろうか。

これをつきつめてまいりますと、三つほどに要約されます。一つの方策は、これはまだこういうことが決ったわけではございませんが、考え方であります。

一つは新しいタイプの大学とは、こういうタイプのものであり、それは現にある大学基準とは別に、こういう別のパターンの大学というのが、制度として望ましいものだという類型をはっきり制度的に打ち出す、そういうガイド・ライン (guide line) を、制度的に準備をするということが一つだと思います。もう一つは先程のように国公私立を含めた国全体の高等教育の整備の目標というものは、こういう形ではありますまいかという一つの計画 (マスタープラン) が要る。少なくともこの二つを準備することが、私は政府の責任だろうと思います。そして、これは議論のあるところではありますが、それを用意したとしても、今、そういうことは要するに、現状を何も変革しないで維持していく

ことを困難にしようとしているわけでありません。ですから、現状を変革せざるをえないようにし向けるための、公権力の使用としては、今、申しました、新しいパターンのもののガイド・ラインを作ることとマスター・プランを政府として提案することですが、もう一つそこに行政としての可能性の問題は、新しい改革がある時までに必ず完成するという、タイム・リミットを制度的に設けるかどうかという問題であります。

諸外国の例ではフランスがそれをやっております。大学改革基本法によりまして、一つのタイム・リミットを設けて大学当事者が積極的にそれをお考えになるという一つの制度的な枠組みをやっておるのであります。これは極めてドラステック (drastic) な方法であります。そういうことも一つのストラテジー (strategy) として考えるわけです。

第二番目の問題は、財政面から見まして、今申しましたのは現状を変革しないでおうとしても、そうはしておれないという一つの方向づけであります。次はもう少し積極的に改革の努力をして、いいものを建設的に作ろうとすればそれが実るんだという一つの積極的なインセンティブ (incentive) を用意することです。これは当然、財政的な誘導の問題だと思います。つまり、望ましい、新しいタイプのものが、そこに結論として出てきて、それをやるという意味が明確に現われてきた場合に、選択的にそれに思い切った財政助成をする、そうすれば努力をして、よりよいことをしようとすれば、そこにより良いものができるという希望が生まれてくる。よく言われますように、大学改革を議論いたしましても、一体、金の面がどうなるのかということが、わからなければ、今、



別に不自由をしてなければ、今のままが一番良いではないかということにならざるをえない。当然、財政的なインセンティブ (incentive) というものが行政の手段として考えられなければならない。

最後に、三番目は先程申しましたように、これをどうつなぎ合わせて、国全体のレベルと個々の大学の自発的な創意とを一步一步具体的に改革を進めていくかということに、相当な時間と連続的な努力が必要であります。

そこで、行政としましては、おそらく、その継続的な実施を保証するためのメカニズムを作らなければならない。一つは、中央にはセントラル・プランニング・ボードというものが必要だろう。中央にはそういう計画性を持ったものが要るだろう。そして、同時に大学の中にも——一つの議論でございますが——この改革を5年か10年かかってやる間、学長とその中核となって少なくとも5年間ぐらいは継続的にその仕事に専念する人を作るべきではないか。年々歳々人が代わられたのでは、問題の本質がおわかりになった頃、責任のあるポジションから退かるということですから、賽の河原のようになってしまって到底、改革というものは実行できないであろう。そういう一つの体制を個々の大学でお作りになり、これと中央の制度との間に協力体制とパーテシペーション (participation) が起って全体計画が進められていくというメカニズムが必要じゃないかと考えます。

卒直に大変ドラスチック (drastic) なことを申し上げました。ただ最後に申し上げておきたいことは、私どもは行政の役割というものとその限界というものを非常に強く感じております。

公権力と公財政…権力というものは、それ自

体、一つの規制の作用を持っておりますから、あることをさせまいとする機能としては大変有効に作用いたします。しかし積極的に良いものをするというポジティブ (positive) な行動を起こす機能は、権力からは出てこない。もう一つは財政というものは人間に対して極めて功利的な動機によって、誘導することができます。しかし、そういう功利とは無関係に、創造的なエネルギーを生み出すというのは人間の側にあるわけでありまして、財政から全ての問題が出てくるということは期待できない。従って新しい大学の理念を追求し、創造していくという非常に創造的な活動の場合に、一つの公権力と公財政というものは、ある一面の作用をするとは思いますが、そこには、極めて大きな限界がある。その創造的なエネルギーをどうやって生み出していくかということが、この具体的な手順の中で最も難しい問題であろうと思います。しかし、たびたび言われますように、民主国家においては、全てのそういうものが、ボランタリーに、grass-rootsに出てくるとというのが本来であろうかと思えます。しかし私どもは、現在の社会の変化は5年たち、10年たてば急速に進んでまいります。そして、大学の改革は、拙速を尊ぶわけではありませんけれども、我々が可能な限り、最も急がなければ、ますます大学が社会の中で生き残れなくなる危険性を持っているような感じが私はいたします。

従って私は、日本の現時点において、日本の民主的な体制の中で、政府の役割は、具体的な提案を極めて大胆に卒直に示す、そういうアクション (action) を起こすことだと思います。

これに対して大学や社会から、さまざまなリアクション (reaction) が出てきて、そしてそのアクション (action) とリアクション (reaction)

の中から変革のエネルギーが生まれてくれば、それで政府の役割は足りると思います。そして、私どもの考えたものが、そのまま実現するかどうかということは別に、少なくとも、それよりベター (better) なもの、少なくとも現状より良いものが生まれてくる一つのイニシアティブをとるのが現段階における政府の役割ではないか、これは大変思い上がった言い方かも知れませんが、私は、現在の政府は、ある意味では、スケープゴート (scapegoat) として袋だたきに会うことを覚悟して極めて卒直に提案をするというのが、我々の一番、正直なやり方ではないかと、かように思っております。

○ 転職については西田審議官ならびに大学セミナーハウスにお願いして了承を得た。

## 2. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について

各国立大学長殿

国大協総第 18 号

昭和46年 3 月 1 日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

昭和46年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期については、去る 2 月 27 日付各大学団体代表者の連名をもって別紙(1)のとおり就職事務開始時期を一部変更し申し合わせを行ないました。これは、第 3 常置委員会ならびに第 47 回総会の際の趣旨に基づき、大学教育正常化に資するため、かねてから各大学団体で協議を進めるとともに、文部省の幹施により日本工業教育協会ならびに日本経営者団体連盟等関係者と協議を重ねた結果によるものであります。な

お、この申し合わせ文案については、去る 2 月 19 日開催の理事会に附議して承認を得ましたが、いずれ次期総会においてご報告かたがたご了解を得る予定でありますので、よろしくお願いいたします。

ついては、この申し合わせの趣旨について、学内教職員と学生に対し十分周知方お取り計らいくださるとともに、その実施に際し、とくに次の事項についてご留意の上ご協力くださるようお願いいたします。

- (1) 本年はその開始時期を、事務系・技術系ともに 7 月 1 日以降に一本化したこと。

ついては、このために就職事務の混乱を来す等のことのないよう、予め周到な準備をしていただきたいこと。

- (2) 申し合わせの 2 の「10 月 1 日以降実施を目的として行なう」ことについては、国立大学においては例年のとおり 10 月 1 日以降実施を厳守すること。

- (3) 昭和45年 4 月 3 日付国大協総第 62 号通知の趣旨により、各大学の就職事務の取扱いについては、担当者を明確にし、この上とも責任体制の確立をはかること。

なお、当協会より、全国の各事業所団体の代表者に対して、別紙(2)のとおり依頼状を送付し協力方を要望いたしましたので、貴学におかれてもその趣旨を十分ご了解の上何分のご配慮をたまりたく、ご通知かたがた併せてお願いいたします。

(別紙 1)

### 申し合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和46年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任

において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

#### 記

1. 就職事務は、事務系・技術系ともに、7月1日より前には一切行なわないこと。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和46年2月27日

国 立 大 学 協 会  
会 長 加 藤 一 郎  
公 立 大 学 協 会  
会 長 小 野 宗三郎  
日 本 私 立 大 学 連 盟 会 長  
佐 藤 朔  
日 本 私 立 大 学 協 会 会 長  
稗 方 弘  
私 立 大 学 懇 話 会 会 長  
高 垣 寅次郎  
国 立 短 期 大 学 協 議 会 会 長  
博 田 五 六  
全 国 公 立 短 期 大 学 協 会 会 長  
各 務 虎 雄  
日 本 私 立 短 期 大 学 協 会 会 長  
内 藤 敬

### 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について(依頼)

(別紙2)

各事業主殿

国大協総第18号2

昭和46年3月1日

国 立 大 学 協 会

会 長 加 藤 一 郎

国立大学卒業者の就職につきましては、毎年

特段のご配慮をわずらわし厚くお礼を申し上げます。

さて、当協会におきましては、昭和46年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期について去る2月27日付各大学団体代表者ととも別紙(1)のとおり申し合わせを行ない、また、別紙(2)のとおり別途各国立大学長宛通知いたしました。本年はとくに各大学団体の強い要望もあり日本工業教育協会ならびに日本経営者団体連盟とも協議を重ねその賛意を得て行なったものであります。

申し合わせの趣旨は、学生の勉学期間を十分に確保し、将来の針路を慎重に検討する余裕を与え、また就職の機会を均等にすることに資するためであり、かつこのことが結局において採用者側の要望にも応え得る途であるという大学側の趣意に基づくものであります。

しかしながら、以上の実効をあげるためには、ひとえに採用者側の全面的なご協力にまたねばなりません。

つきましては、別紙(1)ならびに別紙(2)により以上の経緯ならびに趣旨をご諒承くだされ、貴団体傘下の各事業所等において大学側の立場を十分ご理解の上、大局的立場より格別のご協力を得られますよう何分のお取り計らいのほどお願いいたします。

### 3. 「視力障害者の大学進学について」の送付について

各国立大学長殿

国大協総第26号

昭和46年3月19日

第2常置委員会

委員長 秋月 康夫

このたび、当協会に対し東京学生盲人問題協

議会より同協議会資料委員会編纂「視力障害者の大学進学について」の寄贈があり、かつ、各国立大学に対しこの趣旨の徹底方について要請がありましたので、去る2月15日開催の第2常置委員会においてその取扱いについて協議の結果、各大学に対し上記の資料を送付し、ご検討いただき然るべくお取計らい願うことになりました。同封の上記「視力障害者の大学進学について」には盲人の大学進学上の各種有力資料が収録されておりますので、趣旨ご了承の上よろしくお願いいたします。

なお、東京学生盲人問題協議会より、ご検討の結果をお知らせ願いたい旨の要望書が出ておりますので併せて同封いたします。

(別冊資料省略)

#### 4. スポーツ安全協会傷害保険の趣旨周知方について

各国立大学長殿

国大協総第 31 号

昭和46年4月9日

第 4 常 置 委 員 会

委員長 柳 川 昇

かねて、当協会に対し、財団法人スポーツ安全協会より各大学に趣旨徹底方依頼がありましたので、去る4月5日開催の第4常置委員会の際、本件に関し文部省石川体育課長より説明を聴取し検討いたしました。

この制度は、同封資料(「スポーツ安全協会傷害保険の解説」および同上「あらまし」)に示されているとおり、体育スポーツ活動の普及振興に寄与するため、スポーツ活動中の傷害事故の補償を目的とし、従来の保険契約にはない種々の特殊約款が認められております。ついては、その趣旨をご了承の上、貴学学生部長その他

関係者によりしくご示達くださるようお願いいたします。

追って、加入は国立大学の場合は、貴学の体育会・運動部等の別紙第2種の各スポーツ種目(ボート印刷漏れ)の部員10名以上の希望者を募り、会長、部長、監督、キャプテン等が責任者となれば、これを加盟団体とみなし、加入ができますので、もよりの安全協会都道府県支部(教育委員会)に申込手をすればよいことになっています。詳細については、それぞれの支部にご照会くださるようお願いいたします。

なお、本件は課外活動の場合のみに限られ、正課体育の取扱いについては、目下検討中の趣きでありますので、申添えます。

(別冊資料省略)

#### 5. 「大学問題に関する調査研究報告書」に対する各大学の意見照会について

各国立大学長殿

国大協総第 33 号

昭和46年4月16日

大 学 運 営 協 議 会

委員長 加 藤 一 郎

このたび「大学問題に関する調査研究報告書(案)」につき一応の案を得ましたのでお送りいたします。

この「報告書(案)」は、昨年2月研究部会の名をもって公表した「大学問題に関する調査研究(中間報告)」について、その後これに対する各大学の意見および各大学より出された改革案ならびに中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する各大学の意見等にもとづいてこれを修正増補するとともに、この報告書(案)

の「まえがき」にも述べられているように「さきの中間報告に比して、幾分か問題を具体化して論ずるとともに、多様な改革意見の中に見られる共通性をできるだけ捉え、各大学共通の理解と拠りどころを求めようと試みた」ものであります。

また、この「報告書(案)」は、去る3月26・27日開催の大学運営協議会および理事会において慎重審議の上、これを大学運営協議会の「報告書」とすることに内定いたしました。なお、この「報告書(案)」の今後の取り扱いといたしましては、すでにご了承を得たとおり、これについての各大学のご意見を伺い、さらに修正を加えて、できれば6月の総会において採択をお願いする予定であります。

つきましては、ご多用中とは存じますが、この「報告書(案)」に対する貴学のご意見(審議用として50部)を来たる5月末日(期限厳守)までにご送付くださるよう、何分のご配慮をお願いいたします。なお、期限までにご回答のない向きは、とくにご意見のないものとして処理させて頂きたいと存じますので、予めご了承のほどお願いいたします。

ご参考までに、前回の「中間報告」と今回の「報告書(案)」の主要な相違点(修正案)を別紙に添付いたしましたので、ご検討の際の資料としてご利用願います。

(追申) 上記「報告書(案)」の貴学内ご検用の分は、さきにお申込の部数を本月16日至急便をもって発送いたしましたので念のためお知らせいたします。

なお、頒付価格は単価380円(ほかに送料実費)と決定いたしましたので併せてご了承願います。

(別冊報告書(案)省略)

(別紙)

## 「大学問題に関する調査研究(中間報告)」と「大学問題に関する調査研究報告書(案)」との主な相違点(修正点)

昭和46・4・15

今回の「大学問題に関する調査研究報告書(案)」(以下単に「報告書案」という。)は、さきに公表した「大学問題に関する調査研究(中間報告)」(以下単に「中間報告」という。)を全面的に検討し、主として次のような修正・増補を行なった。(なお、このほか、字句・叙述の修正があったが、ここではこれを省略する。)

記

### I 大学の管理運営

「はしがき」について

「中間報告」は、現行法の枠内で検討した旨を述べていたが、報告書案では、現行の管理機関の体系を一応の前提として、現行法の枠内・枠外にわたって問題を検討した主旨に書き改めた。

### I 人 事

「2 学長の選考」について

- a) 学長選考規程等を既に改正して、事務職員・学生等の参加を考慮している大学の例を新たに書き加えた。
- b) 投票による二つの方式(選挙方式・拒否権方式)について新たに説明を加えた。
- c) 学長選考参加に関し事務職員の特殊性について新たに書き加えた。

「4 教員の人事」について

- a) 教員の任期制について若干の修正を加えて書き改めた。

- b 大学の閉鎖性と教員の選考について若干の修正を加えて書き改めた。

## II 学内機関

### 「5 教授会の構成」について

教授会の権限と日常事務との関係について新たに書き加えた。

## II 大学の研究と教育

「中間報告」と比較して、更に訂正し加筆したのは次の諸点である。さきの「中間報告」は、全体について言えばやや簡約されているので、部分的には必要に応じてかなり詳説することにした。それには、「中間報告」について各国立大学から寄せられた意見に対する回答の意味も加味されている。

### I 総合大学における研究と教育

大学は研究と教育の不可分性を維持するとともに、その研究と教育とは学部、学科の制約を脱して、流動的・弾力的に果たされなければならないとする原則は何ら変えていない。が、次の項目について書き改めた。

#### 「8 外国語教育」について

#### 「9 保健体育」について

上記の2項目は、「中間報告」において「III カリキュラムの編成」の項にあったものを、ここに組み替え、さらに両科目について、自発的・合理的・効果的学習の方法等について詳細に書き改めた。

#### 「補説 I」について

各国立大学からかなり寄せられた疑点を明らかにするために、現行法令上の問題点を掲げ、学部制、教授会、大学院制度などについて、現行法令の枠のなかで改革のための経過的措置をとることは可能であり、その上で法令改正の措置を講ずべきであることを指摘した。

## II 国立大学の研究・教育組織

「新講座」による系列、専攻、部の制度については全く同一であるが、次の項目を書き改めた。

### 「6 大学院のあり方」について

「国立大学院」は学部からは切離された研究者養成機関であるとし、また、充実した研究組織としての「国立大学研究院」の内部に包摂されることを明らかにした。「国立大学院」および「国立大学研究院」は、ともにインターユニヴァーシティの性格をもつ地域的組織であり、その地域内の各大学の共同管理、共同利用のもとに立つこととした。

## III カリキュラムの編成

### 「2 上級課程」について

「中間報告」において「専修課程」と呼んでいた教育課程を「上級課程」に改め、国家試験もしくは高級技術者教育に備えて、大学の普通課程に続いて1～2年の期間をこれに充てることを提案した。従来の大学院修士課程とほぼ等しい内容をもつ教育課程である。

#### 「補説 II」について

カリキュラムの編成と学生との関係について新たに補説として書き加えた。

## IV 特定の専門に重点をおいた大学の構想

総合大学に対して、専門的目的をもつ大学においては、学科目の性格や教育や学習の技術的考慮からやや集約されてはいる。しかし、それも総合的な大学に対してけっして矛盾するものではなく、独立して設置しうるばかりでなく、総合大学的一部分にもなりうるし、さらに高度の研究・教育課程では、インターユニヴァーシティの構想に基づく「国立大学院」と結びつくことになるもので何ら別個のものを意味していないことを明らかにし

たほか、次の項目について書き改めた。

「前文」および「1 教育・学習組織」について

「中間報告」においては、「B 特定の専門に重点をおいた大学の構想」として、「1 改革の理由と基本的方向」、「2 改革案の目標」および「3 教育・学習組織」の3項目に分説していたものを、「前文」および「1 教育・学習組織」に統合し書き改めた。

「6 医学系教育の特殊性」について

新たにこの項を設け、医学・歯学の教育については、集約された課程を必要とすることが明らかにされているが、その場合でも大学制度のもつべき流動性や弾力性に対して、実質において何ら異ったものではない、ことを述べた。

### III 大学と社会

#### I 総 説

「2 大学の本質と社会的責任」について

「中間報告」の標題は、「2 社会的存在としての大学」であったのを、上記のように改め、大学が社会の要請に応えるにしても、大学の本質そのものに根ざした知的活動を通じて行なわれるべきことを、とくに強調することとして書き改めた。

「3 国立大学と国との関係」について

この項目は、「中間報告」にはなかったが「報告書案」で新たに設けた。ここでは、大学の行財政と設置形態、大学と警察との関係を述べた。なお、大学の財政と設置形態については「II 制度」のところで詳細に述べている。

#### II 制 度

「2 大学の管理・運営への社会の関与ならびに大学の設置形態」について

「中間報告」の標題は、「管理・運営への学外者の参加」であったのを、上記のように改め、とくに内容を書き改めて、大学の設置形態についての諸提案を紹介するとともに、その問題点を指摘した。

「3 大学経費の負担(大学財政)」について

この項の内容を拡充して、大学経費の確保および大学財政における大学の自主性の強化について、具体策を紹介し、コメントを書き加えた。

「4 大学間の協力と大学施設の開放」について

「中間報告」の標題は、「大学間の協力」であったのを、上記のように改め、「中間報告」では、「III 研究」のなかで述べられていた「大学施設の開放」を制度の問題として扱った。

#### III 研 究

「前文」について

大学における基礎研究と応用研究およびこれらの研究と社会との関係について新たに書き加えた。

「1 研究上の協力」について

本項目を新たに設け、大学間の協力および学外研究機関ないしは産業界との協力について新たに書き加えた。

「2 研究資金」について

「中間報告」の「4 研究資金」を改編したほか、各大学の改革委員会等の意見を参照して、若干の修正を加えた。

「3 産学協同」について

「中間報告」の「1 産学協同」を改編したほか、各界の意見を整理し、産学協同の利点と反対論および研究の自主・公開の問題について、さらに詳しく述べた。

「4 地域社会への奉仕」について

「中間報告」の「2 地域社会への奉仕」を改編した。

「5 特許権」について

「中間報告」の「3 特許権」を改編した。

(注) 「中間報告」の「5 施設の開放」は、Ⅲ 制度の項に組み替えた。

#### Ⅳ 教 育

「前文」について

「中間報告」の「Ⅴ 結びに代えて」を前文に統合し、また、前文 a) に、大学設置基準について新たに書き加えた。

「中間報告」の「1 大学教育の多様化」について、この項を全部削除した。

「1 大学教育の目的と内容」について

「中間報告」においては、「(1)大学教育の目的としての人格形成」と「(2)大学教育の内容」とに分説していたが、これを統合した。

「4 教育方法」について

本項の末尾に、非常勤講師手当および旅費の大幅な増額と活用の必要性について新たに書き加えた。

「5 大学教育における国際交流」について

本項中「(5)国際交流の組織その他の問題」の項に、国際交流のための特別基金設置について新たに書き加え、また、末尾に国際的大学設置について新たに書き加えた。

#### Ⅳ 大学における学生

「はしがき」について

学生問題を考えるとき、学生の勉学が基本的前提となるべきことを末尾に書き加えた。

#### Ⅰ 大学における学生の立場

「1 学生の地位の考え方」について

「中間報告」の標題の「1 学生の地位」

を上記のように改め、大学の管理運営と学生参加についての考え方の一部に修正を加え、本項の末尾に述べられていた外国の大学における学生参加方式の部分を削除した。

「2 教員と学生との関係」について

「中間報告」の標題の「大学における教官と学生の関係」を上記のように改め、全文の構成を変えて書き改めるとともに、大学の自治と学生の立場、教員と学生の職分・機能の相違についてさらに書き加えた。

#### Ⅱ 学生の自主的団体

「2 自主的団体に対する基本的考え方」について

本項の末尾に、学生の自主的団体に対する大学の態度について新たに書き加えた。

「3 加入方式と大学の公認」について

本項の末尾に、加入方式と公認について、大学のとるべき態度について新たに書き加えた。

「4 自主的団体の権利」について

本項の末尾に、大学の学生団体への権利の与え方について新たに書き加えた。

「5 自主的団体運営の問題」について

「中間報告」において、学生個人の権利に対する学生自治会の制約について述べていたが、これを削除した。

#### Ⅳ 学生の課外活動

#### Ⅴ 学生部のあり方

以上の2項目については、各大学より多数の意見が寄せられたので、それらの諸意見をできるだけ考慮して全面的に書き改めた。



## E そ の 他

### 1. 学長・役員・委員等の異動について

#### (1) 学長の交替

| 大 学 名       | 旧               | 新               |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 北 海 道 大 学   | 堀内 寿郎           | 丹羽貴知蔵           |
| 室蘭工業大学      | 一場 久美<br>(事務取扱) | 金森 祥一           |
| 東 北 大 学     | 水野 弥彦<br>(事務取扱) | 加藤陸奥雄           |
| 秋 田 大 学     | 藤島 主殿<br>(事務取扱) | 渡辺 武男           |
| 福 島 大 学     | 野村 正次<br>(事務取扱) | 安田 初雄<br>(事務取扱) |
| 宇 都 宮 大 学   | 中村 藤樹<br>(事務取扱) | 奥野 俊            |
| 東京外国語大学     | 鐘ヶ江信光<br>(事務取扱) | 鐘ヶ江信光           |
| お茶の水女子大学    | 波多野完治           | 谷田 閔次           |
| 福 井 大 学     | 山崎 正<br>(事務取扱)  | 清水 英夫           |
| 京 都 教 育 大 学 | 武居 三吉           | 岸田 武夫<br>(事務取扱) |
|             | 岸田 武夫<br>(事務取扱) | 岸田 武夫           |
| 神 戸 大 学     | 戸田 義郎<br>(事務取扱) | 戸田 義郎           |
| 奈良女子大学      | 五嶋 孝吉           | 曾沢 太吉           |
| 鳥 取 大 学     | 井上 吉之           | 小島 公平           |
| 島 根 大 学     | 坂本 四郎<br>(事務取扱) | 安達 一明<br>(事務取扱) |
|             | 安達 一明<br>(事務取扱) | 碓井 数明           |
| 山 口 大 学     | 力武 一郎<br>(事務取扱) | 力武 一郎           |
| 愛 媛 大 学     | 宮本 義男<br>(事務取扱) | 芦田 譲治           |

#### (2) 役員等の交替

##### ○ 理事

(旧) 堀内 寿郎(北海道大学)

(新) 丹羽貴知蔵(北海道大学)

(旧) 水野 弥彦(東北大学)  
(事務取扱)

(新) 加藤陸奥雄( " )

(旧) 山崎 正(福井大学)  
(事務取扱)

(新) 清水 英夫( " )

##### ○ 第3常置委員会委員長

井上 吉之(鳥取大学)一退任

##### ○ 入試調査特別委員会委員長

(新) 前田 敏男(京都大学)

#### (3) 委員, 専門委員の交替

##### ○ 第6常置委員会専門委員

海野 正次(千葉大事務局長)一退任

田口 栄司(東京学芸大事務局長)一委嘱

手塚卯津美(一橋大事務局長)一委嘱

##### ○ 教職員の厚生等に関する特別委員会

山本 義一(東北大学教授)一教員委員委嘱

隅谷三喜男(東京大学教授) "

### 2. 大学設置審議会大学設置分科会委員の候補者の推薦について

当協会より推薦の大学設置審議会大学設置分科会委員のうち、小塚新一郎前東京芸術大学学長藤岡由夫山梨大学学長の任期が満了したので、文部省より後任として倍数の候補者を推薦するよう申し越しがあった。よって、昭和46年3月26日開催の理事会に諮り、次の4氏を推薦した。

藤岡 由夫(山梨大学学長)

小野 勝次(静岡大学学長)

清水 文彦(東京医科歯科大学学長)

鐘ヶ江信光(東京外国語大学学長)(順不同)

### 3. 寄贈図書

大学問題検討小委員会報告（そのⅣ）

〃 （そのⅤ）

静岡大学

外国語教育研究分科会報告

会報（第21号）～大学図書館特集号～

大学基準協会

大学入学者選抜方法の改善について（中間発表）

外国人留学生問題について

文部省

大学院専門委員会答申

教育系専門委員会第二次答申

大学運営の改革のための三つの暫定措置に関する建議

広島大学

大学キリスト者 42

大学キリスト者

大学改革における研究所のあり方

東洋文化研究所

北海道大学改革調査報告

大学の自治今日におけるその意義（訳書）

北海道大学

教育学部紀要第18号

北大教育学部

外国法令判例集目録（補遺版）

東京大学

大学改革の理論と方法（上）

〃 （下）

国立国会図書館

大学問題についての答申

秋田大学

昭和45年度各省庁営繕計画書に関する意見書

（建設書）

一橋大学（手塚事務局長）

愛媛大学大学問題研究会中間報告（その3）

愛媛大学

第1回大学教員懇談会記録

大学セミナーハウス

スポーツ安全協会傷害保険のあらまし

〃 の解説

スポーツ安全協会

視力障害者の大学進学について

東京学生盲人問題協議会

研究紀要第16集

新潟大学教育学部

教養講座シリーズ（10）

〃 （11）

国立教育会館

日本育英会年報（昭和44年度）

日本育英会

Universitas Vol.13

Stuttgart

早稲田大学図書館の現状と改善の方向

早稲田大学

大学改革実現に関する要望

日経連教育特別委員会

諮問第5号「1970年代における総合的科学技術政策の基本について」に対する答申（案）

科学技術会議

日本学術会議第58回総会資料綴（第8期第7回）

ほか関係資料

日本学術会議

宇都宮大学改革委員会第2次報告書

宇都宮大学

大学時報特集号 Vol.20, No 95

私大連盟

研究論集（第4号）完成年次記念号

広島経済大学

「大学改革における研究所のあり方」

直轄ならびに国立附置研究所長会議

西日本工業大学研究紀要第1巻

窓

「学生との対話」学生実験室にて

学生A「B先生、実験レポートを持って来ました。」

教官B「やあ、大分遅れたね、どうかしたのかい……」

学生A「特に理由はないのですが、つい……」

教官B「どれどれ、うーん、だいたい良いようだが、迫力が足りないね、疑問に思う点はないのか。」

学生A「はい、この実験テーマに関連したこと講義ありませんし、よく分かりません。」

教官B「そうかも知れないね、ぼくらが学生の頃は、大体講義が先行していた。」

教官A「しかし、我々が学生の頃は講義がないところは自分で調べてやったものだが、近頃は、その都度言わないとやろうとしないのが多い。」

教官B「助手層はカリキュラムについて機会ある毎に改善するように話を出そうとしているが、何しろここでは、学科の教官会議にさえ助手層を参加させない。」

教官C「学生数が多過ぎて実験の教育効果が上がらないから、実験テーマをふやすなり、装置をふやすなりすべきだということを話しても講座によっては、予算がないとか、時間がなくなるとか言って拒否する教授も居て大幅な改善はできていないね。」

教官A「学生側からもカリキュラムへの要望を出すのがいいよ。助手層の言うことよりも学生の言うことの方を大事にするようだね、紛争になるのを恐れているのではないのか。」

学生B「そんなこともあるのですか、時間割には実験は全教官担当と書いていますが、実際は教授、助教授はあまり見えませんね、そういう決まりなのですか。」

教官B「そういう点も責任を明白にする必要がある。我々が実質教育活動に費す時間はカリキュラム時間をはるかにこすもので、一週20時間を越す人が工学部では約半数を占めている。その上研究も行なわねばならないし、正に重労働だ。」

教官C「学生諸君は我々を「先生」と呼ぶけれど、ここでは教官といえば講師以上を指す。ところが大学紛争などで立番したり、夜警が必要なときは「教官会議(助手以上)」というお呼出がくる。そのためにケガをした助手もでたりする。」

教官B「実験にたずさわっている職員でみんなが「助手」と思っている人は実は技術員なんだ。」

(国立大学工学部助手)

(注) 助手の問題は、大学問題のうち各面から検討を要する複雑困難な課題である。

## 国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事——会長、副会長を含む——21名、各常置委員長)
- 監 事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
  - 第2     "       (学科課程・入学試験等)
  - 第3     "       (補 導)
  - 第4     "       (学生の厚生)
  - 第5     "       (大学間の協力)
  - 第6     "       (大学財政)
  - 第7     "       (教員養成)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会       新設大学拡充特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会    図書館特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会    研究所特別委員会
  - 入試期特別委員会               教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 入試調査特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)  
    その下に、大学問題第1・第2・第3各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

### 編 集 後 記

本号には後藤大分大学長、新東京芸術大学教授の特別寄稿を、また窓欄には奥津東北大学教授、椿新潟大学教授の原稿を頂いた。お礼を申しあげる。そのほかにある助手の人から匿名の寄稿があり登載した。なお、資料のうち文部省西田審議官の「大学改革の現時点」はとくにご覧をいただきたいものである。(C)